

水質汚染事故対策マニュアル策定指針

1. はじめに

水道事業者等は、水質汚染事故発生時において緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められる。

水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関(WHO)が提案している水安全計画の策定を推奨しているところであるが、水質汚染事故発生時にこのような諸活動を迅速・的確に行うためには、各々の水道事業者等が規模・地域の特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。

水質汚染事故対策マニュアル策定指針は、中・小規模の水道事業者等の中で、水安全計画及び水質汚染事故対策マニュアルを作成していない事業者等や作成済みであっても実働マニュアルとしては不完全である事業者等を対象に、水質汚染事故発生時の応急対策の諸活動が迅速・的確に実施できる実働的なマニュアルを効率的に策定できるよう構成したものである。

2. 水質汚染事故対策マニュアル策定指針の構成

水質汚染事故対策マニュアル策定指針は、以下のⅠ、Ⅱにより構成している。

Ⅰ. 水質汚染事故対策マニュアルの概要と作成方法

水質汚染事故対策マニュアルの構成、基本的な考え方等を説明するとともに、「Ⅱ. 水質汚染事故対策マニュアル(例)」を基本とした作成方法を示している。

Ⅱ. 水質汚染事故対策マニュアル(例)

中・小規模の水道事業者等を対象とした標準的な水質汚染事故対策マニュアル(例)を示している。

目次

I. 水質汚染事故対策マニュアルの概要と作成方法	I-1
1. 総論.....	I-2
1.1 目的.....	I-2
1.2 用語の定義.....	I-2
1.3 水質汚染事故対策マニュアルの構成.....	I-4
1.4 水質汚染事故の想定.....	I-5
1.5 被害想定と応援依頼.....	I-10
2. 事前対策.....	I-16
2.1 応急体制組織と業務.....	I-16
2.1.1 初動体制の確立（職員の動員と配備等）.....	I-16
2.1.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水.....	I-16
2.2 事後対策資料の準備.....	I-18
2.3 関係機関との連携.....	I-18
2.4 教育・訓練等.....	I-19
2.5 水道施設等の水質汚染事故対策.....	I-21
3. 事後対策.....	I-25
3.1 初動体制の確立.....	I-25
3.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水.....	I-25
3.2.1 水質事故対策本部.....	I-25
3.2.2 水質事故対策本部会議.....	I-25
3.2.3 水質事故対策本部長等.....	I-25
3.2.4 各応急対策班の担当業務.....	I-25

II. 水質汚染事故対策マニュアル(例)	II-1
1. 総論	II-3
1.1 目的	II-4
1.2 用語の定義	II-4
1.3 水質汚染事故対策マニュアルの構成	II-5
1.4 水質汚染事故の想定	II-6
1.5 被害想定と応援依頼	II-6
2. 事前対策	II-9
2.1 応急体制組織と業務	II-10
2.1.1 初動体制の確立（職員の動員と配備等）	II-10
2.1.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水	II-10
2.2 事後対策資料の準備	II-15
2.3 関係機関との連携	II-16
2.4 教育・訓練等	II-18
2.5 水道施設等の水質汚染事故対策	II-18
2.5.1 水質汚染事故対策全般	II-19
2.5.2 クリプトスポリジウム対策	II-22
3. 事後対策	II-24
3.1 初動体制の確立	II-25
3.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水	II-29
3.2.1 水質事故対策本部	II-29
3.2.2 水質事故対策本部会議	II-29
3.2.3 水質事故対策本部長等	II-29
3.2.4 各応急対策班の担当業務	II-29
4. 事後対策業務手順図表	II-36
4.1 業務内容表	II-36
4.1.1 対策本部長等の業務	II-37
○水質事故対策本部長	II-38
○水道技術管理者	II-38
4.1.2 総務班の業務	II-39
○班長・担当責任者	II-42
○調査・広報担当	II-43

○動員・調達担当	II-46
4.1.3 応急給水班の業務	II-47
○班長・担当責任者	II-50
○計画・情報担当	II-51
○応急給水チーム	II-54
4.1.4 取・浄水班の業務	II-55
○班長・担当責任者	II-58
○計画・情報担当	II-59
○取・浄水チーム	II-62
4.1.5 管路班の業務	II-64
○班長・担当責任者	II-67
○計画・情報担当	II-68
○管路チーム等	II-70
4.2 情報連絡系統図	II-71
4.2.1 指揮命令系統図	II-72
4.2.2 情報収集・広報等連絡系統図	II-73
5. 資料・様式	II-74

I . 水質汚染事故対策マニュアル の概要と作成方法

I. 水質汚染事故対策マニュアルの概要と作成方法

1. 総論

1.1 目的

水質汚染事故により甚大な被害を受けた場合、水道事業者等では緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められる。

しかしながら、「平成 29 年度水道統計」において、水道事業者等を対象に実施したアンケート調査によると、実働的な水質汚染事故対策マニュアルを策定している水道事業者等は 56.6%に留まっている。また、水安全計画の策定は、上水道事業と水道用水供給事業において約 35.9%に留まっている。

そのため、水質汚染事故が発生した場合、それぞれの水道事業者等が事後対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うことを目的とした水質汚染事故対策マニュアルを策定できるよう、基本的な考え方及び作成方法、並びに標準的な「水質汚染事故対策マニュアル(例)」(以下「マニュアル例」という。)等を内容とする本指針を作成した。

なお、水質事故における対策本部設置基準及び個々の事項については、水源水域の特徴と原水種別、浄水処理方法により異なるため水道事業者等毎に定める。

1.2 用語の定義

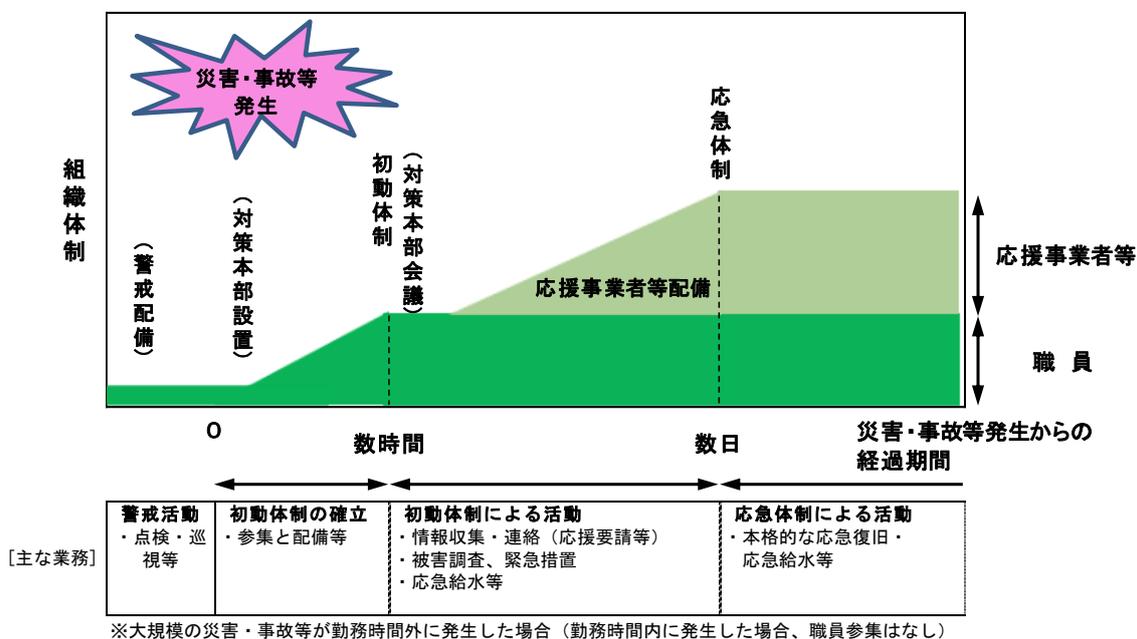
水質汚染事故対策マニュアルに使用される用語の定義を明確にして、職員を含め関係者全員の意志疎通を図りやすくする。

本指針で使用している用語の定義は表-1のとおりであり、これらを参考にする。

表-1 用語の定義

区分	用語	定義
対策本部	水質事故対策本部	減断水が生じる水質汚染事故が発生した場合、緊急措置や応急給水等を目的として水道課等に設置される対策本部。
水道事業者等	応援事業者等	水質汚染事故が発生した事業者に対して緊急措置、応急給水や応急復旧の応援を行う水道事業者等。
水質汚染事故対策等	水質汚染事故	水質汚染事故は次の場合をいう。 ①水道水源及び水道原水の水質異常によって健康被害を生じる場合、又はそのおそれのある場合 ②水道施設における水質汚染及び不適切な浄水処理等に伴う水道水の水質異常によって健康被害等を生じる場合、又はそのおそれのある場合 ③水道水を原因とする感染症・食中毒等が発生する場合 ④小規模水道水・井戸水等の水質異常によって健康被害等を生

	じる場合、又はそのおそれのある場合
事前対策	水質汚染事故発生時の事後対策(ソフト対策)のための事前準備対策及び粉末活性炭設備、オイルフェンス、水質監視機器の整備(ハード対策)等の水質汚染事故発生に備えた対策。
事後対策	水質汚染事故発生後、初動体制、応急体制を確立して行う取水停止、浄水処理強化等の緊急措置や応急給水、応急復旧等の対策。
初動体制	水質汚染事故発生後、動員・配備した職員等により、水質汚染事故初期の活動(情報収集・連絡、事故状況調査、緊急措置等)を行う組織体制。
応急体制	応援事業者等を配備し、応急給水を含め、水質汚染事故対策を本格的に実施することができる組織体制。
応急復旧	通水回復に向けて実施する水道施設の洗浄・通水等。 応急復旧計画を策定し、順次実施する。
応急給水	水質汚染事故により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時的給水。 断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。



図一 1 水質汚染事故時の組織体制の推移

1.3 水質汚染事故対策マニュアルの構成等

1.3.1 水質汚染事故対策マニュアルの構成

この部分は、水質汚染事故対策マニュアルが、どのような内容で構成されているかを記述する部分である。

水質汚染事故対策マニュアルは、「1. 総論」、「2. 事前対策」、「3. 事後対策」から構成される。

「1. 総論」は、それぞれの事業者等で水源水域の特徴と原水種別、浄水処理方法や管理体制が異なるため、個々の水道事業者等で想定される水質汚染事故や被害想定について個別に検討し、水質汚染事故対策の基本となる事項をまとめる部分である。この想定は、水安全計画の危害分析の手法により行われることが望ましい。

「2. 事前対策」は、それぞれの水道事業者等が事前に準備しておかなければならない応急体制組織と業務、事後対策資料、関係機関との連携、水質汚染事故対策に関連した教育・訓練及び計画的に整備を進める水道施設等の水質汚染事故対策で構成しており、事前準備を中心に記述する部分である。

「3. 事後対策」は、事前対策で事前に作成した応急体制組織や関係資料を用い、水質汚染事故発生後、速やかに初動体制の確立、被害状況の把握、緊急措置、応急復旧、応急給水を迅速・確実に進める部分である。

水質汚染事故対策マニュアルの構成を、図-2に示す。

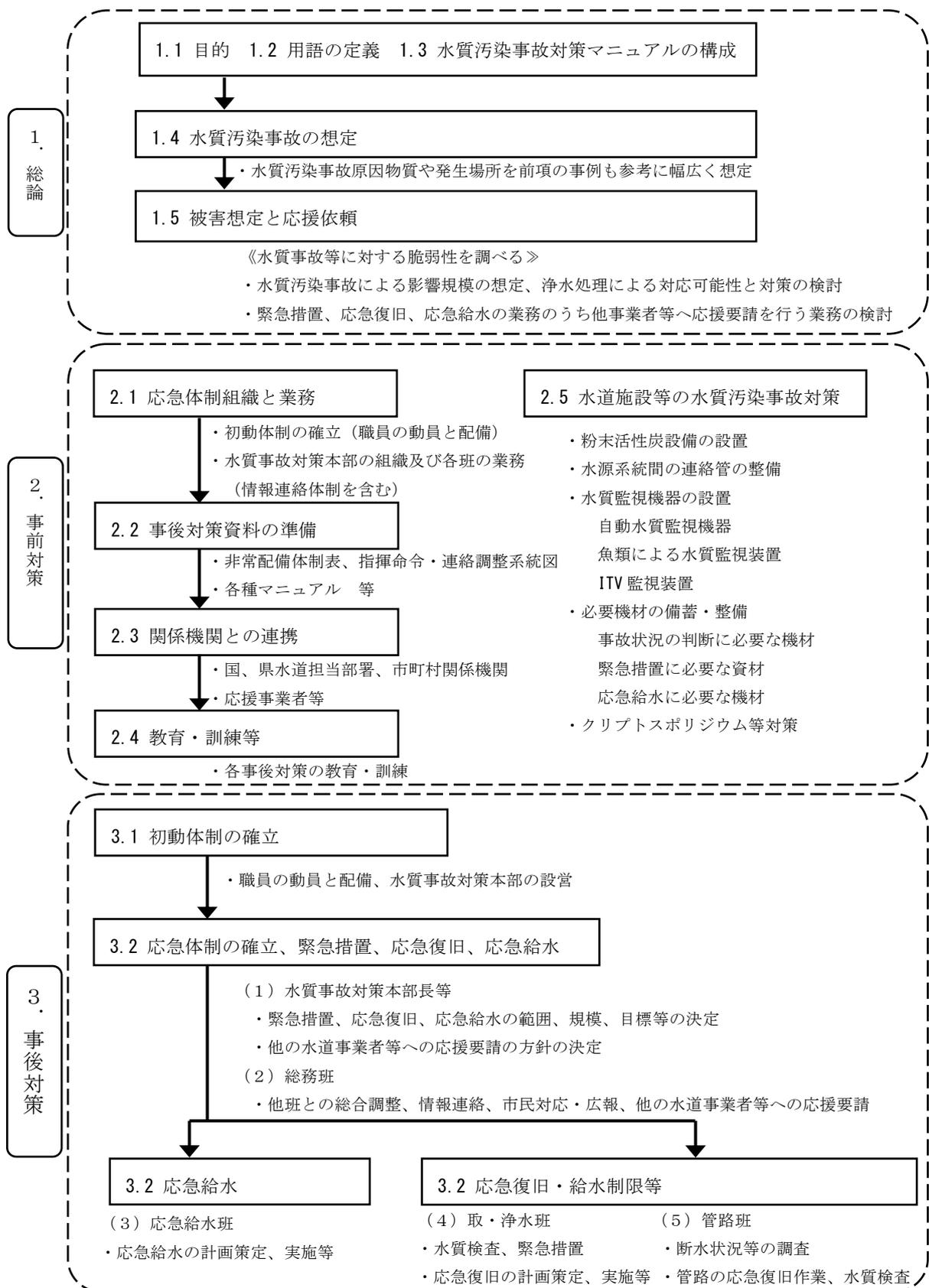


図-2 水質汚染事故対策マニュアルの構成

1.3.2 マニュアル策定に当たっての留意事項

マニュアルの策定にあたっては、必ずしもマニュアル例に示したすべての項目を記載する必要はなく、水安全計画や他のマニュアルと連携を取ることで省略できる部分を省略したり、統合することは差し支えない。ただし、特に初動対応の部分においては、複数のマニュアルを参照することは避けるべきである。

また、水質汚染事故対策マニュアルと水安全計画との関係については以下の通りである。

水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危機を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするためのシステムづくりを目指すものである。

水安全計画の策定については、厚生労働省水道課において別途「水安全計画策定ガイドライン」(平成20年5月)を作成しており、「Ⅱ. 水安全計画の策定方法 5. 対応方法の設定 5. 2 緊急時の対応」において、緊急時の対応として定める事項として、以下を挙げている。

- ・ 緊急事態対応方針、手順、行動計画
- ・ 緊急措置に対する責任及び権限
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 緊急時の水供給方法

これらの事項の設定に当たって、本指針を含めた危機管理対策マニュアル策定指針などが参考になるとしているところである。

一方、想定される危害原因事象の抽出、抽出した危害原因事象に対する管理措置・監視方法の設定等については水安全計画策定ガイドラインに記載されている。このため、上でも述べた通り、水安全計画及び水質汚染事故対策マニュアルが連携を取ることにも考えられる。

このほか、マニュアルの策定に当たっては、マニュアル例のほか、「水質異常の監視・対策指針2019(公益社団法人 日本水道協会)」において、マニュアルの策定例や対応事例を掲載しており、これらの情報も参考となる。

1.4 水質汚染事故の想定

1.4.1 水質汚染事故の発生場所、原因等

水質汚染事故は、水源から給水装置に至る各場所において発生し、また原因も有害物質・汚物の流入、汚水等の流入、クロスコネクション、感染症の発生など様々であり、全国の事例等を参考に幅広く想定する。

水質汚染事故の発生場所、原因等を示すと表-2のようになる。

表－２ 想定される水質汚染事故

発生箇所		危害原因事象
水源流域		PRTR 対象物質、油、農薬、耐塩素性病原生物、その他の汚染物質等の流出（例えば、工場排水、下水放流等）
水源	水源河川等	工事に伴う水質悪化、降雨時の高濁度、渇水時の水質悪化、土壌由来による水質汚濁
	水源井戸	ケーシング破損、スクリーン閉塞、有機塩素系溶剤高濃度
取水・導水	取水	取水堰破損、取水口閉塞
	導水	車両事故、不法投棄
浄水場	着水井	薬品の過剰注入、薬品の注入不足
	沈殿池*	フロック沈降不足、スラッジ堆積、短絡流
	ろ過池*	洗浄不足、濁度漏洩
	浄水池*	残留塩素不足、内面塗装剤剥離
	浄水薬品関連設備	有効塩素濃度低下、塩素酸濃度上昇、注入機故障・注入管破損
	計装設備	サンプリング管目詰り、計器指示値異常
配水	配水池	モニタリング機器異常、防虫ネット破損
	配水管	腐食、赤水、黒水
給水		クロスコネクション、残留塩素不足、消毒副生成物増加
貯水槽水道		人為的毒物投入、残留塩素不足、消毒副生成物増加、防虫ネット破損

* 対象とする浄水場の浄水プロセスに応じて設定する。

出典：水安全計画策定ガイドライン（平成 20 年 5 月厚生労働省健康局水道課）

1.4.2 水源の水質汚染事故

1) 水源水質汚染事故の分類

水源水質汚染の誘因としては、①故意又は過失による汚染物質の投棄や投入、②事業所・工場等の処理施設の管理不備による汚染物質の流出が挙げられる。水源及び水道原水における水質汚染事故の代表的な事例を挙げると次のとおりである。

【表流水】

- ①油脂類、シアン、フェノール、農薬及びその他有害物質
- ②未処理又は処置不完全な家畜糞尿、都市下水等による汚物等
- ③河口近くで取水している場合の海水の遡上・混入

【地下水】

- ①汚水、家畜し尿、農薬等の浸透や流入
- ②トリクロロエチレン等有機塩素系化合物や重金属の浸透や流入

2) 水源水質事故の全国的な状況

水道事業者等における水源水質事故の状況を表－3に示す。

水源水質事故発生件数の種類別の比率は、平成30年度において、油類が約70%と最も多くなっている。また、水質事故の原因物質を表－4に示す。

表－3 水源水質汚染事故の項目別発生件数の経年変化

汚染原因物質	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	比率								
油類	40	44.0%	76	57.6%	61	45.9%	106	61.3%	107	69.5%
有機物	4	4.4%	5	3.8%	2	1.5%	5	2.9%	5	3.2%
濁度	8	8.8%	10	7.6%	22	16.5%	19	11.0%	9	5.8%
臭気	3	3.3%	6	4.5%	4	3.0%	1	0.6%	4	2.6%
pH	1	1.1%	2	1.5%	1	0.8%	0	0.0%	1	0.6%
農薬	0	0.0%	2	1.5%	5	3.8%	1	0.6%	1	0.6%
無機物	3	3.3%	1	0.8%	1	0.8%	2	1.2%	2	1.3%
界面活性剤	0	0.0%	1	0.8%	1	0.8%	6	3.5%	4	2.6%
色度	2	2.2%	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
硝酸態窒素	1	1.1%	0	0.0%	2	1.5%	3	1.7%	1	0.6%
アンモニア態窒素	20	22.0%	19	14.4%	13	9.8%	11	6.4%	5	3.2%
塩素イオン	0	0.0%	1	0.8%	2	1.5%	2	1.2%	2	1.3%
その他	9	9.9%	9	6.8%	17	12.8%	17	9.8%	13	8.4%
合計	91		132		133		173		154	

出典：令和元年度全国水道関係担当者会議資料【資料編】（厚生労働省）

表－4 水源水質汚染事故の原因物質

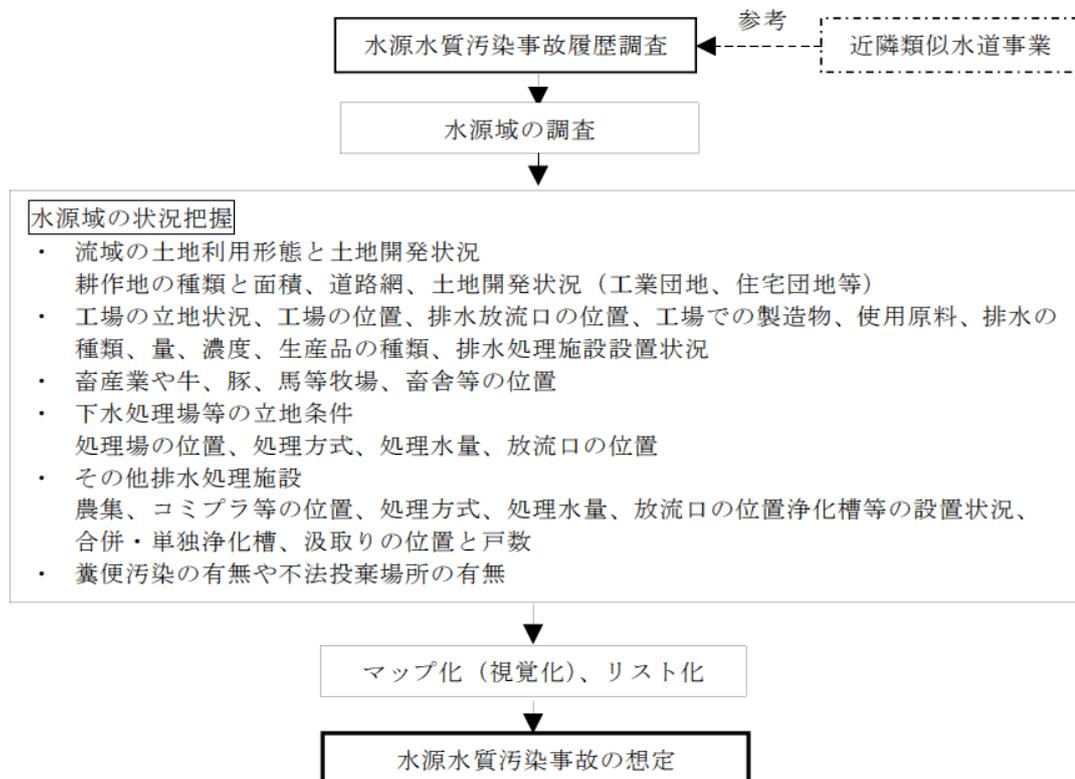
区分	名称等
毒性物質	無機物質 シアン、水銀、六価クロム、砒素、次亜塩素酸ナトリウム、過酸化水素水等
	有機物質 農薬類、シロアリ防除剤、PCB、アクリル酸2-エチルヘキシル(繊維、塗料、ゴム等の原料)等
	有機溶剤 四塩化炭素、ジクロロメタン、ベンゼン、トルエン、キシレン、1,2-ジクロロエタン、p-ジクロロベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等

異臭物質	油類	A重油、灯油、潤滑油、切削油、廃油等
	香料原料等	フェニルメチルエーテル、イソ吉草酸メチル等
	その他	フェノール類（塩素でクロロフェノール臭）、3,5-ジメチルピラゾール（医薬品・農薬の中間体－塩素でクロラミン臭に似た強い刺激臭）、シクロヘキシルアミン（ゴム、染料、界面活性剤、殺虫剤、不凍液の原料－塩素でタマネギ腐敗臭）等
水質基準超過 浄水障害物質		アンモニア性窒素、舗装工事還元剤（チオ硫酸ナトリウム）、エッチング剤（重炭酸アンモニウム）、水酸化ナトリウム、陰イオン界面活性剤、塩素イオン、蛍光塗料、染料、セメント灰汁等、臭素化合物

出典：社団法人日本水道協会「突発水質汚染の監視対策指針 2002」

3) 水源水質汚染事故の想定

水源水質汚染事故は、水源域の状況を調査し、それらをマップ化・リスト化することで汚染事故想定が容易になる。また、車やタンクローリーの河川転落に伴う油や積載物の流出事故が多く発生していることから、これらも加えて水源水質汚染事故を想定する。



図－3 水源域の水質汚染事故の想定

1.4.3 水源水質事故以外の水質事故

1) 水道施設において生じる水質事故

(1) 浄水施設

- ① 侵入者による毒物・農薬等の投入
- ② 誤操作や塩素注入機の故障、注入配管の目詰まりによる塩素剤等の薬品注入不足
- ③ 使用薬品類の漏洩、誤操作に伴う不適切な浄水処理等による薬品の過剰注入
- ④ 浄水池などの壁面亀裂からの汚水等の流入

(2) 送配水施設

- ① 配水池の亀裂からの汚水の流入
- ② 侵入者による配水池等への毒物・農薬等の投入
- ③ 管の破損事故による土砂・汚水等の混入
- ④ 管布設後の洗浄不足による土砂・汚水等の残留

(3) 給水装置

- ① クロスコネクション（誤接合）による水質汚染
- ② 蛇口にホース等を接合した際の汚水等の逆流、及び破損箇所からの汚水等の流入
- ③ 給水管と私設井戸の接合による水質汚染

2) 水道水を原因とする水系感染症・食中毒の発生

- ① 耐塩素性病原生物（*クリプトスポリジウム*・*ジアルジア*）による感染症の発生
- ② 赤痢等の水系伝染病・食中毒の発生
- ③ 化学薬品、農薬等による薬品中毒の発生

3) 小規模水道・井戸水等の水質異常及び感染症・食中毒等の発生

- ① 受水槽への汚水等の流入・侵入・及び上記2)と同様の発症
- ② 水源井戸への汚水、家畜糞尿、農薬等の流入・浸入及び2)と同様の発症

4) 水質汚染事故の想定

水道事業者内で発生した過去の水質事故履歴や近隣の類似水道事業者の事故履歴等を参考にして、水道施設等のどこで、どのような汚染事故が発生するかといった水質汚染事故発生の可能性やその規模を想定する。

1.5 被害想定と応援依頼

この部分は、水道事業者で想定される水質汚染事故に基づき、以下の(1)(2)の事項を設定する重要な部分である。また、想定される内容を具体的に示すことで水質汚染事故時の緊急措置実施判断の参考となる。

(1) 被害想定

汚染物質に対する浄水処理強化等の対応能力(水質検査部署の有無や能力も考慮する)、あるいは取水停止時間等から給水への影響を想定する。

(2) 応援依頼の検討

水質汚染事故の状況、給水状況の想定結果を踏まえ、応急体制を確立するため、水質事故が発生した事業者が独自で対応が可能か、他の水道事業者等に応援を依頼するかを判断する。

1.5.1 被害想定

水質汚染事故による被害想定は次に示す項目毎に行う。

①水質汚染事故種別（「1.4 水質汚染事故の想定」において想定）

②浄水処理による除去の可否(取水制限・停止の有無)

③水質汚染事故の影響規模

※水道施設内に浄水処理ができない汚染水が浸入した場合、その到達位置を含む。

ここで、②の浄水処理による除去の可否は、表－5 を参考にして想定する。

表－5 浄水処理による除去の可否

レベル	浄水処理による対応の可能性等	対策
0	通常の水質汚染に影響を及ぼさないと考えられる場合	監視強化
1	通常の水質汚染では水道水の性状を損なう可能性があるものの、浄水処理の強化により対応が可能な場合	浄水処理強化
2	通常の水質汚染では健康に関する水質項目が基準を超える可能性があるものの、浄水処理の強化により対応が可能な場合	浄水処理強化
3	浄水処理の強化によっても健康に関する水質項目が基準値を長期間、継続的に超過することが見込まれ取水停止等の対応が必要な場合	取水削減 取水停止
4	浄水処理の強化によっても水道水の飲用により直ちに人の生命に危険を生じ、又は身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合	取水削減 取水停止

出典：社団法人日本水道協会「突発水質汚染の監視対策指針 2002」※一部修正

また③水質汚染事故の影響規模は、取水制限・停止時間の想定に基づき、表－6を参考にして想定する。

なお、水道施設内への汚染水の浸入を考慮する必要がある場合は、それを含めて影響規模を想定する。

表－6 水質汚染事故の影響規模の想定

レベル	内容	給水への影響
0	水源上流域で水質異常があるが取水停止に至らない場合及び短時間の取水停止（浄水停止）を行うが水運用によって送配水が継続できる場合	なし
1	長時間の取水停止（浄水停止）を行い、減・断水を生じる場合	あり
2	給水の緊急停止を行う場合	あり・大

被害想定等の検討に当たって参考となる資料を次に示す。

- ①健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について
(厚生労働省健康局水道課長通知 平成 25 年 10 月 25 日)
- ②水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について
(厚生労働省健康局水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日)
- ③水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について
(厚生労働省健康局水道課長通知 平成 19 年 3 月 30 日)
- ④水質異常の監視・対策指針 2019 (公益社団法人 日本水道協会 令和元年 12 月)
- ⑤水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル
(平成 11 年 2 月 財団法人 水道技術研究センター)
- ⑥水質事故対策技術 2001 年版 (国土交通省水質連絡会)
- ⑦水安全計画策定ガイドライン (厚生労働省健康局水道課 平成 20 年 5 月)
- ⑧水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について
(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知 平成 28 年 3 月 31 日)

1.5.2 応援依頼の検討

他の水道事業者等に応援依頼を行う対象業務としては、緊急措置、応急復旧の計画作成と実施、応急給水の計画作成と実施がある。これらについては表-7に示す判断基準を用いて業務を選定する。

応援依頼業務の選定結果に基づき、マニュアルを以下の手順で作成する。

<応援依頼業務選定結果に基づくマニュアル作成>

○業務概要表（水質事故発生時に実施する業務項目を整理した一覧表）

[表 2.1 (PⅡ-13) 参照]

『実施主体』欄について、「当事業者」、「共同」、「応援事業者」があるので、該当する部分に○を記入。

○業務内容表（担当毎に実施する業務項目を抽出し、留意事項等を示したもの）

[PⅡ-36～70 参照]

『実施主体』欄について、「当事業者」、「共同」、「応援事業者」があるので、該当する部分に○を記入。

表－7 応援依頼業務の選定の判断基準

応援依頼業務 *1	判断基準			判断結果																		
				実施主体 *2																		
応急給水計画の策定等 (業務項目番号52)	当事業者で以下の応急給水計画を策定できる要員を確保できるか？			全て策定できる ↓ 当事業者	一部実施できる ↓ 共同	策定できない ↓ 応援事業者																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急給水計画</th> <th>策定可能</th> <th>策定不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断水区域・断水人口の想定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水量の算定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水方法の選択</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水人員、車両の配備等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						応急給水計画	策定可能	策定不可	断水区域・断水人口の想定			給水量の算定			給水方法の選択			給水人員、車両の配備等			
	応急給水計画	策定可能	策定不可																			
	断水区域・断水人口の想定																					
	給水量の算定																					
給水方法の選択																						
給水人員、車両の配備等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>断水区域・断水人口の想定</th> <th>策定可能</th> <th>策定不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断水区域・断水人口の想定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水量の算定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水方法の選択</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水人員、車両の配備等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			断水区域・断水人口の想定	策定可能	策定不可	断水区域・断水人口の想定			給水量の算定			給水方法の選択			給水人員、車両の配備等							
断水区域・断水人口の想定	策定可能	策定不可																				
断水区域・断水人口の想定																						
給水量の算定																						
給水方法の選択																						
給水人員、車両の配備等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>断水区域・断水人口の想定</th> <th>策定可能</th> <th>策定不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断水区域・断水人口の想定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水量の算定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水方法の選択</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水人員、車両の配備等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			断水区域・断水人口の想定	策定可能	策定不可	断水区域・断水人口の想定			給水量の算定			給水方法の選択			給水人員、車両の配備等							
断水区域・断水人口の想定	策定可能	策定不可																				
断水区域・断水人口の想定																						
給水量の算定																						
給水方法の選択																						
給水人員、車両の配備等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>断水区域・断水人口の想定</th> <th>策定可能</th> <th>策定不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断水区域・断水人口の想定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水量の算定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水方法の選択</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水人員、車両の配備等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			断水区域・断水人口の想定	策定可能	策定不可	断水区域・断水人口の想定			給水量の算定			給水方法の選択			給水人員、車両の配備等							
断水区域・断水人口の想定	策定可能	策定不可																				
断水区域・断水人口の想定																						
給水量の算定																						
給水方法の選択																						
給水人員、車両の配備等																						
応急給水の実施 (業務項目番号61)	当事業者と地元業者等で、以下に示す応急給水体制を確保できるか？			全て確保できる ↓ 当事業者	一部確保できる ↓ 共同	確保できない ↓ 応援事業者																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急給水体制</th> <th>被害想定による必要量 ①</th> <th>当事業者確保量 ②</th> <th>不足量 (①-②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水作業人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水資機材等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						応急給水体制	被害想定による必要量 ①	当事業者確保量 ②	不足量 (①-②)	給水車両				給水作業人員				給水資機材等			
	応急給水体制	被害想定による必要量 ①	当事業者確保量 ②				不足量 (①-②)															
	給水車両																					
	給水作業人員																					
給水資機材等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急給水体制</th> <th>被害想定による必要量 ①</th> <th>当事業者確保量 ②</th> <th>不足量 (①-②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水作業人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水資機材等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			応急給水体制	被害想定による必要量 ①	当事業者確保量 ②	不足量 (①-②)	給水車両				給水作業人員				給水資機材等							
応急給水体制	被害想定による必要量 ①	当事業者確保量 ②	不足量 (①-②)																			
給水車両																						
給水作業人員																						
給水資機材等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急給水体制</th> <th>被害想定による必要量 ①</th> <th>当事業者確保量 ②</th> <th>不足量 (①-②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水作業人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水資機材等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			応急給水体制	被害想定による必要量 ①	当事業者確保量 ②	不足量 (①-②)	給水車両				給水作業人員				給水資機材等							
応急給水体制	被害想定による必要量 ①	当事業者確保量 ②	不足量 (①-②)																			
給水車両																						
給水作業人員																						
給水資機材等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急給水体制</th> <th>被害想定による必要量 ①</th> <th>当事業者確保量 ②</th> <th>不足量 (①-②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水作業人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水資機材等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			応急給水体制	被害想定による必要量 ①	当事業者確保量 ②	不足量 (①-②)	給水車両				給水作業人員				給水資機材等							
応急給水体制	被害想定による必要量 ①	当事業者確保量 ②	不足量 (①-②)																			
給水車両																						
給水作業人員																						
給水資機材等																						
緊急措置・応急復旧の計画策定、実施 (業務項目番号81、92)	当事業者で、以下に示す緊急措置、応急復旧を実施できるか？			全て実施できる ↓ 当事業者	一部実施できる ↓ 共同	実施できない ↓ 応援事業者																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急復旧体制</th> <th>実施可能</th> <th>実施不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況判断（浄水処理による対応の可否等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄水処理・塩素消毒の強化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事車両・資機材等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						応急復旧体制	実施可能	実施不可	状況判断（浄水処理による対応の可否等）			オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置			浄水処理・塩素消毒の強化			工事車両・資機材等			
	応急復旧体制	実施可能	実施不可																			
	状況判断（浄水処理による対応の可否等）																					
	オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置																					
浄水処理・塩素消毒の強化																						
工事車両・資機材等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急復旧体制</th> <th>実施可能</th> <th>実施不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況判断（浄水処理による対応の可否等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄水処理・塩素消毒の強化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事車両・資機材等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			応急復旧体制	実施可能	実施不可	状況判断（浄水処理による対応の可否等）			オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置			浄水処理・塩素消毒の強化			工事車両・資機材等							
応急復旧体制	実施可能	実施不可																				
状況判断（浄水処理による対応の可否等）																						
オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置																						
浄水処理・塩素消毒の強化																						
工事車両・資機材等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急復旧体制</th> <th>実施可能</th> <th>実施不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況判断（浄水処理による対応の可否等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄水処理・塩素消毒の強化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事車両・資機材等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			応急復旧体制	実施可能	実施不可	状況判断（浄水処理による対応の可否等）			オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置			浄水処理・塩素消毒の強化			工事車両・資機材等							
応急復旧体制	実施可能	実施不可																				
状況判断（浄水処理による対応の可否等）																						
オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置																						
浄水処理・塩素消毒の強化																						
工事車両・資機材等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急復旧体制</th> <th>実施可能</th> <th>実施不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況判断（浄水処理による対応の可否等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄水処理・塩素消毒の強化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事車両・資機材等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			応急復旧体制	実施可能	実施不可	状況判断（浄水処理による対応の可否等）			オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置			浄水処理・塩素消毒の強化			工事車両・資機材等							
応急復旧体制	実施可能	実施不可																				
状況判断（浄水処理による対応の可否等）																						
オイルフェンス、粉末活性炭による影響緩和措置																						
浄水処理・塩素消毒の強化																						
工事車両・資機材等																						

注) *1 業務項目番号は、事後対策業務の整理番号（「業務概要表」、「業務内容表」上と共通）。

*2 策定できない計画部分又は不足量がある場合、当事業者と応援事業者は協議を行い、被害の規模に応じた役割分担を定めておく。

なお、「1.5.1 被害想定」で行った想定の結果、大規模な被害が発生すると予測される場合には、広域的な応援体制に基づいて、支援を要請する必要がある。

広域的な応援体制としては、「地震等緊急時対応の手引き（令和2年4月改訂）公益社団法人日本水道協会」に、日本水道協会救援本部・地方支部長都市・県支部長都市の組織を活用する広域的な応援体制が整備されているので参考にする。なお、図－4 は、同手引きに掲載されている「大規模災害に対する広域的な応援体制」における情報連絡の流れである。

また、応援要請を行った水道事業者等は、応援事業者等に対して、人件費、請負工事代金、車両・機材に係る費用、滞在費用等の費用負担を行うことになるが、これらの基本的な考え方についても同手引きに示されているので参考にする。

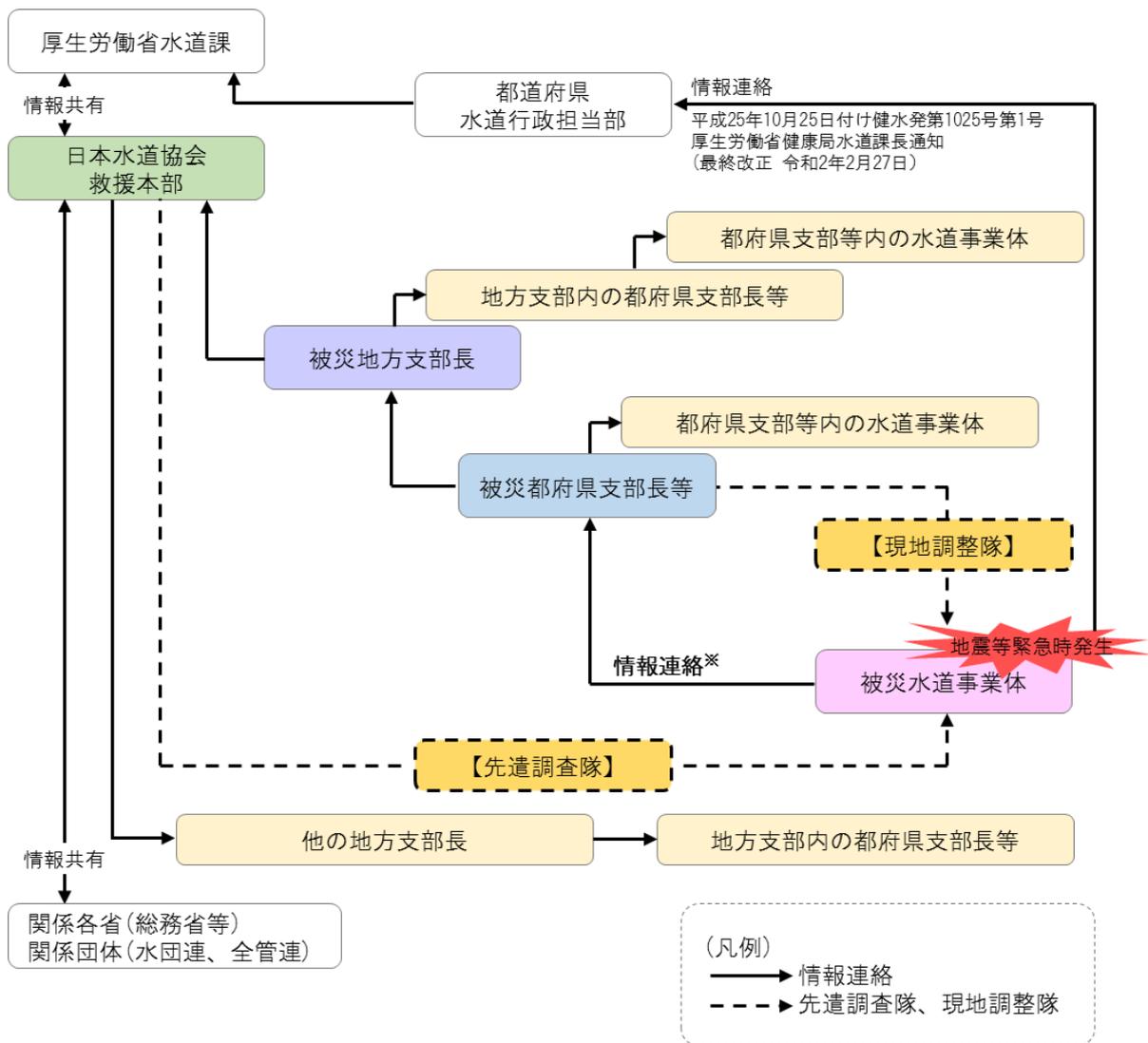


図-4 地震等緊急時における情報連絡の流れ

出典：「地震等緊急時対応の手引き（令和2年4月改訂）」（令和2年4月30日）

公益社団法人 日本水道協会 地震等緊急時対応の手引き改訂特別調査委員会

2. 事前対策

2.1 応急体制組織と業務

2.1.1 初動体制の確立（職員の動員と配備等）

水質汚染事故発生時の職員の動員と配備について非常配備基準・体制、参集方法、留意事項などをとりまとめておく部分である。（PⅡ-25～28 参照）

マニュアルを策定している事業者等では、勤務時間外に水質汚染事故が発生した場合は、定められた場所に参集する場合が多い。

また、水質汚染事故情報の第一報が外部より通報された場合、又は自ら把握した場合に、その内容を詳細に確認するとともに、直ちに関係部署にその情報を伝達できるよう、情報管理体制の確立、伝達方法・伝達経路の整備を図っておくことが重要である。

2.1.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水

1) 水質事故対策本部

水質汚染事故時の応急対策は、水質事故対策本部（以下「対策本部」という。）により組織的に進める必要がある。

対策本部の組織は、以下に示すように、水質事故対策本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水を実施する応急給水班、浄水施設等の緊急措置・応急復旧を行う取・浄水班、管路の緊急措置・応急復旧を行う管路班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。（PⅡ-14 参照）

水質事故対策本部長等：水質事故対策本部長、水道技術管理者
総務班：総括（班長等）、調査・広報担当、
動員・調達担当（応援受入（受援）含む）

応急給水班：総括（班長等）、計画・情報担当、応急給水チーム
取・浄水班：総括（班長等）、計画・情報担当、取・浄水チーム
管路班：総括（班長等）、計画・情報担当、管路チーム

なお、小規模事業者等で職員数が少なく、単独ではマニュアル例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして対策本部の組織を構成する。

- ・ 各担当等で可能なものについては兼務とする。
- ・ 対策本部組織で担当者が不足する部分を市長部局の職員に依頼する。
- ・ 応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水、緊急措置・応急復旧の各担当等の一部を応援事業者等に依頼する。

2) 水質事故対策本部会議

水質事故対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）は、対策の方針や応援要請等を決定する機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等を取りまとめてお

く部分である。

早急・適切な対応が行えるよう、想定される水質汚染事故に応じて、事前に状況の判断方法や対策等を策定し、緊急措置実施の判断を行う責任者や指示系統を明確に定めておくことが重要である。

対策本部会議の委員は、マニュアル例では、水質事故対策本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、取・浄水班長及び、管路班長で構成しているが、それぞれの水道事業者等の組織規模に応じて設定する。

3) 水質事故対策本部長等 (P II-37~38 参照)

水質事故対策本部の責任者である水質事故対策本部長及びそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、緊急措置、応急復旧・応急給水の目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

4) 各応急対策班の担当業務

この部分は、水質汚染事故発生時の応急対策業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめておく部分である。(各班において想定される業務の概要は「3.2.4 各応急対策班の担当業務」(P I-25)を参照。)

マニュアル例では、総務班の業務、応急給水班の業務、取・浄水班の業務、及び管路班の業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。

- 総務班の業務 : P II-39~46 参照
- 応急給水班の業務 : P II-47~54 参照
- 取・浄水班の業務 : P II-55~63 参照
- 管路班の業務 : P II-64~70 参照

5) 情報連絡体制

水質汚染事故発生時は、外部から速やかに、異常水質の内容、対応状況、今後の見通し等の情報を確認すると共に、水道事業者等の内部ではそれらの情報のほか、緊急措置等の指示を伝達する。これらの外部・内部の情報連絡は迅速・正確に行う必要があるため、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めておく必要がある。

水質事故対策本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「4.2 情報連絡系統図」(P II-71~73 参照)に示すように整備する。

情報連絡のための通信手段は、対策本部事務所(水道課等)と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定めておかなければならない(例:携帯電話、無線、衛星通信システム、災害時優先電話等)。

2.2 事後対策資料の準備

水質汚染事故発生時の初動体制、応急体制の確立、緊急措置・応急復旧、応急給水の活動を迅速・的確に行うために、必須事項として、以下に示す事後対策資料を事前に準備しておく。(表 2-2(PⅡ-15)参照)

- ・ 非常配備体制表 (電話連絡網兼用)
- ・ 関係機関連絡先リスト
- ・ 指揮命令・連絡調整系統図
- ・ 水源流域一般平面図
- ・ 重要施設等位置図(給水拠点と給水対象施設)
- ・ 水道施設一般平面図
- ・ 機器操作マニュアル
- ・ 配管図
- ・ 応急給水マニュアル
- ・ 応急復旧マニュアル
- ・ 受援マニュアル

2.3 関係機関との連携

水質汚染事故発生時には、事故の発生状況等について問い合わせを行う河川管理者等の関係部署、被害状況等を報告する国や都道府県の水道担当部署、及び応援協定に基づき、緊急措置・応急復旧、応急給水等の応援要請を行う水道事業者等、地元業者等との連携が非常に重要であり、これらの関係機関等を事前に整理しておく。

なお、国や都道府県の水道担当部署に対しては、「飲料水健康危機管理実施要領について」(参考資料 1 (PⅡ-98 参照))に基づき、水質異常の詳細な内容、措置の内容等を報告する。

- ・ 河川管理者
- ・ 同一水系の水道事業者等
- ・ 国・都道府県
- ・ 市町村関係機関等
- ・ 応援水道事業者等
- ・ 応急給水応援団体
- ・ 浄水施設等復旧応援団体
- ・ 重要施設(避難所(小中学校等)、病院、福祉施設等)

(表 2-3(PⅡ-16)参照)

これらの関係機関との連絡先については、定期的に確認しておくとともに、連絡内

容に応じて責任者及び担当を事前に定めておくことが重要である。

重要給水施設については、重要給水施設管路耐震化計画や地域防災計画等で指定された施設を考慮し、優先的に応急給水が可能となるような体制を構築しておくこと。

2.4 教育・訓練等

水質汚染事故時に迅速・的確に行動するためには、水質汚染事故対策マニュアルに基づき、教育・訓練を行い、水質汚染事故に対する職員の意識と対応能力の向上を図ることが重要である。

水質汚染事故に対する訓練は、以下に示すように、緊急措置、応急給水や応急復旧の実施だけでなく、職員の動員・配備と水質事故対策本部の設営、情報連絡、応援要請・受入等の訓練も含める必要がある。

1) 動員訓練

(1) 職員の動員・配備と水質事故対策本部の設営

非常配備基準を設定し（例：第2非常配備）、以下に示す動員訓練を「3.1 初動体制の確立」（PⅡ-25～28 参照）に基づいて行う。

- ・ 職員の参集、配備
- ・ 対策本部の設置

2) 情報連絡訓練

定められた方法（通信機器、資料・様式等を含む）により、以下に示す情報連絡訓練を行う。

(1) 指揮命令事項の伝達

以下に示す指揮命令事項について、具体的な内容を設定し、「4.2.1 指揮命令系統図」（PⅡ-72 参照）に沿って情報連絡訓練を行う。

- ・ 緊急措置等の作業方針・範囲等
- ・ 応急給水の作業方針・範囲等
- ・ 応援要請、広報等の方針

(2) 水質汚染事故の情報収集・整理と市民・報道機関等への広報

以下に示す事項について具体的な内容を設定し、「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」（PⅡ-73 参照）、「業務内容表（総務班：業務項目 No. 25, 27、応急給水班：同 No. 52, 61-1、取・浄水班、管路班：同 No. 81, 91-1）」に従って情報連絡訓練を行う。

- ・ 水質汚染事故状況、緊急措置の状況、断水状況、応急復旧の状況
- ・ 応急給水状況
- ・ 水道施設に汚染水が浸入した場合の応急復旧計画（洗浄、通水等）
- ・ 応急給水計画

(3) 各会議の実施

水質汚染事故の状況を設定して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標、応援要請方針等の重要事項を決定する対策本部会議の訓練を行う。

また、班毎に、活動方針の指示、活動状況の報告、確認を行う班会議の訓練を行う。

3) 水質汚染事故の状況確認・判断、緊急措置訓練

水質汚染事故の発生場所を設定した上で、水質試験等による汚染状況の確認と状況判断、緊急措置等の実施の訓練を行う。なお、緊急措置は給水に影響を及ぼすおそれがある場合は、緊急措置を実施したことにして訓練を進める(実際は行わない)仮想訓練あるいは図上訓練により行う。

訓練は以下に示す事項について、「業務内容表(取・浄水チーム:業務項目 No.72)」に従って行う。

(1) 水質汚染事故状況等の確認・判断

- ・河川水等の状態確認
- ・臨時水質試験等による水質汚染状況(汚染物質の特定を含む)の確認
- ・必要な緊急措置等を含めた状況判断

(2) 水質汚染事故への対応、緊急措置

- ・影響緩和措置(オイルフェンス、粉末活性炭等)
- ・浄水処理強化
- ・取水停止
- ・給水の緊急停止
- ・配水系統の変更・水運用

4) 応援要請、受入・配備訓練

(1) 緊急措置、応急復旧、応急給水の応援要請と受入・配備

以下に示す事項について具体的な内容を設定し、「業務内容表(総務班:業務項目 No.31,32、応急給水班:同 No.31、取・浄水班、管路班:同 No.32)」に従って、関係機関を含めた応援要請、受入・配備訓練を行う。

- ・緊急措置、応急復旧の応援人員、資機材等
- ・応急給水の応援人員、給水車両、応急給水資材等

5) 応急給水訓練

(1) 応急給水計画の策定

断水状況等を設定して、「業務内容表(応急給水班:業務項目 No.52)」に従って、応急給水量の算定、応急給水方法、必要な人員・車両等を含めた応急給水計画を策定する訓練を行う。

(2) 応急給水の実施

以下に示す応急給水方法について、市町村長部局職員や住民も参加して応急給水の
実施訓練を行うこととする。

- ・ 運搬給水基地（非常用給水設備等を設置した配水池等）における給水車への
給水
- ・ 給水場所における給水車による応急給水の実施
- ・ 応急給水の水質確認

なお、給水車、応急給水資材等は水質汚染事故の発生に備え、日常から点検・整備
を行っておく。

6) 応急復旧訓練

(1) 応急復旧計画の策定と応急復旧の実施

水質汚染事故による汚染水の水道施設内の浸入範囲を設定して、「業務内容表（取・
浄水班：業務項目 No. 81）」に従って、目標復旧期間、洗浄・通水等の応急復旧の方法、
必要な人員・資機材、復旧工程等を含めた応急復旧計画を策定する訓練及び実施訓練
を行う。

なお、実施訓練は状況に応じて仮想訓練あるいは図上訓練とする。

事後対策は職員のほか、関係機関等の協力を得て行うものであり、訓練等について
も関係機関や住民の参加を求める。また住民に対しては、水質汚染事故対応に理解と
協力が得られるよう、平常時から水質汚染事故時の飲料水の確保、応急給水拠点の場
所、水質汚染事故時の水質面の注意等の広報を行う。

2.5 水道施設等の水質汚染事故対策

2.5.1 水質汚染事故対策全般

「1.5.1 被害想定」等に基づき、水質事故による影響が想定される取水施設や浄水
施設への粉末活性炭設備の設置や連絡管の整備、水質監視機器の設置等を、重要度、
緊急度の高いものから順に計画的に行う。

- ・ 取・浄水施設への粉末活性炭設備の設置
- ・ 水源系統間の連絡管の整備
- ・ 水質監視機器の設置
 - 原水・浄水・配水の自動水質監視機器の設置
 - 魚類による水質監視装置、I T V監視装置の設置
- ・ 必要機材の備蓄・整備（協定等による他者からの調達等も考慮する）
 - 事故状況の判断に必要な機材（採水器具、簡易水質検査器具等）
 - 緊急措置に必要な資材（オイルフェンス、オイルマット等）
 - 応急給水に必要な機材（給水車、可搬式給水タンク等）

2.5.2 クリプトスポリジウム対策

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(参考資料3(PⅡ-118)参照)に基づき、クリプトスポリジウム対策の事前対策として以下の事項について記述する。

1) 水道原水に係るクリプトスポリジウムによる汚染のおそれの判断

水源の指標菌の検出状況から汚染のおそれの程度を把握する。

(1) レベル4 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い)

地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設

(2) レベル3 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある)

地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設

(3) レベル2 (当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)

地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設

(4) レベル1 (クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)

地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設

2) 事前対策

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講ずる。

(1) 施設整備

(ア) レベル4

以下のいずれかの施設を整備すること。

(a) ろ過設備(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)であって、ろ過池又はろ過膜(以下「ろ過池等」という。)の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なもの。

(b) ろ過設備(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備であって、以下の要件を満たすもの。

① クリプトスポリジウム等を99.9%以上不活化できる紫外線処理設備であること。

② 十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。

③ ろ過池等の出口の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること。

(イ) レベル3

以下のいずれかの施設を整備すること。

- (a) ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）であって、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なもの。
- (b) 紫外線処理設備であって、以下の要件を満たすもの。
 - ① クリプトスポリジウム等を99.9%以上不活化できる紫外線処理設備であること。
 - ② 十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。
 - ③ 原水の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること（過去の水質検査結果等から水道の原水の濁度が2度に達しないことが明らかである場合を除く。）。

(2) 原水等の検査

(ア) レベル4及びレベル3

- ・ 水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。

(イ) レベル2

- ・ 3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。

(ウ) レベル1

- ・ 年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。
- ・ 3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行うこと。

(3) 運転管理

(ア) ろ過

- ① ろ過設備であって、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なものを整備することにより対応する場合は、ろ過池等の出口の濁度を常に0.1度以下に維持すること。
- ② ろ過設備及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備を整備することにより対応する場合は、ろ過池等の出口の濁度を可能な限り低減させること。
- ③ ろ過池等の出口の濁度を常時把握すること。
- ④ ろ過方式ごとに適切な浄水管理を行うこと。特に急速ろ過法を用いる場合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。

- ⑤ 凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。

(イ) 紫外線処理

- ① 紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、十分に紫外線が照射されていることを確認すること。
- ② 紫外線処理の対象となる水が以下の水質を満たさなくなった場合は通水を停止すること。
- ・ 濁度 2度以下であること
 - ・ 色度 5度以下であること
 - ・ 紫外線 (253.7nm 付近) の透過率が 75%を超えること (紫外線吸光度が 0.125abs./10mm 未満であること)
- ③ 常に設計性能が得られるように維持管理 (運転状態の点検、保守部品の交換、センサー類の校正) を適正な頻度と方法で実施し、記録すること。

(4) 水源対策

表流水若しくは伏流水の取水施設の近傍上流域又は浅井戸の周辺にクリプトスポリジウムを排出する可能性のある污水处理施設等の排水口がある場合には、当該排水口を取水口等より下流に移設し、又は、当該排水口より上流への取水口等の移設が恒久対策として重要であるので、関係機関と協議のうえ、その実施を図る。

また、レベル3又はレベル4の施設においてクリプトスポリジウム対策に必要な施設を整備することが困難な場合には、クリプトスポリジウム等によって汚染される可能性の低い原水を取水できる水源に変更する必要がある。

3. 事後対策

事後対策は、「3.1 初動体制の確立」、「3.2 応急体制の確立、緊急措置、応急給水、応急復旧」により構成し、事後対策の諸業務を迅速・的確に実施し平常給水の早期回復を目指す部分である。

3.1 初動体制の確立

水質汚染事故発生後、事前対策で定めた「職員の動員と配備」、「水質事故対策本部の設営」等を行う。

3.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水

初動体制を確立した後、水質汚染事故の状況を調査し緊急措置を行い、断水状況等も確認して、応急給水・応急復旧に必要な体制を決定し、他の水道事業者等に応援要請を行い、それらを配備して応急体制を確立する。

応急給水・応急復旧は、被害状況・断水状況に応じて範囲・方法等を定め、応援事業者等の協力を得ながら、計画的に実施する。

3.2.1 水質事故対策本部

事前対策で定めた「水質事故対策本部」体制に基づき、業務を実施し、緊急措置、応急給水、応急復旧等を計画的に進める。

3.2.2 水質事故対策本部会議

初動体制が確立された段階や被害状況・断水状況等が確認できた段階、及び応急復旧・応急給水を進める段階において、定期的あるいは臨時に水質事故対策本部会議を開催し、次の事柄を決定する。

- (1) 発生した水質事故による被害状況を把握し、想定水質汚染事故の被害とを比較して、緊急措置、応急復旧、応急給水の範囲・規模・目標等
- (2) 他の水道事業者等への応急給水、応急復旧の応援要請の方針
- (3) その他事後対策に必要な事項

3.2.3 水質事故対策本部長等（PⅡ-37～38 参照）

対策本部の統括を行う水質事故対策本部長、水道技術管理者は、対策本部活動の指揮・命令、本部会議の開催等を実施する。

3.2.4 各応急対策班の担当業務

初動体制の確立を行った後、水質事故対策本部の方針決定に基づき、事前対策で準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等

の資料を活用し、組織として、事後対策の諸業務を迅速・的確に実施する。

1) 総務班の業務 (P II-39~46 参照)

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、住民対応、他事業者等への応援要請や受援体制の整備等を迅速・的確に実施する。

なお、住民への広報にあたっては、応急給水の予定や水道の復旧見込みに関する情報を、随時情報を更新しつつ、きめ細かく具体的に発信していくことが極めて重要であり、防災無線、ホームページ・SNS 等、給水所、避難所等における広報文の掲載、報道機関による情報提供など利用可能な様々な手段を活用すること。

2) 応急給水班の業務 (P II-47~54 参照)

水質汚染事故による断水状況を調査して、応急給水体制、応援依頼の規模等を設定する。

応急給水は配水池等における飲料水の確保状況、水道施設の稼働状況等を踏まえて、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を採用して実施する。

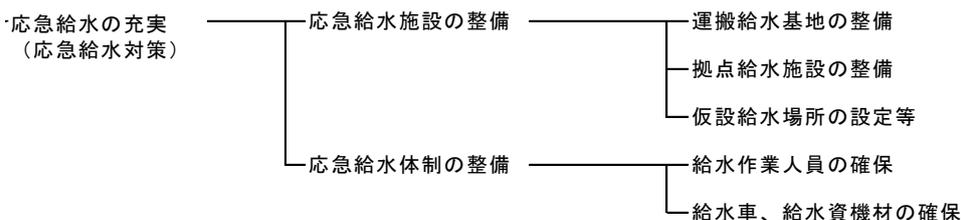


図-5 応急給水対策の分類

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

3) 取・浄水班の業務 (P II-55~63 参照)・管路班の業務 (P II-64~70 参照)

(1) 水質汚染事故対策全般

7) 基本的事項

水質汚染事故発生時の対策については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省健康局水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日)(参考資料 2 (P II-116)参照)に基づいた対応措置を記述する。

また、これを補完するものとして、「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知 平成 28 年 3 月 31 日)(参考資料 4 (P II-140)参照)が取りまとめられており、それぞれの水道事業者等の判断により、必要に応じて、当該通知に基づいた対応措置を記述する。

イ) 状況判断、緊急措置等の対策

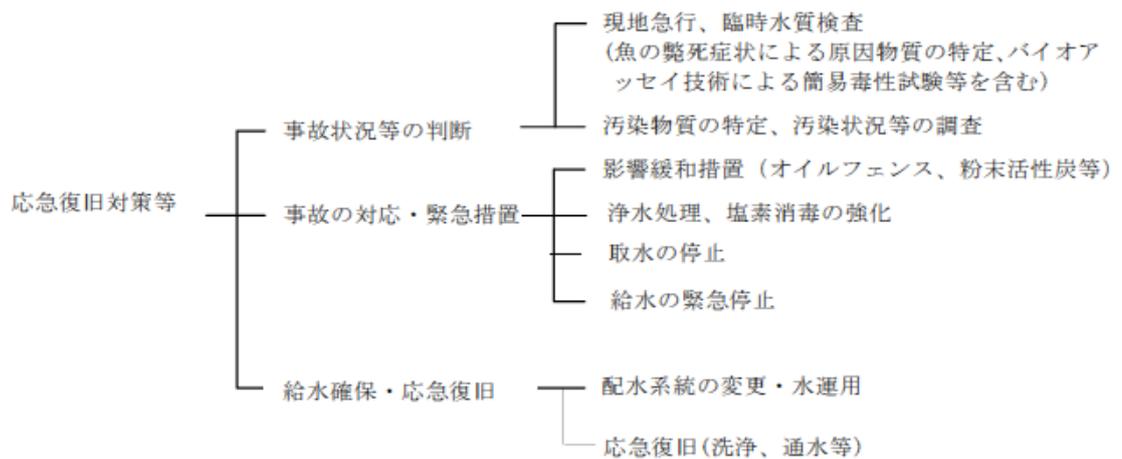
水源水質汚染事故の状況判断にあたっては、河川等の魚の斃死等の症状により、原因物質を特定したり、バイオアッセイ技術を用いた簡易毒性試験により、有害性を判定する。（「水質事故対策技術 2001 年版」（国土交通省水質連絡会編）参照）

これらの調査・試験等を実施することが困難な事業者は、実施可能な水質検査機関（都道府県の地区ブロックレベル等の共同水質検査体制の利用を含む）と予め緊急時の水質検査体制やその費用負担等を含めた委託契約を締結しておく。

緊急措置等は、水質汚染事故の被害状況等を把握した上で、予め検討した方法を参考に実施する。

想定水質汚染事故と発生した水質汚染事故を比較して、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

なお、緊急措置等は、予め定められた様式等を用いて、水質汚染状況の確認・判断等を含めて正確に記録しておく。



図一六 状況判断、緊急措置、応急復旧対策等の分類

出典：財団法人水道技術研究センター「水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル(平成 11 年 2 月)」※一部修正

(2) クリプトスポリジウム症が発生した場合の応急対応

クリプトスポリジウム症が発生し、水道水が原因であるおそれがある場合には、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（参考資料 3 (P II-118)参照)に基づき、次の対応措置を講ずる。

① 応急対応の実施

都道府県の関係部局と連携して応急対応を実施する。

② 水道利用者への広報・飲用指導等

下痢患者等の便からクリプトスポリジウムが検出される等、水道が感染源であるおそれが否定できない場合には、直ちに水道利用者への広報・飲用指導等を行う。

③水道施設における応急対応

水道水がクリプトスポリジウムに汚染された可能性のある場合には、給水停止の措置を講じた上で、浄水処理の強化を行うか、又は、汚染されているおそれのある原水の取水停止・水源の切り替え等を実施する。

その後、配水管等の洗浄を十分に行った上で、クリプトスポリジウムの有無の検査により、飲用水としての利用に支障がないと判断された場合に給水を再開する。

Ⅱ. 水質汚染事故対策マニュアル(例)

水質汚染事故対策マニュアル(例)の特徴

- ①水質汚染事故対策マニュアル(例)は実践的な内容とし、これを表や図を用いて容易に理解できるようにした。
- ②水質汚染事故時に実施する業務全体を一覧できるように、業務項目を整理した『業務概要表』を作成した。(表 2-1(PⅡ-13)参照)
- ③水質汚染事故時に、誰が、いつ、何を、どのように行うかを明確にするために、担当毎に実施する業務項目を抽出し、それらの実施時期、具体的な業務内容、実施上の留意事項等を示した『業務内容表』を作成した。

初動体制の確立(全職員)	: PⅡ-25~28 参照
対策本部長等	: PⅡ-37~38 参照
総務班	: PⅡ-39~46 参照
応急給水班	: PⅡ-47~54 参照
取・浄水班	: PⅡ-55~63 参照
管路班	: PⅡ-64~70 参照

これにより、担当部分の数頁を確認するだけで、業務内容を把握できるようになっている。

なお、本マニュアルは水質汚染事故時に対応すべき事項を網羅しているため、各事業体では、規模・特性を考慮して必要に応じてこれらの取捨選択等を行い、マニュアルを利用し易いものにする。

目 次

Ⅱ. 水質汚染事故対策マニュアル(例).....	Ⅱ-1
1. 総論.....	Ⅱ-3
1.1 目的.....	Ⅱ-4
1.2 用語の定義.....	Ⅱ-4
1.3 水質汚染事故対策マニュアルの構成.....	Ⅱ-5
1.4 水質汚染事故の想定.....	Ⅱ-6
1.5 被害想定と応援依頼.....	Ⅱ-6
2. 事前対策.....	Ⅱ-9
2.1 応急体制組織と業務.....	Ⅱ-10
2.1.1 初動体制の確立(職員の動員と配備等).....	Ⅱ-10
2.1.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水.....	Ⅱ-10
2.2 事後対策資料の準備.....	Ⅱ-15
2.3 関係機関との連携.....	Ⅱ-16
2.4 教育・訓練等.....	Ⅱ-18
2.5 水道施設等の水質汚染事故対策.....	Ⅱ-18
2.5.1 水質汚染事故対策全般.....	Ⅱ-19
2.5.2 クリプトスポリジウム対策.....	Ⅱ-22
3. 事後対策.....	Ⅱ-24
3.1 初動体制の確立.....	Ⅱ-25
3.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水.....	Ⅱ-29
3.2.1 水質事故対策本部.....	Ⅱ-29
3.2.2 水質事故対策本部会議.....	Ⅱ-29
3.2.3 水質事故対策本部長等.....	Ⅱ-29
3.2.4 各応急対策班の担当業務.....	Ⅱ-29
4. 事後対策業務手順図表.....	Ⅱ-36
4.1 業務内容表.....	Ⅱ-36
4.1.1 対策本部長等の業務.....	Ⅱ-37
○水質事故対策本部長.....	Ⅱ-38
○水道技術管理者.....	Ⅱ-38
4.1.2 総務班の業務.....	Ⅱ-39
○班長・担当責任者.....	Ⅱ-42

○調査・広報担当	Ⅱ-43
○動員・調達担当	Ⅱ-46
4.1.3 応急給水班の業務	Ⅱ-47
○班長・担当責任者	Ⅱ-50
○計画・情報担当	Ⅱ-51
○応急給水チーム	Ⅱ-54
4.1.4 取・浄水班の業務	Ⅱ-55
○班長・担当責任者	Ⅱ-58
○計画・情報担当	Ⅱ-59
○取・浄水チーム	Ⅱ-62
4.1.5 管路班の業務	Ⅱ-64
○班長・担当責任者	Ⅱ-67
○計画・情報担当	Ⅱ-68
○管路チーム等	Ⅱ-70
4.2 情報連絡系統図	Ⅱ-71
4.2.1 指揮命令系統図	Ⅱ-72
4.2.2 情報収集・広報連絡系統図	Ⅱ-73
5. 資料・様式	Ⅱ-74

II. 水質汚染事故対策マニュアル(例)

水質汚染事故対策マニュアル(例)は、以下に示すモデル水道事業を想定して作成したものである。

表 モデル水道事業の概要

項目	内容
行政区域内人口	5万人
水道事業(水道課)の組織	庶務・経理係、工務係、浄水係、営業係の4係により構成。 平常時は、浄水係は浄水場、その他の係は市役所内水道課に勤務するものとする。
水道課職員数	22人(課長を含む)

1. 総論

1. 総論

1.1 目的

〇〇市水道において水質汚染事故が発生した場合、〇〇市水道課は、緊急措置、応急給水等の必要な事後対策を実施することが求められる。

本マニュアルは、〇〇市水道課が水質汚染事故発生時に、通常給水の早期の回復と計画的な応急給水の実施などの事後対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、水質汚染事故対応を適切に行うことを目的とするものである。

なお、本マニュアルは組織体制の変更等にあわせて、適宜見直す。

1.2 用語の定義

本マニュアルで使用している用語の定義を表 1-1 に示す。

表 1-1 用語の定義

区分	用語	定義
対策本部	水質事故対策本部	減断水が生じる水質汚染事故が発生した場合、緊急措置や応急給水等を目的として水道課等に設置される対策本部。
水道事業者	応援事業者等	水質汚染事故が発生した事業者に対して緊急措置、応急給水や応急復旧の応援を行う水道事業者等。
水質汚染事故対策等	水質汚染事故	水質汚染事故は次の場合をいう。 ① 水道水源及び水道原水の水質異常によって健康被害を生じる場合、又はそのおそれのある場合 ② 水道施設における水質汚染及び不適切な浄水処理等に伴う水道水の水質異常によって健康被害等を生じる場合、又はそのおそれのある場合 ③ 水道水を原因とする感染症・食中毒等が発生する場合 ④ 小規模水道水・井戸水等の水質異常によって健康被害等を生じる場合、又はそのおそれのある場合
	事前対策	水質汚染事故発生時の事後対策(ソフト対策)のための事前準備対策及び粉末活性炭設備、オイルフェンス、水質監視機器の整備(ハード対策)等の水質汚染事故発生に備えた対策。
	事後対策	水質汚染事故発生後、初動体制、応急体制を確立して行う取水停止、浄水処理強化等の緊急措置や応急給水、応急復旧等の対策。
	初動体制	水質汚染事故発生後、動員・配備した職員等により、水質汚染事故初期の活動(情報収集・連絡、事故状況調査、緊急措置等)を行う組織体制。
	応急体制	応援事業者等を配備し、応急給水を含め、水質汚染事故対策を本格的に実施することができる組織体制。
	応急復旧	通水回復に向けて実施する水道施設の洗浄・通水等。 応急復旧計画を策定し、順次実施する。
	応急給水	水質汚染事故により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水。 断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。

1.3 水質汚染事故対策マニュアルの構成

水質汚染事故対策マニュアルは、想定される水質汚染事故に基づき、水道システムの被害を想定し、水質汚染事故対策の基本条件を整理した「1. 総論」と、被害を未然防止・軽減するための「2. 事前対策」、及び被害が発生した後に対応する「3. 事後対策」から構成されている。

1. 総論
 - 1.1 目的 1.2 用語の定義 1.3 水質汚染事故対策マニュアルの構成
 - 1.4 水質汚染事故の想定 1.5 被害想定と応援依頼
2. 事前対策
 - 2.1 応急体制組織と業務 2.2 応急対策資料の準備 2.3 関係機関との連携
 - 2.4 教育・訓練等 2.5 水道施設等の水質汚染事故対策
3. 事後対策
 - 3.1 初動体制の確立 3.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水

1.4 水質汚染事故の想定

想定水質汚染事故は、過去に発生した水質汚染事故や水源上流域における工場、事業者の分布状況等を考慮して、表 1-2 に示す□□水質汚染事故、△△水質汚染事故とする。

表 1-2 想定水質汚染事故

	□□水質汚染事故	△△水質汚染事故
水質汚染事故発生場所	□□川上流 取水口上流** k m	△△川上流 取水口上流** k m
汚染物質	フェノール	油
備考	昭和**年 水質汚染事故発生	平成**年 工場で油漏洩事故発生

1.5 被害想定と応援依頼

想定される水質汚染事故に基づき、以下の(1)(2)の事項を検討した結果を表 1-3 に示す。

(1) 被害想定

汚染物質に対する浄水処理強化等の対応能力（水質検査部署の有無や能力も考慮する）、あるいは取水停止時間等から給水への影響を想定する。

(2) 応援依頼の検討

水質汚染事故の状況、給水状況の想定結果を踏まえ、応急体制を確立するた

め、水質事故が発生した事業者が独自で対応が可能か、他の水道事業者等に
応援を依頼するかを判断する。

表 1-3 想定水質汚染事故による想定被害と応援依頼業務(例)

想定水質汚染事故	水道施設の想定被害等	応急復旧・応急給水目標	事後対策実施体制	応援依頼業務	実施主体		
					当市	共同	応援事業者
□□水質汚染事故	A浄水場は取水・浄水停止 B浄水場は稼働 ・断水範囲：A給水区域全域 ・断水人口：○○○人	・応急復旧目標期間：○日間 ・応急給水目標：3L/人・日程度 (給水車両等による)	給水車両(最大)： ○○台/日	応急給水計画の策定		○	
				応急給水の実施		○	
			応急給水人員(最大)： ○○班/日・○○人/日	緊急措置、応急復旧計画の策定・実施		○	
				応急復旧人員(最大)： ○○班/日・○○人/日	—	—	—
△△水質汚染事故	A浄水場は稼働 B浄水場は取水・浄水停止 ・断水範囲：B給水区域全域 ・断水人口：○○○人	・応急復旧目標期間：○日間 ・応急給水目標：3L/人・日程度 (給水車両等による)	給水車両(最大)： ○台/日	応急給水計画の策定	○		
				応急給水の実施		○	
			応急給水人員(最大)： ○班/日・○人/日	緊急措置、応急復旧計画の策定・実施	○		
				応急復旧人員(最大)： ○班/日・○人/日	—	—	—

2. 事前对策

2. 事前対策

2.1 応急体制組織と業務

水質汚染事故時の事後対策業務は、初動体制の確立、応急体制の確立、応急給水、緊急措置、応急復旧に大別される。表 2-1 (P II-13 参照) に事後対策業務 (業務概要表) を示す。

2.1.1 初動体制の確立 (職員の動員と配備等)

水質汚染事故時の職員の非常配備基準を表 3-1 (P II-25 参照) に、非常配備体制を表 3-2 (P II-26 参照) に示す。

また、表 3-3 (P II-27 参照)、表 3-4 (P II-28 参照) に水質汚染事故時の初動体制を確立するための職員の行動等 (例) をまとめている。

なお、勤務時間外に水質汚染事故が発生した場合は、連絡網により参集することを基本とする。

また、水質汚染事故・情報の第一報が外部より通報された場合、又は自ら把握した場合に、その内容を詳細に確認するとともに、直ちに関係部署にその情報を伝達できるよう、情報管理体制の確立、伝達方法・伝達経路の整備を図る。

2.1.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水

1) 水質事故対策本部

水質汚染事故時の応急活動を円滑に推進するために図 2-1 (P II-13 参照) に示す水質事故対策本部長、水道技術管理者、応急対策班 (総務班、応急給水班、取・浄水班、管路班) で構成する水質事故対策本部 (以下「対策本部」という。) を設置する。

2) 水質事故対策本部会議

水質事故対策本部の中に、水質事故対策本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、取・浄水班長及び、管路班長で構成する水質事故対策本部会議 (以下「対策本部会議」という。) を設ける。

対策本部会議の主な決定事項等は次のとおりとする。

- (1) 発生した水質事故による被害状況を把握し、想定水質汚染事故の被害とを比較して、緊急措置、応急復旧、応急給水の範囲・規模・目標等
- (2) 他の水道事業者等への応急給水、応急復旧の応援要請の方針
- (3) その他事後対策に必要な事項

早急・適切な対応が行えるよう、想定される水質汚染事故に応じて、事前に状況の判断方法や対策等を策定し、緊急措置実施の判断を行う責任者や指示系統を明確

に定める。

3) 水質事故対策本部長等 (P II-37~38 参照)

- ・ 水質事故対策本部長・・・水質事故対策本部の運営管理全般の統括を行う。
- ・ 水道技術管理者……………水質事故対策本部の技術面の運営管理の統括を行う。

4) 各応急対策の担当業務

応急対策班（総務班、応急給水班、取・浄水班、管路班）の基本的な業務内容と役割は以下のとおりである。

応急対策班は班活動の指揮・命令を行う班長とその補佐・代理を行う副班長により統括する。

それらの統括の下、役割に応じて担当及び現場作業を行うチームを置く。各担当には担当責任者を置き、業務を統括する。

(1) 総務班 (P II-39~46 参照)

総務班は関係機関等との情報連絡、応援事業者等への応援要請等を行う。

(情報連絡)

- ・ 水質汚染事故の状況、断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認
- ・ 厚生労働省、都道府県等への状況報告
- ・ 広報、苦情処理等

(応援要請等)

- ・ 応援事業者に対する緊急措置、応急復旧、応急給水の応援要請と配備

(2) 応急給水班 (P II-47~54 参照)

応急給水班は断水状況等を把握して、応急給水計画を策定し、給水車両等を用いて応急給水を行う。

(3) 取・浄水班 (P II-55~63 参照)

取・浄水班は水源・浄水施設等について、水質汚染状況の把握と緊急措置を行い、応急復旧計画を策定し応急復旧(洗浄、通水等)を行う。

(4) 管路班 (表 P II-64~70 参照)

管路班は管路について、水質汚染状況の把握と緊急措置を行い、応急復旧計画

を策定し応急復旧を行う。

5) 情報連絡体制

水質汚染事故時の外部との情報連絡や内部における指揮命令、情報収集、広報等の情報連絡体制を「4.2 情報連絡系統図」(PⅡ-71~73 参照)に示す。

表 2-1 事後対策業務(業務概要表)

業務区分		業務項目	実施主体			主な実施担当*1							
			当市	共同	応援事業者	対策本部長	水道技術管理者	総務班	応急給水班	取・浄水班	管路班		
初動体制の確立	0. 初動体制の確立等	1 職員の動員と配備 2 対策本部の設置	○ ○			○	○	○ ○	○	○	○		
応急体制の確立	1. 指揮・命令、 総合調整	指揮・命令 11 対策本部の活動の統括・指揮・命令[対策本部長、水道技術管理者] 12 班の活動の統括・指揮・命令[班長] 13 担当の活動の統括[担当責任者]	○			○	○	○	○	○	○		
			会議等 14 対策本部会議(本部会議)[対策本部長、水道技術管理者、班長] 15 班会議[各班の構成員全員] 16 他班との連絡調整[担当責任者]	○			○	○	○	○	○	○	○
				○					○	○	○	○	○
	2. 情報連絡・市民対応	情報連絡等 21 資料等の準備(情報連絡、応援要請関係) 22 通信機器の確保 23 水質汚染事故、緊急措置、応急給水等の状況、応急給水・復旧予定の確認 24 消防、他のライフライン等への連絡 25 病院等への連絡 26 厚生労働省、都道府県等への状況報告	○					○					
			○					○					
			○					○					
			○					○					
	○						○						
	3. 他事業者への応援要請	27 広報 28 電話等受付(苦情処理等)	○					○					
		○					○						
4. 事故記録の作成	30 緊急措置等の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの)	○					○		○				
	31 応急給水の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの)	○					○	○					
緊急措置等	41 事故記録の作成	○					○						
	7. 水質汚染状況の判断と緊急措置等	71 資料等の準備(緊急措置関係)	○							○	○		
		72 水質汚染事故状況の調査(水質検査含む)・緊急措置等 74 施設の運転管理、系統間水運用等		○						○	○		
応急復旧	8. 応急復旧の計画作成と実施	81 応急復旧計画の作成		○						○	○		
		92 応急復旧作業(洗浄、通水等)の実施		○						○	○		
		93 水質検査の実施		○						○	○		
応急給水	5. 応急給水の計画作成と実施	51 資料等の準備(応急給水関係)	○						○				
		52 応急給水計画の策定(運搬給水等)		○					○				
		61 応急給水の実施(応急給水状況調査を含む)		○					○				

注) *1 : 当該業務の中で、関係機関等との連絡・調達、計画作成、現場作業の実施等の主要業務を行う担当(○の部分)。
 ※各班には、主要業務(○の部分)以外の業務もある。
 : 応援を依頼する業務項目

(水質事故対策本部長等)

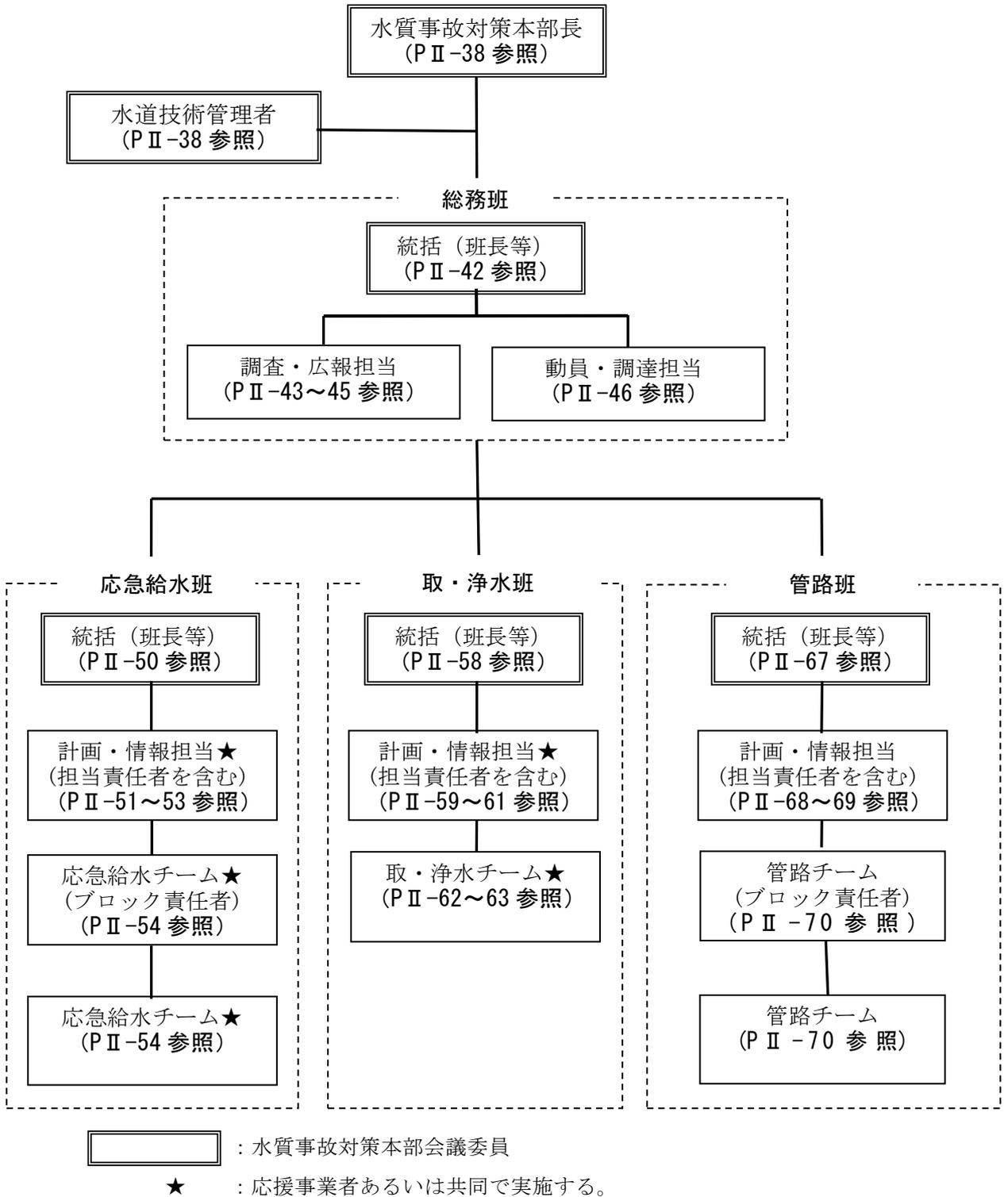


図 2-1 水質事故対策本部の組織

2.2 事後対策資料の準備

水質汚染事故時の初動体制の確立、応急体制の確立、緊急措置、応急給水、応急復旧の活動を迅速・的確に行うための事後対策資料は表 2-2 のとおりとし、これらを定期的に更新する。

これらの資料は水道課(市役所)と浄水場、ポンプ場に分散して保管する。

表 2-2 事後対策資料（事前準備）

資 料	補 足 説 明	備考	*1	*2	*3	*4	*5
非常配備体制表 (電話連絡網兼用)	非常配備基準毎に配備要員と電話連絡の流れを明記。	PⅡ-23 参照	○				
関係機関連絡先リスト	水質事故発生時に情報連絡や応援要請を行う関係機関を対象に、電話番号、FAX番号、本市の担当窓口等を明記。	PⅡ-16 参照	○				
指揮命令・連絡調整系統図	組織構成と情報連絡の流れを明記。	PⅡ-68～ 70 参照	○				
水源流域一般平面図	本川、支川、工場、畜舎、下水処理場等の排水処理施設、取水位置等を明記。	PⅡ-78 参照	○				
重要施設等位置図 (給水拠点と給水対象施設)	運搬給水基地、給水拠点、避難所、病院、福祉施設等の重要施設、水道課の位置等を明記。		○	○			
水道施設一般平面図	取水場、導水管、浄水場、送水管、配水池、配水本管、配水区域、これらのフロー(水の流れ)を明記。		○		○		
機器操作マニュアル	浄水場、ポンプ場の運転操作方法を明記					○	
配管図	導水管、送水管、配水本管、重要施設に至る配水管、空気弁等も明記。						○
応急給水マニュアル	応急給水体制の構築。範囲や給水方法の設定。必要な資機材の確保・手配方法等を明記。必要に応じ、応援事業者も含めた体制を考慮。		○	○			
応急復旧マニュアル	被害情報収集体制の構築、復旧方法の判定基準、復旧優先路線の設定、用地・資機材・人員の確保を明記		○		○		○
受援マニュアル	応援・受援に係る概要(フロー図)、責任者・役割の明確化、応援要請方法、受入れ体制、費用負担を明記		○	○	○		

- 注) *1 水質汚染事故対策マニュアルの資料として整理しておく
 *2 応急給水計画の立案や応援事業者等に対する応急給水場所等の提示に使用
 *3 配水系統の変更、水運用に使用
 *4 浄水場、ポンプ場等の緊急措置等の運転操作、応急復旧に使用
 *5 管路の緊急措置等の操作、応急復旧に使用

2.3 関係機関との連携

水質汚染事故時に、事故の発生状況等について問い合わせを行う関係部署、被害状況等を報告する国や都道府県の水道担当部署、及び応援協定に基づき緊急措置、応急復旧、応急給水等の応援要請を行う水道事業者等、地元業者等の関係機関との情報連絡体制を表 2-3 に示す。なお、国や都道府県の水道担当部署に対しては、「飲料水健康危機管理実施要領について」（参考資料 1（P II-98 参照））に基づき、水質異常の詳細な内容、措置の内容等を報告する。

表 2-3 関係機関との情報連絡体制(例)

関係機関		電話番号	FAX 番号	本市担当				
				総務班		応急給水班	浄水施設復旧班	管路復旧班
				調査広報担当	動員調達担当	計画情報担当	計画情報担当	計画情報担当
国・県	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課*1	***-***-****	***-***-****	○				
	○○県生活衛生部*1	***-***-****	***-***-****	○				
	○○県災害対策本部*1	***-***-****	***-***-****	○				
市関係機関	公衆衛生担当部局	***-***-****	***-***-****	○				
	○○市保健所	***-***-****	***-***-****	○				
	国土交通省○○工事事務所	***-***-****	***-***-****	○				○
	○○川水質連絡協議会	***-***-****	***-***-****	○				
	公共用水域・地下水保全担当部局	***-***-****	***-***-****	○				
	毒物・劇物製造等の監視指導担当部局	***-***-****	***-***-****	○				
	危険物を所管する担当部局	***-***-****	***-***-****	○				
	市消防局	***-***-****	***-***-****	○				
水道事業者	日本水道協会本部	***-***-****	***-***-****		○			
	日本水道協会○○地方支部	***-***-****	***-***-****		○			
	日本水道協会○○県支部	***-***-****	***-***-****		○			
	日本水道協会○○ブロック支部	***-***-****	***-***-****		○			
	○○市(応援協定締結都市)	***-***-****	***-***-****		○			

	〇〇水道用水供給事業	***-***-***	***-***-***				○	○
応急給水 応援団体	自衛隊*3	***-***-***	***-***-***		○			
	〇〇県トラック協会〇〇支部*2	***-***-***	***-***-***		○			
	応急給水作業協力者(ボランティア等)*1	***-***-***	***-***-***		○			
浄水施設等 復旧 応援団体	施設維持管理受託業者	***-***-***	***-***-***				○	
	機械設備業者	***-***-***	***-***-***				○	
	電気計装設備業者	***-***-***	***-***-***				○	
	水処理薬品業者	***-***-***	***-***-***				○	
	水質分析機器業者	***-***-***	***-***-***				○	
	〇〇市建設業協同組合	***-***-***	***-***-***				○	○
重要 施設	小中学校等	***-***-***	***-***-***			○		
	病院	***-***-***	***-***-***			○		
	福祉施設	***-***-***	***-***-***			○		

注) *1 被災状況等の報告を行う。

*2 給水車、給水タンクを載せるトラックを借用する場合。

2.4 教育・訓練等

2.4.1 教育

水質汚染事故の基礎知識、被害想定、事故発生時の各自の職務分担等について、本マニュアル等を教材として、研修会、講習会を開催し、職員の水質汚染事故時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

2.4.2 訓練等

水質汚染事故に対する訓練は、動員、情報連絡、状況判断・緊急措置、応援要請・受入、応急給水や応急復旧の計画策定と実施等について、各項目を組み合わせて年〇回程度行うこととする。

1) 動員訓練

- (1) 職員の動員・配備と水質事故対策本部の設営

2) 情報連絡訓練

- (1) 指揮命令事項の伝達
- (2) 水質汚染事故の情報収集・整理と市民・報道機関等への広報
- (3) 各会議の実施

3) 水質汚染事故の状況確認・判断、緊急措置訓練

- (1) 水質汚染事故状況等の確認・判断（水質検査を含む）
- (2) 水質汚染事故への対応・緊急措置

4) 応援要請、受入・配備訓練

- (1) 緊急措置、応急復旧、応急給水の応援要請と受入・配備

5) 応急給水訓練

- (1) 応急給水計画の策定
- (2) 応急給水の実施

6) 応急復旧訓練

- (1) 応急復旧計画の策定
- (2) 応急復旧の実施

2.5 水道施設等の水質汚染事故対策

2.5.1 水質汚染事故対策全般

「1.5 被害想定と応援依頼」に基づき、水質汚染事故が想定される取水施設や浄水施設への粉末活性炭設備の設置や連絡管の整備、水質監視機器の設置等を、重要度、緊急度の高いものから順に計画的に行う。

- ・取・浄水施設への粉末活性炭設備の設置
- ・水源系統間の連絡管の整備
- ・水質監視機器の設置
 - 原水・浄水・配水の自動水質監視計器の設置
 - 魚類による水質監視装置、I T V監視装置の設置
- ・必要機材の備蓄・整備
 - 事故状況の判断に必要な機材等(採水用具、簡易試験試薬等)
 - (表 2-4, 5, 6 参照)
 - 緊急措置に必要な資材 (オイルフェンス、オイルマット等)
 - 応急給水に必要な機材 (給水車、可搬式給水タンク等)

表 2-4 現地調査の携帯品リスト例

資機材名		備考
採水用具	ひしゃく・採水器、バケツ、ロープ、ロート、ポリビン、ガムテープ、油性ペン、クーラーボックス	初動対応の場合、簡易測定器や目視による確認が中心となるが、応急対応が必要な場合に備えて採水用具は携帯する。
採取器具	採取網	魚類のへい死時に使用する。水辺に近づくことが困難な場合もあるので、伸縮柄も携帯する。
	ポリ袋	
	プランクトンネット	給水栓で異物が広域に発生した場合などに使用する。
簡易測定器	pH 計	
	DO 計	
	伝導度計	
	パックテスト	
	残塩計	給水栓での異常に使用する
	温度計	
	濁度、色度確認用比色管	給水栓の異常に使用する。対比列を携帯するこ

	ろ紙	とが望ましいが、比色管のみでも異常の有無の確認は可能。
	臭気確認用共栓付き三角フラスコ	給水栓での異常、水源での異常共に有効な確認手段となることがある。
	臭気試験用お湯入りポット	
	バイオアッセイ用メダカ	
その他	管内図、野帳、筆記用具、ヘッドランプ、カメラ、救命具、長靴、胴長ゴム靴、合羽、連絡用携帯電話、ヘルメット、カラーコーン、虫除けスプレー	

出典：公益社団法人 日本水道協会「水質異常の監視・対策指針 2019」

表 2-5 簡易試験試薬の例

項目	濃度範囲	測定時間	推定される事故原因(例)	備考
遊離残留塩素	0.1 ～ 5 mg/L	10 秒	水道施設における塩素注入設備の故障	
総残留塩素	0.1 ～ 5 mg/L	2 分		
鉛	0 ～ 1 mg/L	10 分	鉛製給水管の使用	別途計器が必要
ヒ素	0.01 ～ 1 mg/L	10 分	工場排水等の流入、不法投棄	濃縮による高感度測定
六価クロム	0.002 ～ 0.1 mg/L	4 分		濃縮による高感度測定
	0.05 ～ 2 mg/L	10 秒		
遊離シアン	0.02 ～ 2 mg/L	5 分		
亜硝酸態窒素	0.005 ～ 0.05 mg/L	2 分	農地における肥料の過剰投入	
	0.006 ～ 3 mg/L	2 分		
硝酸態窒素	0.2 ～ 10 mg/L	3 分		
フッ素	0 ～ 5 mg/L	2 分	工場排水等の流入、不法投棄	
	0 ～ 8 mg/L	10 分		
ほう素	0 ～ 10 mg/L	30 分		
ホルムアルデヒド	0 ～ 2 mg/L	4 分		
亜鉛	0 ～ 2 mg/L	4 分		
アルミニウム	0 ～ 1 mg/L	10 分	浄水場の酸・アルカリ注入設備の故障	
銅	0.02 ～ 0.5 mg/L	3 分	工場排水等の流入、不法投棄	濃縮操作あり
	0.5 ～ 10 mg/L	1 分		
鉄	0.05 ～ 2 mg/L	2 分	浄水場の塩素注入設備の故障	
	0.3 ～ 10 mg/L	20 秒		

マンガン	0.02 ~ 1 mg/L	3分		濃縮操作あり
	0.5 ~ 20 mg/L	30秒		
塩化物	0 ~ 50 mg/L 以上	1分	海水の混入	
総硬度	0 ~ 200 mg/L	30秒		
マグネシウム硬度	0 ~ 82 mg/L	1分		
陰イオン界面活性剤	0 ~ 50 mg/L 以上	5分	下水道の簡易放流、生活排水等の流入	
フェノール	0 ~ 10 mg/L	8分	工場排水等の流入、不法投棄	
pH 値	5.0 ~ 9.5	10秒	浄水場の酸・アルカリ注入設備の故障	
項目	濃度範囲	測定時間	推定される事故原因 (例)	備考
金属総量	0 ~ 5 mg/L 以上	1分		(Cu、Zn、Mg、Ni、Cd)
ニッケル	0.02 ~ 1 mg/L	5分		濃縮操作あり
	0.5 ~ 10 mg/L	2分		
亜硫酸	50 ~ 2000 mg/L	10秒		
総アルカリ度	0 ~ 100 mg/L	20秒		
アンモニア態窒素	0.2 ~ 10 mg/L	5分		
COD	0 ~ 10 mg/L	5分		
過酸化水素	0.05 ~ 5 mg/L	1分		
過マンガン酸カリウム消費量	0 ~ 15 mg/L	5~8分		水温により測定時間が異なる
硫化水素	0.1 ~ 5 mg/L	3分		
硫酸	50 ~ 2000 mg/L 以上	10秒		
リン酸	0.2 ~ 10 mg/L	2分		
リン酸態リン	0.1 ~ 5 mg/L	1分		
金	0 ~ 20 mg/L	30秒		
銀	0 ~ 5 mg/L 以上	3分		
コバルト	0 ~ 10 mg/L 以上	3分		
シリカ	0.01 ~ 0.5 mg/L	8分		濃縮操作あり
	0.5 ~ 20 mg/L	6.5分		
パラジウム	1 ~ 50 mg/L	1分		
モリブデン	5 ~ 500 mg/L	1分		
ヒドラジン	0.05 ~ 2 mg/L	10分		

出典：公益社団法人 日本水道協会「水質異常の監視・対策指針 2019」

表 2-6 可搬式吸光光度計と専用試薬を使用して測定可能な項目（一例）

項目	濃度範囲	測定方法
遊離残留塩素	0.02 ～ 2 mg/L	DPD 法
全塩素	0.1 ～ 10 mg/L	DPD 法
六価クロム	0.01 ～ 0.6 mg/L	ジフェニルカルボヒドラジド法
シアン化物	0.008 ～ 0.24 mg/L	ピリジン-ピラゾロン法
亜硝酸態窒素	0.005 ～ 0.35 mg/L	ジアゾ化法
硝酸態窒素	0.8 ～ 30 mg/L	カドミウム還元法
フッ化物	0.05 ～ 2 mg/L	SPANDS 法
ほう素	2 ～ 50 mg/L	カルミン法
亜鉛	0.02 ～ 3 mg/L	ジルコン法
アルミニウム	0.013 ～ 0.8 mg/L	アルミノン法
銅	0.04 ～ 5 mg/L	ビスンコニン酸法
鉄	0.03 ～ 1.8 mg/L	鉄モリブデン法
マンガン	0.02 ～ 0.7 mg/L	PAN 法
陰イオン界面活性剤	0.02 ～ 0.3 mg/L	クリスタルバイオレット法
TOC	0.3 ～ 20 mg/L	直接酸化法
pH 値	6.5 ～ 8.5	フェノールレッド法
ニッケル	0.013 ～ 1 mg/L	PAN 法
アンモニア態窒素	0.08 ～ 2.5 mg/L	サリチル酸法
COD	0.5 ～ 12 mg/L	過マンガン酸法
リン酸	0.14 ～ 30 mg/L	アミノ酸法
モリブデン	0.2 ～ 40 mg/L	メルカプト酢酸法
ヒドラジン	0.016 ～ 0.5 mg/L	p-ジメチルアミノベンズアルデヒド法

出典：公益社団法人 日本水道協会「水質異常の監視・対策指針 2019」

2.5.2 クリプトスポリジウム対策

「水道におけるクリプトスポリジウム対策指針」（参考資料 3 (PⅡ-118)参照)に基づき、クリプトスポリジウム対策の事前対策として以下の事項について記述する。

1) 水道原水に係るクリプトスポリジウムによる汚染のおそれの判断

①以下のいずれかの場合には、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下「指標菌」という。）の検査を実施し、いずれかの菌が検出された場合には、水道原水のクリプトスポリジウムによる汚染のおそれがあると判断する。

- ・水道の原水から大腸菌群が検出されたことがある場合
- ・水道の水源となる表流水、伏流水若しくは湧水の取水施設の上流域又は浅

井戸の周辺に、人間又は哺乳動物の糞便を処理する施設等の排出源がある場合

- ②①において指標菌が検出されなかった場合、クリプトスポリジウムを除去できる浄水処理を実施していない施設にあっては、水道原水の指標菌の検査を毎月1回以上実施する。

2) 事前対策

クリプトスポリジウムによる汚染のおそれがある水道水源から取水する場合、次の対応措置を講ずる。

(1) 施設整備

クリプトスポリジウムによって水道原水が汚染されるおそれのある浄水場では、クリプトスポリジウムを除去することができる浄水処理を行う。

汚染のおそれがあるにもかかわらず、これらの浄水処理を実施していない浄水場においては、早急に浄水処理施設の整備を実施するか、又は、クリプトスポリジウムによって汚染されるおそれのない水源からの取水に変更する。

(2) 浄水処理の徹底

- ①ろ過池出口の水の濁度を常時把握し、ろ過池出口の濁度を0.1度以下に維持する。
- ②ろ過方式ごとに適切に浄水管理を行う必要があるが、特に急速ろ過法を用いる場合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行う。
- ③凝集剤に注入量、ろ過池出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残す。

(3) 水源対策

表流水若しくは伏流水の取水施設の近傍上流域又は浅井戸の周辺にクリプトスポリジウムを排出する可能性のある污水处理施設等の排水口がある場合には、当該排水口を取水口等より下流に移設し、又は、当該排水口より上流への取水口等の移設が恒久対策として重要であるので、関係機関と協議のうえ、その実施を図る。

3. 事後対策

3. 事後対策

水質汚染事故発生後、事前対策であらかじめとりまとめた「初動体制」を迅速に確立し、緊急措置等の初期活動を行う。

初期活動では、水質汚染事故の被害状況を調査し、想定水質汚染事故による被害と比較し、これらを基に事後対策の実施体制を計画する。その結果、当市で対応できないことが判明した場合、他事業者に応援を依頼して「応急体制」を速やかに整備し、応急給水及び浄水施設・管路等の応急復旧(洗浄、通水等)を計画的に実施する。

3.1 初動体制の確立

水質汚染事故が発生した場合の非常配備基準を表 3-1 に、非常配備体制を表 3-2 に示す。表 3-1 に示すように、第 2・3 非常配備の場合、水道事業管理者は水質事故対策本部を設置する。

第 1～3 非常配備の場合、各職員は初動体制の確立に向け、表 3-3、表 3-4 の業務内容表に示す要領で配備等を行う。

表 3-1 非常配備基準(例)

非常配備	配備基準	出動範囲	本マニュアルの事後対策業務のうち、実施するもの
第 1 非常配備	水源上流域での水質異常があるが取水停止に至らない場合、及び取水停止(浄水停止)を行うが水運用等によって送配水が継続できる場合	班長以上、取・浄水班	汚染状況等の把握、緊急措置、情報連絡等。(水質事故対策本部体制に準じて、これらの業務を実施)
第 2 非常配備 (水質事故対策本部設置)	長時間の取水停止(浄水停止)を行い、減断水を生じる場合	班長、担当責任者以上、取・浄水班	汚染状況等の把握、緊急措置、応急給水・応急復旧の実施、情報連絡等。
第 3 非常配備 (水質事故対策本部設置)	給水の緊急停止を行う場合	職員全員	応援要請を含め、全ての業務を実施。

表 3-2 非常配備体制(例) *3

災害時の 組織	平常時の 組織	第1非常配備	
		第2非常配備	
		第3非常配備	
水質事故 対策 本部長	水道課長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ○○水道課長 Tel ***-**** </div>	
	水道技術 管理者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ○○水道技術管理者 Tel ***-**** </div>	
取・浄水 班	浄水係	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係長*1 Tel ***-**** </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係員*2 Tel ***-**** </div> </div> <div style="width: 50%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係員 Tel ***-**** </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係員 Tel ***-**** </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ○○係員 Tel ***-**** </div> </div> </div>	
		総務班	庶務・ 経理係
応急 給水班	営業係	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係長*1 Tel ***-**** </div> </div> <div style="width: 50%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係員*2 Tel ***-**** </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係員 Tel ***-**** </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ○○係員 Tel ***-**** </div> </div> </div>	
管路班	工務係	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係長*1 Tel ***-**** </div> </div> <div style="width: 50%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係員*2 Tel ***-**** </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係員 Tel ***-**** </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係員 Tel ***-**** </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> ○○係員 Tel ***-**** </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ○○係員 Tel ***-**** </div> </div> </div>	
職員数	10人		
	13人		
	22人		

注) *1 班長 *2 担当責任者

*3 職員が不在の場合、あらかじめ定めておいた次位の職員を配備する。

表 3-3 初動体制の確立(全職員)

全職員			主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			初期	復旧期			
当市	共同	応援事業者					
○			□		1) 職員の動員と配備 (1) 職員の動員(参集) (※勤務時間外に水質汚染事故が発生した場合)	水質汚染事故発生後、動員指令を受けた場合*1、職員は以下の要領で参集する。 ① 水質汚染事故発生後、職員は勤務場所(浄水係以外は市役所、浄水係は〇〇浄水場あるいは水源水質事故が発生した河川等)に参集する。 ② 参集した職員は、参集したことを各班の計画・情報担当(総務班は動員・調達担当)に報告する。	*1「表3-2 非常配備体制表(電話連絡網兼用)」を利用。
○			□		2) 水質事故対策本部の設営	① 対策本部の設置の決定に基づき、総務班の職員が中心となって、水質事故対策本部の設営*1を行う。	*1 通信機器、放送機器、資料、情報掲示板等の整備を行う。

表 3-4 初動体制の確立(対策本部長/水道技術管理者)

本部長/水道技術管理者				業務項目 (太字: 主要業務) (細字: 主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当市	共同	応援 事業体	初期	復旧期			
対策本部長(本部長)							
<input checked="" type="radio"/>			<input type="checkbox"/>		1) 対策本部の設置	① 水質汚染事故の状況を把握した上で、対策本部の設置等の非常配備体制を決定する。	
水道技術管理者							
<input checked="" type="radio"/>			<input type="checkbox"/>		11) 対策本部の設置	① 対策本部の設置等の非常配備体制を決定にあたり、本部長を技術面から補佐する。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。

3.2 応急体制の確立、緊急措置、応急復旧、応急給水

3.2.1 水質事故対策本部

事前対策であらかじめ定めた「水質事故対策本部」体制に基づき、会議・業務を実施し、緊急措置、応急復旧、応急給水等を計画的に進める。(図 2-1 (PⅡ-14) 参照)

3.2.2 水質事故対策本部会議

初動体制が確立された段階や被害状況・断水状況等が確認できた段階、及び応急復旧・応急給水を進める段階において、定期的あるいは臨時に水質事故対策本部会議を開催し、次の事柄を決定する。

なお、構成メンバーが出席できない場合、代理の職員が出席する。

- (1) 発生した水質事故による被害状況を把握し、想定水質汚染事故の被害とを比較して、緊急措置、応急復旧、応急給水の範囲・規模・目標等
- (2) 他の水道事業者等への応急給水、応急復旧の応援要請の方針
- (3) その他事後対策に必要な事項

3.2.3 水質事故対策本部長等 (PⅡ-37~38 参照)

対策本部の統括を行う水質事故対策本部長、水道技術管理者は、対策本部活動の指揮・命令、本部会議の開催等を実施する。

3.2.4 各応急対策班の担当業務

水質事故対策本部会議の方針決定に基づき、事前対策であらかじめ準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、組織として、事後対策の諸業務を迅速・的確に実施する。

1) 総務班の業務 (PⅡ-39~46 参照)

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、総務班の指揮・命令、他班との総合調整、情報連絡、市民対応、他事業者への応援要請等を迅速・的確に実施する。

2) 応急給水班の業務 (PⅡ-47~54 参照)

想定水質汚染事故による想定断水状況と発生した水質汚染事故による断水状況を比較して、応急給水体制、応援依頼の規模等を設定する。

応急給水は配水池等における飲料水の確保状況、水道施設の稼働状況等を踏まえて、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を採用して実施する。

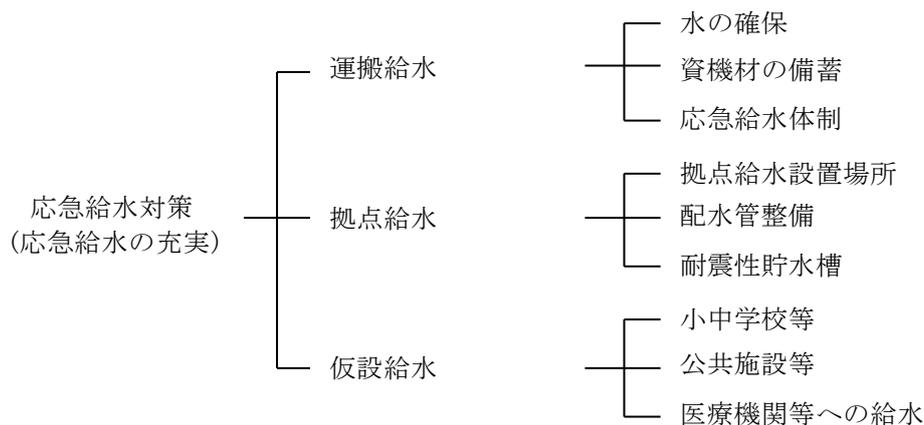


図 3-1 応急給水対策の分類

出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

3) 取・浄水班の業務 (P II-55~63 参照)・管路班の業務 (P II-64~70 参照)

(1) 水質汚染事故対策全般

7) 基本的事項

水質異常時の対策については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省健康局水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日) (参考資料 2 (P II-116) 参照)に基づき、次の対応措置を講ずる。

- 1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記 2 から 5 に基づき必要な対策を講じる。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行う。
- 2 一般細菌及び大腸菌については、その水道水中の存在状況は病原微生物による汚染の可能性を直接的に示すものであるため、それらの評価は、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせて行うべきであり、基準を超えている場合には、水質異常時とみて別紙 3*1 に従い、直ちに所要の措置を講ずる。また、塩化物イオンなど病原微生物の存在を疑わせる指標としての性格も有する項目 (水道法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号において省略が可能とされていない項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸及びホルムアルデヒド以外の項目をいう。) についても、その値が大きな変動を示した場合には、上記に準じて対応する。
- 3 シアン化物イオン及び塩化シアン並びに水銀及びその化合物については、生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準値が設定されているが、従前からの扱いを考慮して、上記 2 に準じて対応をとる。

- 4 新基準省令の表中 1 の項から 3 1 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記 2 及び 3 に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保する。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別紙 3*1 に従い所要の対応を図る。
- 5 新基準省令の表中 3 0 の項から 5 1 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別紙 3*1 に従い所要の対応を図る。
- 注) *1 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の別紙 3 を参照。
(厚生労働省健康局水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日)

1) 状況判断、緊急措置等の対策

水質異常時における情報連絡、応急対応等の対応フローを図 3-2 に示す。

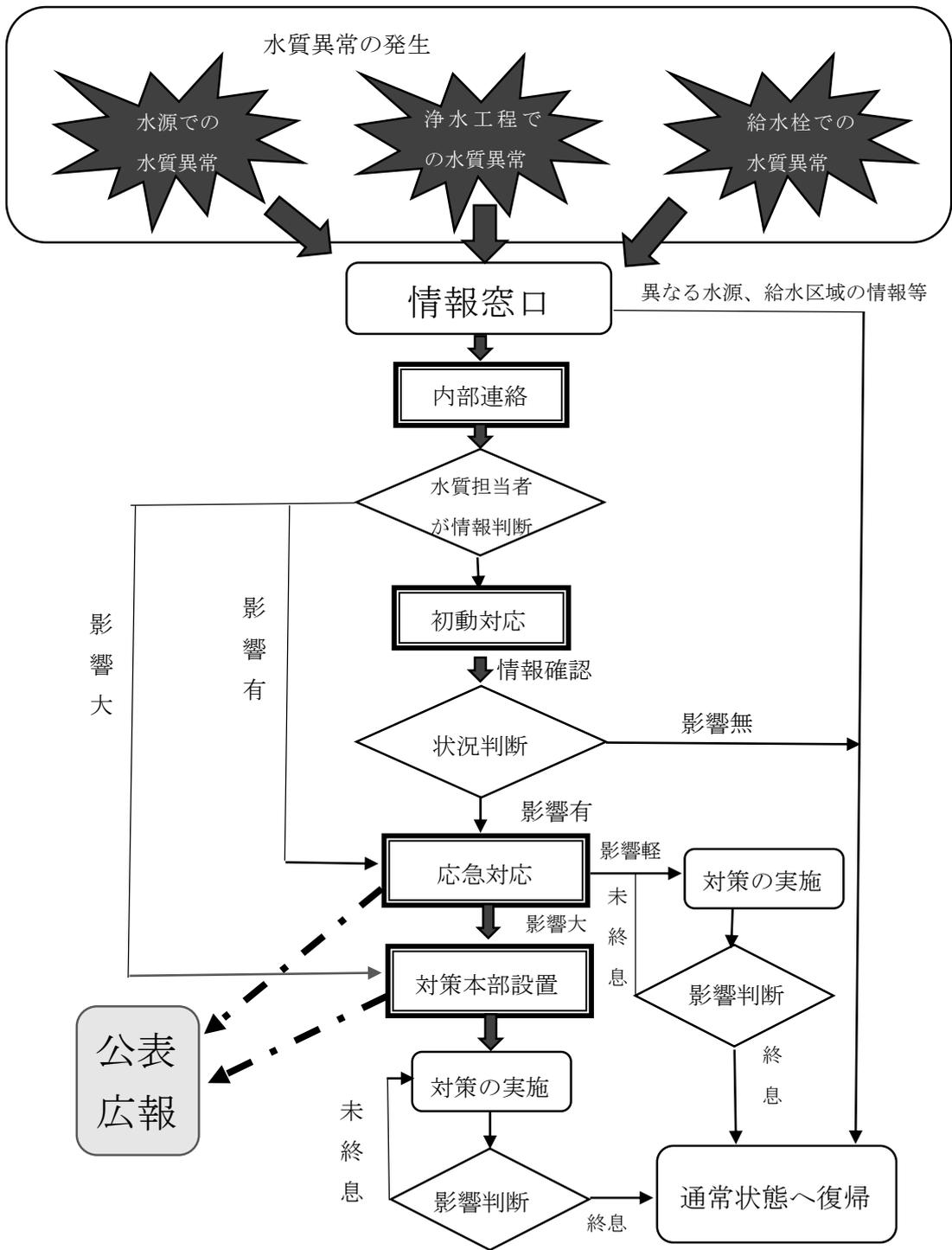


図 3-2 水質異常時における対応フロー例

出典：公益社団法人 日本水道協会「水質異常の監視・対策指針 2019」

ここで、水源水質汚染事故の状況判断にあたっては、河川等の魚の斃死等の症状により、原因物質を特定したり、バイオアッセイ技術を用いた簡易毒性試験により、有害性を判定する。（「水質事故対策技術 2001 年版」（国土交通省水質連絡会編）を参照）

これらは、必要に応じ委託契約を締結している水質検査機関に委託して実施する。

緊急措置等は、水質汚染事故の被害状況等を把握した上で、あらかじめ検討した方法を参考に実施する。

想定水質汚染事故と発生した水質汚染事故を比較して、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

なお、緊急措置等は、定められた様式等を用いて、水質汚染状況の確認・判断等を含めて正確に記録しておく。

状況判断、緊急措置、応急復旧等について対策体系を整理したものを図 3-3 に、水質汚染事故の発生場所、原因別に対応策を整理したものを表 3-5 に示す。

また、水源水質汚染事故時の水質試験項目、具体的な措置の例を表 3-6 に示す。

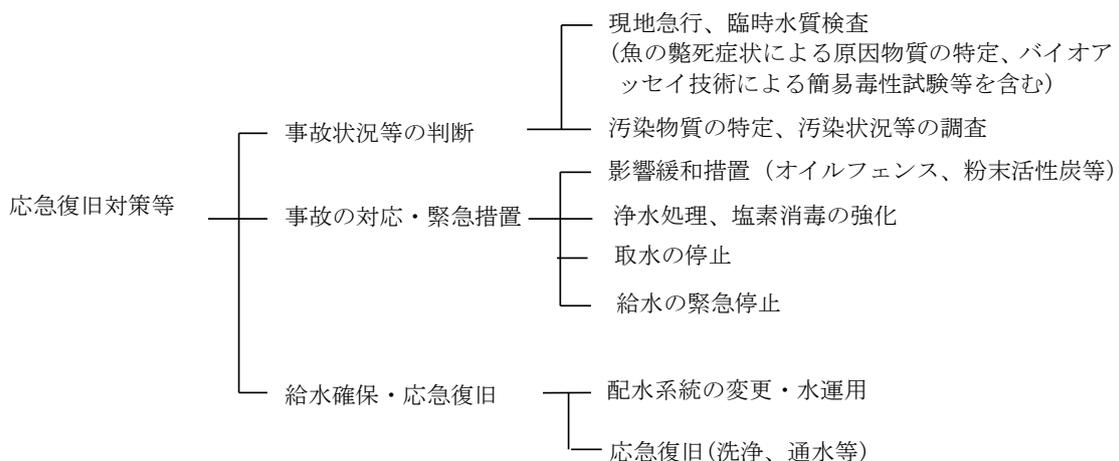


図 3-3 状況判断、緊急措置、応急復旧対策等の分類

出典：財団法人 水道技術研究センター「水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル（平成 11 年 2 月）」※一部修正

表 3-5 水質汚染事故種別の対応策

想定事例			対応策（緊急措置等）								
			緩和措置			浄水処理の強化	取水停止*1	浄水停止*1	給水停止	配水系統の変更・水運用	その他の措置
			オイルフェンス	吸着マット	粉末活性炭						
水道水源 ・原水	表流水系原水	有害物質・汚物等の流入	○	○	○	○	○			○	○
		海水の遡上・混入					○			○	○
	地下水系原水	有害物質・汚物等の浸透・流入			○	○	○			○	○
水道施設	浄水施設	毒物・農薬等の投入								○	○
		薬品注入不足・過剰注入								○	○
		汚水等の流入									
	送配水施設	汚水等の流入（配水池）									
		毒物・農薬等の投入								○	○
		土砂・汚水等の流入（管路）									
	給水装置	クロスコネクション									
		汚水等の逆流・流入								○	○
		給水管—私設井戸接合									
	小規模水道	受水槽への汚水等の流入・浸入								○	
井戸水等	水源井戸への汚物・農薬等の流入・浸入		○	○	○	○			○	○	
水系感染症・食中毒の発生	感染症（病原性微生物）の発生										
	水系伝染病・食中毒の発生					○	○			○	○
	薬品中毒の発生										

注）*1 水源汚染事故が水源において発生した場合、取水停止となり、浄水施設において発生した場合
 出典：財団法人 水道技術研究センター「水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル（平成 11 年 2 月）」
 ※一部修正

表 3-6 水源水質汚染事故時と具体的な措置の例

区分	想定される事故原因	水質検査項目	具体的措置
異臭味	油類	臭気度、油種類の特定	①「油事故対策要領」で対応 ②油の流出防止・除去、オイルフェンス・オイルマット布設、取水停止、活性炭処理、池槽清掃
	尿尿・腐敗	臭気度、アンモニア性窒素、塩素イオン濃度、過マンガン酸カリウム消費量、細菌試験、塩素要求量	①原因物質の流出防止・除去 ②臭気強い場合は、活性炭処理 ③塩素注入量の増加
	薬品	臭気度、味、電気伝導度、pH 値、重金属、フェノール等	①原因物質の流出防止・除去、取水停止、活性炭処理等 ②原因物質の特定
魚類の異常	選鉱薬品の流入、有害・有毒物質の混入、農薬類の流入	溶存酸素、水温、pH 値、重金属類、農薬類、シアン、その他	①原因物質の特定、流出防止、除去 ②送水水質の安全の確認 ③活性炭による除去効果の確認 ④取水停止・再開の検討
濁度の上昇	降雨、河川改修等	濁度、アルカリ度、ジャーテスト	凝集剤、アルカリ剤の調整
pH 値の異常	鉱山事故、藻類の大量発生、工場排水や都市下水の流入	生物試験、pH 値	
マンガンの上昇	鉱山事故、ダム工事、浚渫等	電気伝導度、重金属類	①マンガン濃度に応じたマンガン処理 ②塩素注入量を増加
残留塩素の低下	畜産排水、尿尿不法投棄	尿尿・腐敗と同じ	①原因物質の流出防止・除去 ②臭気強い場合は、活性炭処理 ③塩素注入量の増加

出典：社団法人 日本水道協会「突発水質汚染の監視対策指針 2002」

(2) クリプトスポリジウム症が発生した場合の応急対応

クリプトスポリジウム症が発生し、水道水が原因であるおそれがある場合には、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(参考資料3(PⅡ-118)参照)に基づき、次の対応措置を講ずる。

① 応急対応の実施

都道府県の関係部局と連携して応急対応を実施する。

② 水道利用者への広報・飲用指導等

下痢患者等の便からクリプトスポリジウム等が検出される等、水道が感染源であるおそれが否定できない場合には、直ちに水道利用者への広報・飲用指導等を行う。

③ 水道施設における応急対応

水道水がクリプトスポリジウム等に汚染された可能性のある場合には、給水停止の措置を講じた上で、浄水処理の強化を行うか、又は、汚染されているおそれのある原水の取水停止・水源の切り替え等を実施する。

その後、配水管等の洗浄を十分に行った上で、クリプトスポリジウム等の有無の検査により、飲用水としての利用に支障がないと判断された場合に給水を再開する。

4. 事後対策業務手順図表

4.1 業務内容表

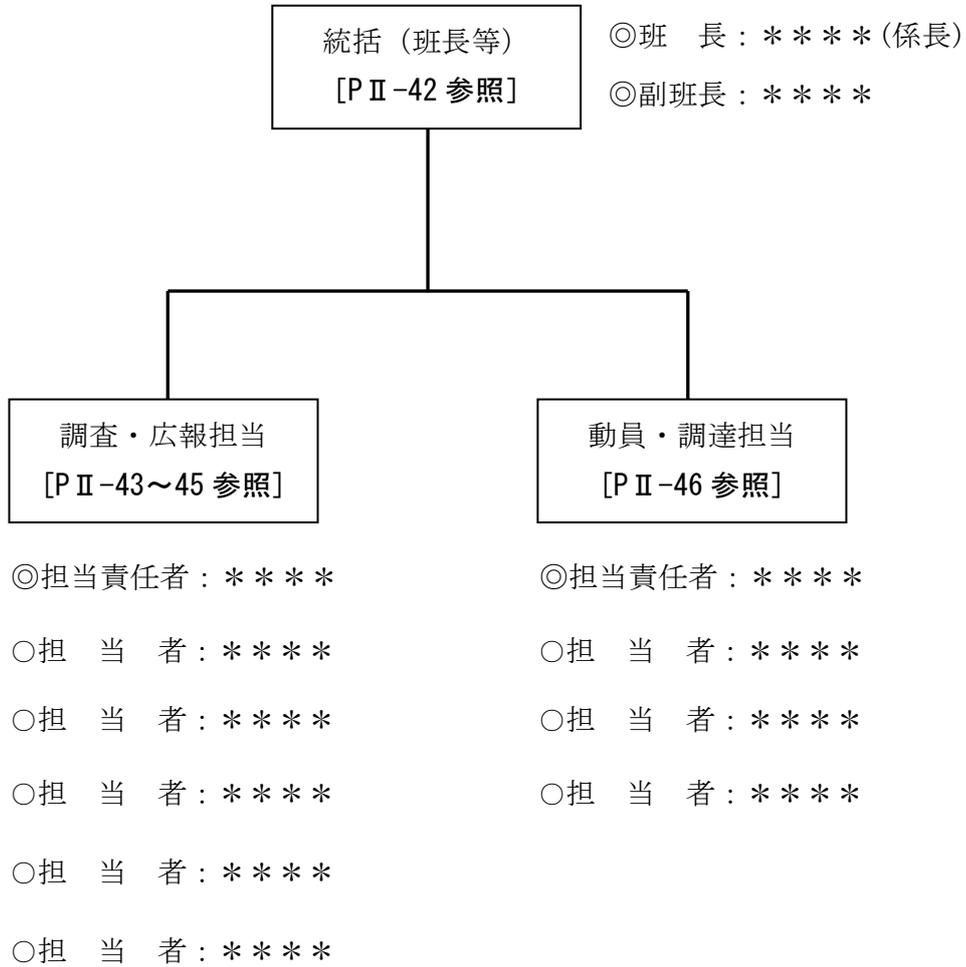
4.1.1 対策本部長等の業務

[対策本部長、水道技術管理者]

本部長／水道技術管理者			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体		主な実施時期					
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期			
対策本部長(本部長)							
○			□	□	11) 対策本部活動の指揮・命令	① 各班では対応が困難な事項が生じた場合、必要に応じて各班を指揮・命令し、対策本部の活動の円滑化を図る。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	14) 本部会議	① 以下の事項を決定する。 ・応急給水・応急復旧の目標 ・応援要請の範囲・規模等 ② 各班の活動状況及び今後の活動方針を確認する。 ③ 必要に応じて各班の活動を指揮・命令する。	
水道技術管理者							
○			□	□	11) 対策本部活動の指揮・命令	① 本部長を技術面から補佐して、対策本部の活動の円滑化を図る。水道法第19条の水道の技術上の管理業務(水質検査、消毒その他衛生上必要な措置、給水の緊急停止等)について、監督等を行う。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	14) 本部会議	① 本部長を技術面から補佐して、本部会議の円滑化を図る。重要事項の決定、各班の活動状況・方針の確認等を技術面から支援する。	

4.1.2 総務班の業務

総務班の組織



記号	区分	人員
◎	水道課職員	4 人
○	市長部局職員	8 人
★	応援事業者職員等	—
計		12 人

総務班の業務

業務区分		業務項目	総務班				
			班長	担当 責任者	調査 広報 担当	動員 調達 担当	
応急体制の確立	指揮命令・総合調整	11 対策本部の活動の統括・指揮・命令 12 班の活動の統括・指揮・命令 13 担当の活動の統括	◎	◎			
		14 対策本部会議(本部会議) 15 班会議 16 他班との連絡調整	◎ ◎	◎ ◎	◎	◎	
	情報連絡・市民対応	情報連絡等 21 資料等の準備(情報連絡、応援要請関係) 22 通信機器の確保 23 水質汚染事故、緊急措置、応急給水等の状況、応急給水・復旧予定の確認 24 消防、他のライフライン等への連絡 25 病院等への連絡 26 厚生労働省、都道府県等への状況報告			◎ ○ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎	
			市民対応 27 広報 28 電話等受付(苦情処理等)			◎ ◎	○
			他事業者への 応援要請 30 緊急措置等の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの) 31 応急給水の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの)				◎ ◎
	事故記録の作成	41 事故記録の作成			◎	○	
	緊急措置等	水質汚染状況の判断と緊急措置等 71 資料等の準備(緊急措置等関係) 72 水質汚染事故状況の調査(水質検査等を含む)・緊急措置等 74 施設の運転管理、系統間水運用等					
	応急復旧	応急復旧の計画作成と実施 81 応急復旧計画の作成 92 応急復旧作業(洗浄、通水等の実施) 93 水質検査の実施					
応急給水	応急給水の計画作成と実施 51 資料等の準備(応急給水関係) 52 応急給水計画の作成(運搬給水) 61 応急給水の実施(応急給水状況調査を含む)						

注) *1 ◎ : 当該業務の中で、関係機関等との連絡・調達、計画策定、現場作業の実施等の主要業務を行う担当。

○ : 主要業務以外の業務を行う担当。

: 応援を依頼する業務項目

総務班 班長・担当責任者			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体		主な実施時期					
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期			
班長						副班長は班長の補佐、代理を行う。	
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12) 総務班活動の指揮・命令	① 総務班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14) 本部会議	① 班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 ② 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。	
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 総務班会議 (班会議)	① 必要に応じて総務班会議を招集する。 ② 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認し、必要に応じて修正する。	
担当責任者							
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13) 担当の活動の統括	① 担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 総務班会議 (班会議)	① 総務班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。	
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16) 他班との連絡調整	① 他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 ② 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。	

総務班 調査・広報担当			業務項目		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期			
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期		
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 総務班会議(班会議)	① 総務班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。
○			<input type="checkbox"/>		21) 資料等の準備 22) 通信機器の確保	① 調査・広報担当で使用する資料・様式等を準備する。 ② 動員・調達担当に調査・広報担当で必要な通信機器を受け取る。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	23) 水質汚染事故、緊急措置、応急給水等の状況、応急給水・復旧予定の確認	① 各担当から以下に示す水質汚染事故、緊急措置、応急給水等の状況、応急給水・復旧予定等の情報を確認する。 (a) 応急給水班計画・情報担当 ・ 応急給水状況 ・ 応急給水計画 (b) 取・浄水班計画・情報担当 ・ 水質汚染事故の状況(発生時間・場所、事故の種類等)*1 ・ 緊急措置の状況 ・ 施設の運転管理、系統間の水運用の計画と実施状況 ・ 水道施設内における汚染水の到達範囲 ・ 取・浄水施設等の洗浄・通水等の応急復旧計画と復旧状況 (c) 管路班計画・情報担当 ・ 取水停止に伴う各地区の断水状況 ・ 管路の洗浄・通水等の応急復旧計画と復旧状況
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	24) 消防、他のライフライン等への連絡	① 断水に至るおそれがある場合、消防、他のライフライン等に水質汚染事故の状況、復旧状況、断水状況等を連絡する。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	25) 病院等への連絡	① 断水に至るおそれがある場合、病院等に水道施設の水質汚染事故の状況、復旧状況、断水状況、応急給水状況等を連絡する。

*1 当初は「様式C1 水質汚染事故受付シート」を利用。
追加情報は、「様式C2 水質汚染事故情報の記録表」を利用

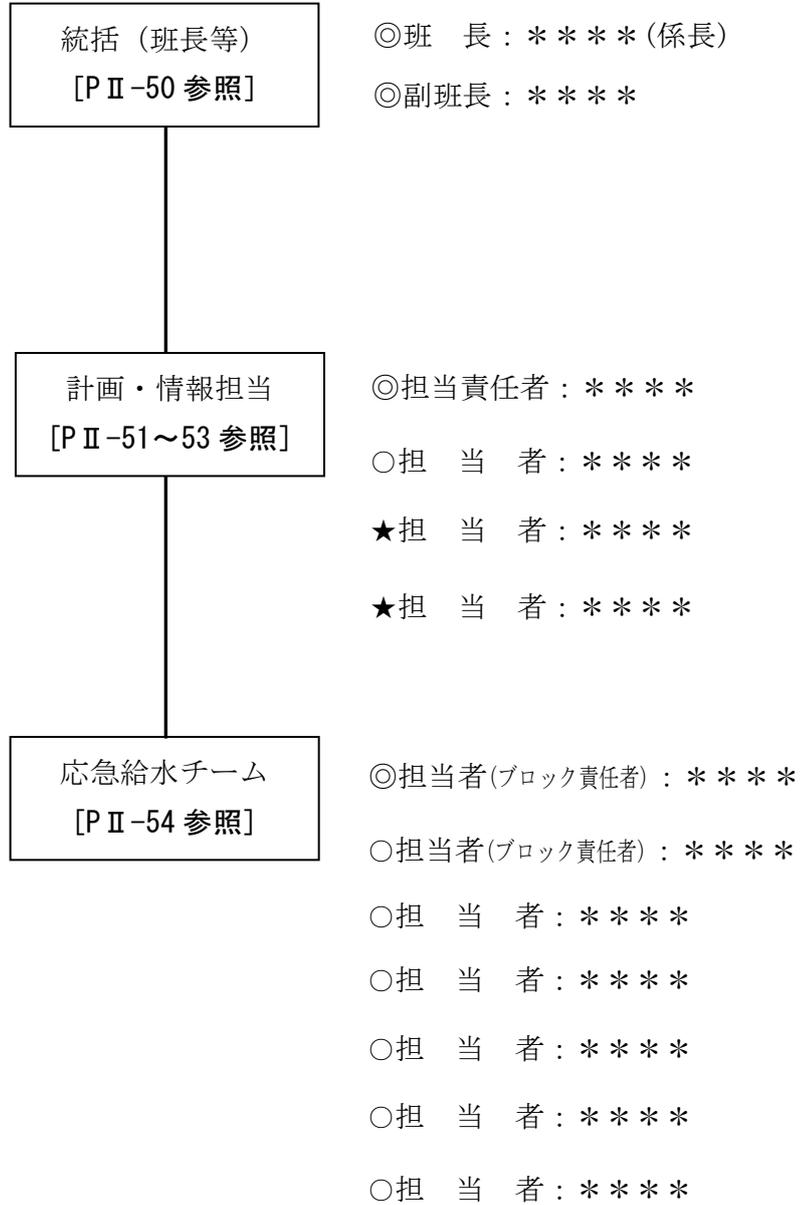
総務班 調査・広報担当			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)							
実施主体			主な実施時期										
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期									
○			□	□	26) 厚生労働省、都道府県等への状況報告	① 厚生労働省及び都道府県等に水質汚染事故状況、復旧状況、断水状況、応急給水状況等を報告する。	・「表2-3 関係機関との情報連絡体制」を利用。						
○			□	□	27) 広報	① 市民、マスコミに対し、定期的に以下の情報を広報する。 *1*2*3 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水状況（給水場所・時間等）*4*5 ・ 応急給水計画 ・ 水質汚染事故の状況、緊急措置の状況 ・ 取・浄水施設等の洗浄・通水等の応急復旧計画と復旧状況 ・ 取水停止に伴う断水状況 ・ 管路の洗浄・通水等の応急復旧計画と復旧状況 ② 市民から問い合わせがあった場合、①の情報を広報する。	*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。 *2マスコミに対しては、情報を定期的にファックスなどの書面で提供する制度をとり、関係を良好に保ち、全面的な協力を求めることが望ましい。 *3市民への広報は、掲示板、ちらし等の文字情報を用いて行うと、読み直しができるので効果的。 *4節水の呼びかけや河川水などを飲料水として使わないことも広報する。 *5応急給水に関する広報は、応急給水班と連携して行う。						
○			□	□	28) 電話等受付(苦情処理) (1) 苦情の収集と処理	① 調査・広報担当あるいは動員・調達担当を通して、市民から苦情を受け付ける。 ② ①の苦情を整理し、調査・広報担当で処理できるものは処理する。 ③ 調査・広報担当で処理できず、他班で処理できるものは、以下の担当に処理を依頼する。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>応急給水班</td> <td>計画・情報担当</td> </tr> <tr> <td>取・浄水班</td> <td>計画・情報担当</td> </tr> <tr> <td>管路班</td> <td>計画・情報担当</td> </tr> </table> ④ 他班で処理できず、総務班で処理できる苦情を③の担当から受け付け、処理する。	応急給水班	計画・情報担当	取・浄水班	計画・情報担当	管路班	計画・情報担当	
応急給水班	計画・情報担当												
取・浄水班	計画・情報担当												
管路班	計画・情報担当												
					(2) 苦情処理の結果の収集	① (1)の③の担当から、他班における苦情とその処理結果を収集する。							

総務班 調査・広報担当			業務項目		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期			
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期		
○					41) 事故記録の作成 ① 対策の終了後、以下の各担当の協力を得ながら、水源水質事故の状況、対策全般にわたる記録を速やかに作成する。 ・総務班動員・調達担当 ・応急給水班計画・情報担当 ・取・浄水班計画・情報担当 ・管路班計画・情報担当	問題点などの評価・分析を行い、将来に役立てることが必要。

総務班 動員・調達担当			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体			主な実施時期				
当市	共同	応援事業者	初期	復旧期			
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 総務班会議(班会議)	① 総務班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
○			<input type="checkbox"/>		21) 資料等の準備	① 動員・調達担当で使用する資料・様式等を準備する。	
○			<input type="checkbox"/>		22) 通信機器の確保	① 総務班で使用する通信機器を準備し、調査・広報担当に必要なものを渡す。	
○			<input type="checkbox"/>		30) 緊急措置等の応援要請と配備	① 取・浄水班の各計画・情報担当より応援人員等の応援内容を確認し、以下の応援団体に応援要請を行う。*1*2 応援事業者（日本水道協会を通して） ② 応援団体が到着した際、受付を行い、取・浄水班の計画・情報担当に引き継ぐ。	*1「表2-3 関係機関との情報連絡体制」を利用。 *2応援団体には、集合場所、連絡先、連絡方法等を通知する。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	31) 応急給水の応援要請と配備	① 応急給水班計画・情報担当より応援人員、給水車両、応急給水資材等の応援内容を確認し、以下の応援団体に応援要請を行う。*1*2 応援事業者（日本水道協会を通して） ボランティア（市災害対策本部を通して） 応急給水支援業者等（自衛隊、トラック協会等） ② 応援団体が到着した際、受付を行い、必要な情報を伝達し、応急給水班計画・情報担当に引き継ぐ。	*1「表2-3 関係機関との情報連絡体制」を利用。 *2応援団体等には、集合場所、連絡先、連絡方法等を通知する。 ・総務班の業務に従事可能な水道OBに作業の補助を依頼することも有効。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	28) 電話等受付(苦情処理)	① 市民から直接苦情を受けた場合、調査・広報担当に報告する。	
○					41) 事故記録の作成	① 対策の終了後、調査・広報担当に協力して、動員・調達等に係る対策全般にわたる記録を速やかに作成する。	問題点などの評価・分析を行い、将来に役立てることが必要。

4.1.3 応急給水班の業務

応急給水班の組織



記号	区分	人員
◎	水道課職員	4人
○	市長部局職員	7人
★	応援事業者職員等	〇〇人
計		〇〇人

★担 当 者：****
★担 当 者：****
⋮
⋮
⋮
★担 当 者：****

応急給水班の業務

業務区分		業務項目	応急給水班				
			班長	担当 責任者	計画 情報 担当	応急 給水 チーム	
応急体制の確立	指揮命令・総合調整	11 対策本部の活動の統括・指揮・命令 12 班の活動の統括・指揮・命令 13 担当の活動の統括	◎	◎			
		14 対策本部会議(本部会議) 15 班会議 16 他班との連絡調整	◎ ◎	◎ ◎	◎	◎	
	情報連絡・市民対応	21 資料等の準備(情報連絡、応援要請関係) 22 通信機器の確保 23 水質汚染事故、緊急措置、応急給水等の状況、応急給水・復旧予定の確認 24 消防、他のライフライン等への連絡 25 病院等への連絡 26 厚生労働省、都道府県等への状況報告			○	○	
		27 広報 28 電話等受付(苦情処理等)			○ ○	○	
	他事業者への 応援要請	30 緊急措置等の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの) 31 応急給水の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの)			◎	○	
	事故記録の作成	41 事故記録の作成			○		
	緊急措置等	水質汚染状況の 判断と緊急措置 等	71 資料等の準備(緊急措置等関係)				
			72 水質汚染事故状況の調査(水質検査等を含む)・緊急措置等			○	
			74 施設の運転管理、系統間水運用等				
	応急復旧	応急復旧の計画 作成と実施	81 応急復旧計画の作成 92 応急復旧作業(洗浄、通水等の実施) 93 水質検査の実施				
51 資料等の準備(応急給水関係)					◎	○	
52 応急給水計画の作成(運搬給水) 61 応急給水の実施(応急給水状況調査を含む)					◎ ○	○ ◎	

注) *1 ◎: 当該業務の中で、関係機関等との連絡・調達、計画策定、現場作業の実施等の主要業務を行う担当。

○: 主要業務以外の業務を行う担当。

 : 応援を依頼する業務項目

応急給水班 班長・担当責任者			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期				
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期		
班長						副班長は班長の補佐、代理を行う。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12) 応急給水班活動の指揮・命令	① 応急給水班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。 「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14) 本部会議	① 班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 ② 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 応急給水班会議 (班会議)	① 必要に応じて応急給水班会議を招集する。 ② 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認し、必要に応じて修正する。
担当責任者						
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13) 担当の活動の統括	① 担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。 「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 応急給水班会議 (班会議)	① 応急給水班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16) 他班との連絡調整	① 他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 ② 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。

応急給水班 計画・情報担当			業務項目		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期			
当市	共同	応援事業者	初期	復旧期	(太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	
	○		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 応急給水班会議 (班会議)	① 応急給水班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。
○			<input type="checkbox"/>		51) 資料等の準備 22) 通信機器の確保	① 応急給水班で使用する資料・様式等を準備し、応急給水チームに必要なものを配布する。 ② 応急給水班で使用する通信機器を準備し、応急給水チームに必要なものを渡す。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	72) 水質汚染事故の状況、緊急措置等の状況、断水状況等の確認	① (a) (b)の各担当から、以下の情報を収集する。 (a)取・浄水班計画・情報担当 ・ 水質汚染事故の状況 ・ 緊急措置の状況 ・ 浄水施設等の洗浄、通水等の応急復旧作業の進捗状況等 (b)管路班計画・情報担当 ・ 水質汚染事故による各地区の断水状況 ・ 管路の洗浄、通水等の応急復旧作業の進捗状況等

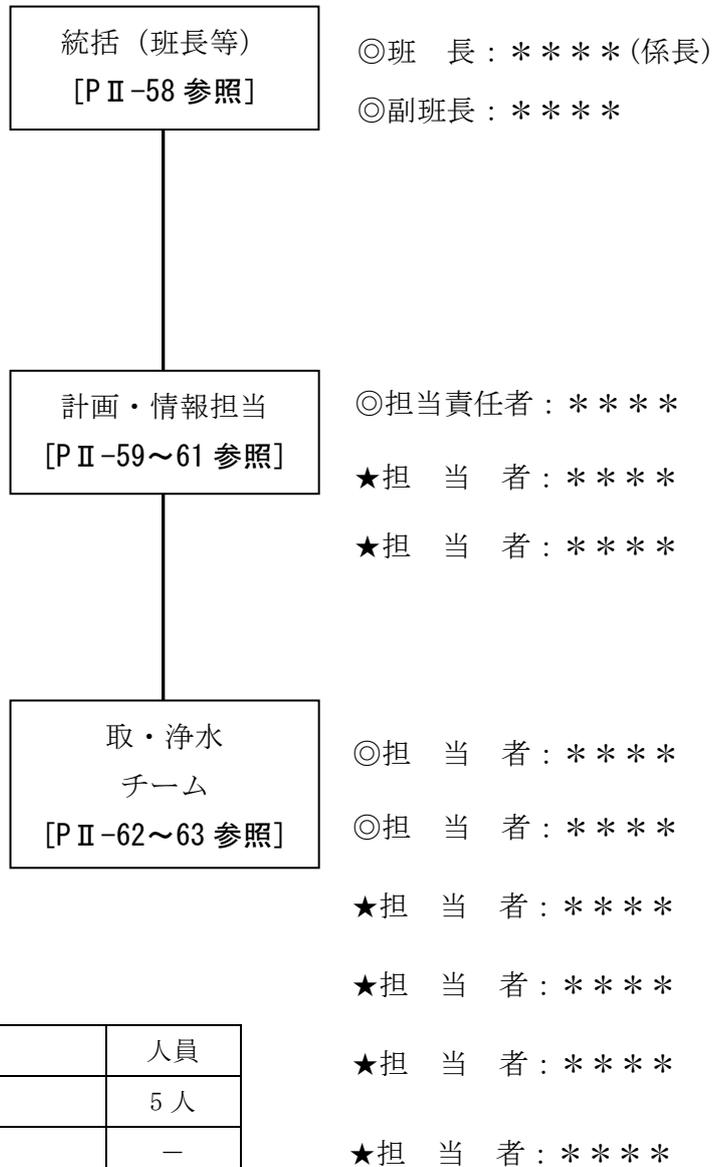
応急給水班 計画・情報担当			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期			
当市	共同	応援事業者	初期	復旧期		
	○		□	□	52) 応急給水計画の策定等 ① 水質汚染事故により断水が生じた場合、断水状況等を整理して、以下の内容で応急給水計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域及び断水人口の想定 ・ 災害弱者、高層住宅の所在の把握*1 ・ 応急給水量の算定 ・ 給水方法の選択 ・ 飲料水確保方法の選択 ・ 応急給水資機材の選択 ・ 応急給水箇所の優先選択*2 ・ 応急給水人員、車両等の配備*3 ② ①の応急給水計画を総務班調査・広報担当に報告する。 ③ ①の応急給水計画を応急給水チームに指示する。 ④ 応急給水班の活動に関して、必要に応じて、応急給水チームを指揮・命令する。	*1高齢者、障害者などの災害弱者に対しては、ボランティアを派遣したり、広報等により近隣住民に協力を要請する。 *2「表2-3 関係機関連絡先リスト」を利用。 *3病院等で受水槽に直接給水する場合ポンプ付き給水車が必要。
	○		□	□	31) 応急給水の応援要請と配備 ① 応急給水計画に基づき、応援人員、給水車両、応援給水資材等を整理し、総務班動員・調達担当に応援要請を依頼する。 *1 ② 受け入れた応援団体に対し、応急給水活動方針等を説明し、応急給水チーム(ブロック責任者)に引き継ぎ、配備する。*2*3	*1従事可能な水道OBに応急給水の補助を依頼することも有効。 *2応援団体から、「様式B 1 応急給水応援体制報告書」を収集する。 *3応援団体に、依頼業務、遵守事項、連絡方法、作業方法などを説明し、準備した資料を渡す。
	○		□	□	61-1) 応急給水状況調査 ① 応急給水チーム(ブロック責任者)より応急給水状況の調査結果を収集する。*1*2 ② ①の調査結果を整理し、総務班調査・広報担当に報告する。	*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。 *2「様式B 2 応急給水作業指示・報告書」を使用。

応急給水班 計画・情報担当			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体			主な実施時期				
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期			
○			□	□	27) 広報	<p>① 給水拠点、避難所、福祉施設等に対し、定期的に以下の情報を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水状況（給水場所・時間等） ・ 応急給水計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報は総務班の調査・広報担当と連携して行う。 ・ マイク、掲示板等を利用。
○			□	□	28) 電話等受付(苦情処理) (1) 苦情の収集と処理	<p>① 計画・情報担当あるいは応急給水チームを通して、市民から苦情を受け付ける。</p> <p>② ①の苦情を整理し、計画・情報担当で処理できるものは処理する。</p> <p>③ 計画・情報担当で処理できず、他班で処理できるものは、以下の担当に処理を依頼する。 総務班 調査・広報担当 取・浄水班 計画・情報担当 管路班 計画・情報担当</p> <p>④ 他班で処理できず、応急給水班で処理できる苦情を③の担当から受け付け、処理する。</p>	
					(2) 苦情処理の結果の収集	<p>① 応急給水班における苦情とその処理結果を総務班の調査・広報担当に報告する。</p>	
○					41) 事故記録の作成	<p>① 対策の終了後、総務班の調査・広報担当に協力して、応急給水の状況・対策全般にわたる記録を速やかに作成する。</p>	問題点などの評価・分析を行い、将来に役立てることが必要。

応急給水班 応急給水チーム			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体			主な実施時期				
当市	共同	応援事業者	初期	復旧期			
	○		□	□	15) 応急給水班会議 (班会議)	① 応急給水班会議において、必要に応じてチームの活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
	○		□		51) 資料等の準備 22) 通信機器の確保	① 計画・情報担当から資料・様式を入手する。 ② 計画・情報担当から通信機器を受け取る。	
	○		□	□	52) 応急給水計画の確認、 指揮・命令事項の確認	① 計画・情報担当から応急給水計画（応急給水の場所等）を確認する。 ② 計画・情報担当から指揮・命令事項を確認する。	・「様式B2 応急給水作業指示・報告書」を使用。
	○		□	□	31) 応急給水の応援団体の の配備	① ブロック責任者は、計画・情報担当から応援団体を受け入れ、担当を定め応急給水チームに配備する。	
	○		□	□	61) 応急給水の実施	① 応急給水計画に基づき、運搬給水等の以下に示す指示された方法により、応急給水を行う。	
	○		□	□	61-1) 応急給水状況調査	① 応急給水チームは応急給水状況の調査結果を作成する。 ② ①の調査結果をブロック責任者が収集し、計画・情報担当に報告する。	・「様式B2 応急給水作業指示・報告書」を使用。
	○		□	□	28) 電話等受付(苦情処理)	① 市民から直接苦情を受けた場合、計画・情報担当に報告する。	

4.1.4 取・浄水班の業務

取・浄水班の組織



記号	区分	人員
◎	水道課職員	5人
○	市長部局職員	—
★	応援事業者職員等	6人
計		11人

取・浄水班の業務

業務区分		業務項目	取・浄水班				
			班長	担当 責任者	計画 情報 担当	浄水 施設等 復旧 チーム	
応急体制の確立	指揮命令・総合調整	11 対策本部の活動の統括・指揮・命令 12 班の活動の統括・指揮・命令 13 担当の活動の統括	◎	◎			
		14 対策本部会議(本部会議) 15 班会議 16 他班との連絡調整	◎ ◎	◎ ◎	◎	◎	
	情報連絡・市民対応	21 資料等の準備(情報連絡、応援要請関係) 22 通信機器の確保 23 水質汚染事故、緊急措置、応急給水等の状況、応急給水・復旧予定の確認 24 消防、他のライフライン等への連絡 25 病院等への連絡 26 厚生労働省、都道府県等への状況報告			○	○	
		27 広報 28 電話等受付(苦情処理等)			○	○	
		他事業者への応援要請 30 緊急措置等の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの) 31 応急給水の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの)			◎		
	事故記録の作成	41 事故記録の作成			○		
	緊急措置等	水質汚染状況の判断と緊急措置等	71 資料等の準備(緊急措置等関係)			◎	○
72 水質汚染事故状況の調査(水質検査等を含む)・緊急措置等					○	◎	
74 施設の運転管理、系統間水運用等					◎	○	
応急復旧	応急復旧の計画作成と実施	81 応急復旧計画の作成 92 応急復旧作業(洗浄、通水等の実施) 93 水質検査の実施			◎ ○	○ ◎ ◎	
		応急給水の計画作成と実施	51 資料等の準備(応急給水関係)				
			52 応急給水計画の作成(運搬給水) 61 応急給水の実施(応急給水状況調査を含む)				

注) *1 ◎: 当該業務の中で、関係機関等との連絡・調達、計画策定、現場作業の実施等の主要業務を行う担当。

○: 主要業務以外の業務を行う担当。

 : 応援を依頼する業務項目

取・浄水班 班長・担当責任者			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期				
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期		
班長						
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12) 取・浄水班活動の指揮・命令	① 取・浄水班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。 ・「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14) 本部会議	① 班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 ② 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 取・浄水班会議 (班会議)	① 必要に応じて取・浄水班会議を招集する。 ② 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認し、必要に応じて修正する。
担当責任者						
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13) 担当の活動の統括	① 担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。 ・「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 取・浄水班会議 (班会議)	① 取・浄水班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16) 他班との連絡調整	① 他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 ② 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。

取・浄水班 計画・情報担当			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期				
当市	共同	応援事業者	初期	復旧期		
○			□	□	15) 取・浄水班会議 (班会議)	① 取・浄水班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。
○			□		71) 資料等の準備 22) 通信機器の確保	① 取・浄水班で使用する資料・様式等を準備し、取・浄水チームに必要なものを配布する。 ② 取・浄水班で使用する通信機器を準備し、取・浄水チームに必要なものを渡す。
○			□		30) 応援事業者等に対する緊急措置等の応援要請及び配備	① 水質汚染事故の概要を整理し、総務班動員・調達担当に応援要請を依頼する。 ② 受け入れた応援事業者に対し、水質汚染事故の概要等を説明し、配備する。 ・○○県△△ブロックの共同水質検査体制に基づき、外部の水質検査機関等により、水質検査、状況判断、緊急措置の選定等を行う。 ・応援事業者に依頼業務、遵守事項、連絡方法などを説明し、準備した資料を渡す。
○			□		72) 水質汚染事故状況の調査(水質検査等を含む)・緊急措置等	① 取・浄水チームから、水質汚染事故の状況*1を確認し、状況を判断する。 ② 取・浄水チームと連携を図りながら、適切な緊急措置の方法を選定する。 ③ 取・浄水チームから、緊急措置の結果、及び水道施設内における汚染水の到達範囲等を確認する。 ④ ①～③の結果を、適宜、総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当、管路班計画・情報担当に報告する。 ・事前の被害想定結果を参考にする。 *1 当初は「様式C1 水質汚染事故受付シート」を利用。 追加情報は、「様式C2 水質汚染事故情報の記録表」を利用。

取・浄水班 計画・情報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体			主な実施時期				
当市	共同	応援 事業者	初期				復旧期
○			□		74) 施設の運転管理、 系統間水運用	<p>① 管路班の計画・情報担当と連携を図りながら、水質汚染事故により、供給水量が低下した系統に対して、他の系統からの供給が可能な否かを検討する。</p> <p>② ①が可能な場合、取・浄水チームに他系統の施設の運用方法の変更を指示する。</p> <p>③ ②の結果を、適宜、総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当、管路班計画・情報担当に報告する。</p>	
○			□	□	81) 応急復旧(洗浄、通水等)計画の策定等	<p>① 水道施設内に汚染水が浸入した場合、その到達範囲等を整理し、以下の内容で取・浄水班の応急復旧(洗浄、通水等)計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧期間の設定 ・ 応急復旧の順位と方法の選択 ・ 応急復旧資機材の確保 ・ 復旧工程の検討 ・ 復旧工事班の編成(人員、協力会社、車両等) <p>② ①の応急復旧計画を総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当、管路班計画・情報担当に報告する。</p> <p>③ ①の応急復旧計画を取・浄水チームに指示する。</p> <p>④ 取・浄水班の活動に関して、必要に応じて、取・浄水チームを指揮・命令する。</p>	

取・浄水班 計画・情報担当			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体		主な実施時期					
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期			
○				□	92-1) 応急復旧作業(洗 浄、通水等)状況調 査	<p>① 取・浄水チームから、取・浄水場等の施設の応急復旧作業(洗 浄、通水等)状況を確認する。</p> <p>② ①の調査結果を整理し、総務班調査・広報担当、応急給水班 計画・情報担当、管路班計画・情報担当に報告する。</p>	・「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」 を参照。
○			□	□	28) 電話等受付(苦情処理) (1) 苦情の収集と処理	<p>① 計画・情報担当あるいは取・浄水チームを通して、市民から 苦情を受け付ける。</p> <p>② ①の苦情を整理し、計画・情報担当で処理できるものは処理 する。</p> <p>③ 計画・情報担当で処理できず、他班で処理できるものは、以 下の担当に処理を依頼する。 総務班 調査・広報担当 応急給水班 計画・情報担当 管路班 計画・情報担当</p> <p>④ 他班で処理できず、取・浄水班で処理できる苦情を③の担当 から受け付け、処理する。</p>	
					(2) 苦情処理の結果の収 集	① 取・浄水班における苦情とその処理結果を総務班調査・広報 担当に報告する。	
○					41) 事故記録の作成	① 対策の終了後、総務班の調査・広報担当に協力して、水質汚 染事故の状況、対策全般にわたる記録を速やかに作成する。	問題点などの評価・分析を行い、将来 に役立てることが必要。

取・浄水班 取・浄水チーム			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期			
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期		
	○		□	□	15) 取・浄水班会議 (班会議)	① 取・浄水班会議において、必要に応じてチームの活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。
	○		□		71) 資料等の準備 22) 通信機器の確保	① 計画・情報担当より、必要な資料・様式を入手する。 ② 計画・情報担当より、通信機器を受け取る。
	○		□		72) 水質汚染事故状況の調査(水質検査等を含む)・緊急措置等	① 水質汚染事故が発生した場合、あらかじめ定められた調査方法*1、順序に従って、現場確認を行い、以下に示す水質汚染事故状況調査を行う。 ・ 水質汚染事故状況(発生時間・場所、事故の種類等)*2 ② ①の結果を整理し、計画・情報担当に報告する。 ③ 計画・情報担当と連携を図りながら、水質汚染事故状況に応じて、以下に示す緊急措置を行う。 ・ 影響緩和措置(オイルフェンス、粉末活性炭等) ・ 浄水処理強化 ・ 取水停止 ・ 給水の緊急停止 ④ 緊急措置の結果、及び水道施設内における汚染水の到達範囲等を整理し、計画・情報担当に報告する。
	○		□		74) 施設の運転管理、 系統間水運用	① 計画・情報担当の指示に基づき、健全な他の系統の施設の運用方法を変更し、水質汚染事故が発生した系統に対し浄水供給を行う。

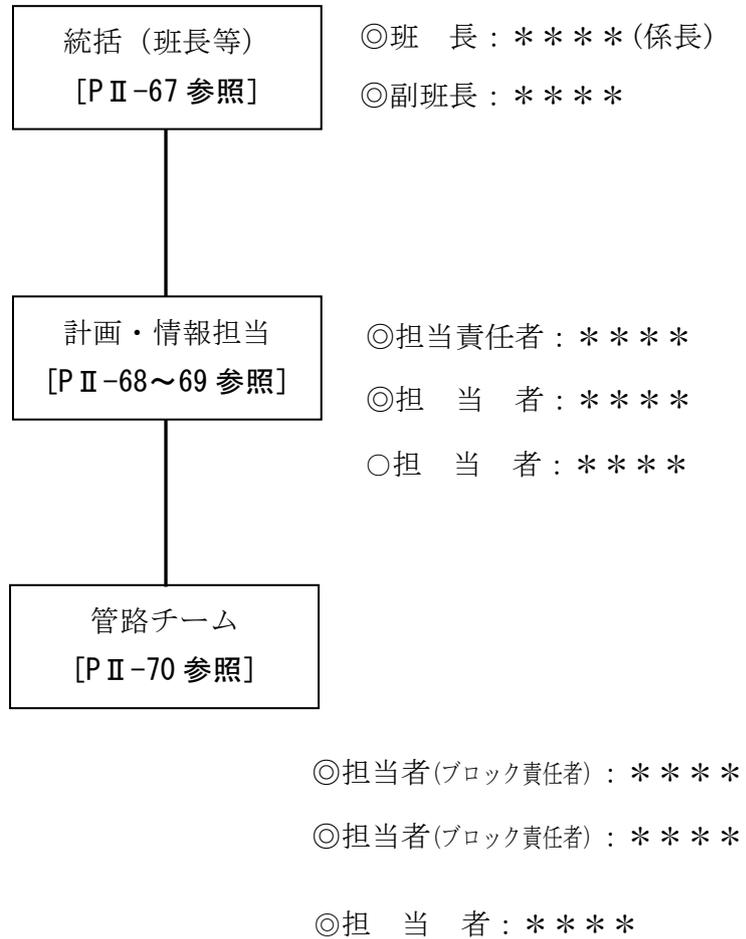
*1外部の水質検査機関等により、毒性評価を主体とした以下の試験等を実施する。
・ 魚の斃死症状による原因物質の特定
・ バイオアッセイ技術による簡易毒性試験等
・ パックテスト等

*2 当初は「様式C1 水質汚染事故受付シート」を利用。
追加情報は、「様式C2 水質汚染事故情報の記録表」を利用。

取・浄水班 取・浄水チーム			業務項目		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体			主な実施時期				
当市	共同	応援事業者	初期	復旧期	(太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		
	○		□	□	81) 応急復旧計画(洗淨、通水等)の確認、指揮・命令事項の確認	① 水道施設内に汚染水が浸入した場合、計画・情報担当より、取・浄水班の応急復旧(洗淨、通水等)計画を確認する。 ② 計画・情報担当より、指揮・命令事項を確認する。	
	○			□	92) 応急復旧作業(洗淨、通水等)の実施 93) 水質検査の実施	① 応急復旧計画に基づき、浄水施設等の応急復旧作業(洗淨、通水等)を行う。 ② 復旧した浄水施設等を対象として水質検査を行う。	・管路チームが給水の水質検査を実施する際、状況に応じて協力する。
	○			□	92-1) 応急復旧作業状況調査	① 浄水施設等の復旧状況調査結果を作成する。 ② 計画・情報担当に、①の調査結果を報告する。	
	○		□	□	28) 電話等受付(苦情処理)	① 市民から直接苦情を受けた場合、計画・情報担当に報告する。	

4.1.5 管路班の業務

管路班の組織



記号	区分	人員
◎	水道課職員	7 人
○	市長部局職員	1 人
★	応援事業者職員等	一人
計		8 人

管路班の業務

業務区分		業務項目	管路班				
			班長	担当 責任者	計画 情報 担当	管路 復旧 チーム	
応急体制の確立	指揮命令・総合調整	11 対策本部の活動の統括・指揮・命令 12 班の活動の統括・指揮・命令 13 担当の活動の統括	◎	◎			
		14 対策本部会議（本部会議） 15 班会議 16 他班との連絡調整	◎ ◎	◎ ◎	◎	◎	
	情報連絡・市民対応	21 資料等の準備（情報連絡、応援要請関係） 22 通信機器の確保 23 水質汚染事故、緊急措置、応急給水等の状況、応急給水・復旧予定の確認 24 消防、他のライフライン等への連絡 25 病院等への連絡 26 厚生労働省、都道府県等への状況報告			○	○	
		27 広報 28 電話等受付（苦情処理等）			○	○	
	他事業者への 応援要請	30 緊急措置等の応援要請と配備（応援事業者等に対するもの） 31 応急給水の応援要請と配備（応援事業者等に対するもの）					
	事故記録の作成	41 事故記録の作成			○		
	緊急措置等	水質汚染状況の 判断と緊急措置 等	71 資料等の準備（緊急措置等関係）			◎	○
			72 水質汚染事故状況の調査（水質検査等を含む）・緊急措置等			○	◎
			74 施設の運転管理、系統間水運用等			◎	○
	応急復旧	応急復旧の計画 作成と実施	81 応急復旧計画の作成 92 応急復旧作業（洗浄、通水等の実施） 93 水質検査の実施			○	◎ ◎
51 資料等の準備（応急給水関係）							
52 応急給水計画の作成（運搬給水） 61 応急給水の実施（応急給水状況調査を含む）							
応急給水	応急給水の計画 作成と実施	51 資料等の準備（応急給水関係） 52 応急給水計画の作成（運搬給水） 61 応急給水の実施（応急給水状況調査を含む）					

注) *1 ◎：当該業務の中で、関係機関等との連絡・調達、計画策定、現場作業の実施等の主要業務を行う担当。

○：主要業務以外の業務を行う担当。

：応援を依頼する業務項目

管路班 班長・担当責任者			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期				
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期		
班長						副班長は班長の補佐、代理を行う。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12) 管路班活動の指揮・命令	① 管路班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。 ・「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14) 本部会議	① 班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 ② 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 管路班会議 (班会議)	① 必要に応じて管路班会議を招集する。 ② 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認する。
担当責任者						
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13) 担当の活動の統括	① 担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。 ・「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 管路班会議 (班会議)	① 管路班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16) 他班との連絡調整	① 他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 ② 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。

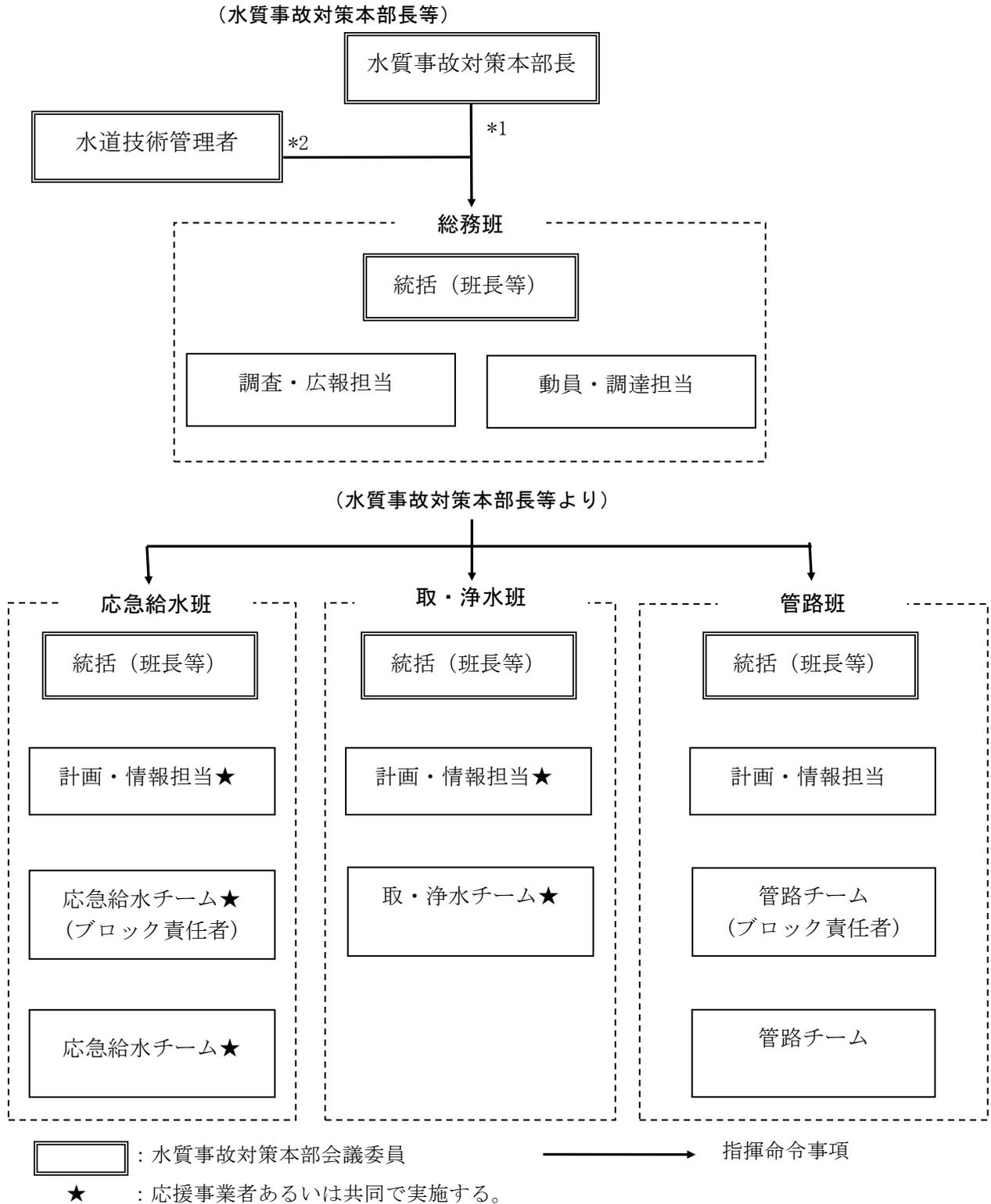
管路班 計画・情報担当			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期			
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期		
○			□	□	15) 管路班会議 (班会議)	① 管路班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。
○			□		71) 資料等の準備 22) 通信機器の確保	① 管路班で使用する資料・様式等を準備し、管路チームに各々必要なものを配布する。 ② 管路班で使用する通信機器を準備し、管路チームに各々必要なものを渡す。
○			□		72) 断水状況等の調査	① (a) (b)の各担当から、以下の情報を収集する。 (a)取・浄水班計画・情報担当 ・ 水質汚染事故の状況 ・ 緊急措置の状況 (b)管路班管路チーム (ブロック責任者) ・ 水質汚染事故による各地区の断水状況 ② (b)の調査結果を整理し、総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当に報告する。
○			□		74) 系統間水運用	① 取・浄水班の計画・情報担当と連携を図りながら、水質汚染事故が発生し、供給水量が低下した系統に対して、他の系統からの供給が可能な否かを検討する。 ② ①が可能な場合、管路チームに系統間の連絡バルブの開閉等の水運用方法の変更を指示する。

管路班 計画・情報担当			業務項目		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体			主な実施時期				
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期			
○				□	92-1) 応急復旧作業(洗 浄、通水等)状況調査	<p>① (a) (b)の各担当から、以下の情報を収集する。*1</p> <p>(a)取・浄水班計画・情報担当 ・ 浄水場等の施設の復旧状況 ・ 浄水場等の施設の応急復旧計画</p> <p>(b)管路班管路チーム(ブロック責任者) (ア) 管路の復旧状況、断水状況 (イ) 管路の応急復旧計画</p> <p>② (b)の調査結果を整理し、総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当に報告する。</p>	*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。
○			□	□	28) 電話等受付(苦情処理) (1) 苦情の収集と処理	<p>① 計画・情報担当あるいは管路チームを通して、市民から苦情を受け付ける。</p> <p>② ①の苦情を整理し、計画・情報担当で処理できるものは処理する。</p> <p>③ 計画・情報担当で処理できず、他班で処理できるものは、以下の担当に処理を依頼する。 総務班 調査・広報担当 応急給水班 計画・情報担当 取・浄水班 計画・情報担当</p> <p>④ 他班で処理できず、管路班で処理できる苦情を③の担当から受け付け、処理する。</p>	
					(2) 苦情処理の結果の収集	① 管路班における苦情とその処理結果を総務班調査・広報担当に報告する。	
○					41) 事故記録の作成	① 対策の終了後、総務班の調査・広報担当に協力して、断水状況、通水作業全般にわたる記録を速やかに作成する。	問題点などの評価・分析を行い、将来に役立てることが必要。

管路班 管路チーム等			業務項目		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体			主な実施時期				
当市	共同	応援 事業者	初期	復旧期			
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 管路班会議 (班会議)	① 管路班会議において、必要に応じてチームの活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
○			<input type="checkbox"/>		71) 資料等の準備 22) 通信機器の確保	① 計画・情報担当から資料・様式を入手する。 ② 計画・情報担当から通信機器を受け取る。	
○			<input type="checkbox"/>		72) 断水状況調査	① 定められた調査方法・順序に基づき、断水地区等の状況調査を行う。 ② 断水状況調査の結果を整理し、ブロック責任者が収集して、計画・情報担当に報告する。	
○			<input type="checkbox"/>		74) 施設の運転管理、 系統間水運用	① 計画・情報担当の指示に基づき、系統間の連絡バルブの開閉等の水運用方法を変更する。	
○				<input type="checkbox"/>	92) 管路の応急復旧作業 (洗浄、通水等)の実施 93) 水質検査の実施	① 施設の復旧後、計画・情報担当の指示に基づき、管路の応急復旧作業(洗浄、通水等)を行う。*1 ② 応急復旧作業が完了した管路を対象として水質検査を行う。 *2 ③ 応急復旧作業の結果を整理し、ブロック責任者が収集して、計画・情報担当に報告する。	*1中大口径管路の空気弁を中心に、空気弁内の清掃、弁室の排水作業等を行う。 *2水質検査は必要に応じて、取・浄水チームの協力を得て行う。
○			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	28) 電話等受付(苦情処理)	① 市民から直接苦情を受けた場合、計画・情報担当に報告する。	

4.2 情報連絡系統図

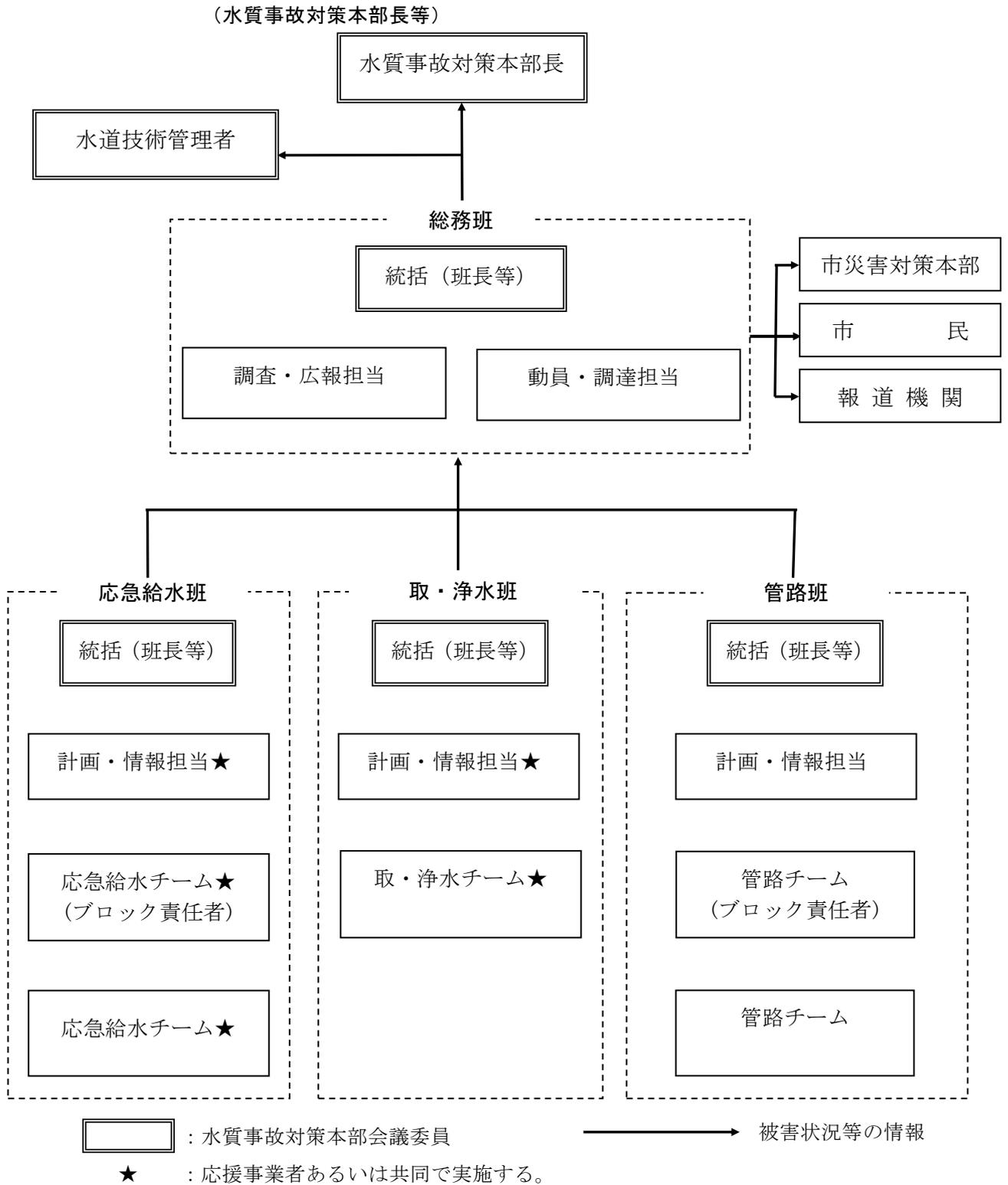
4.2.1 指揮命令系統図



*1 事後対策の基本的な重要事項

*2 水道の技術上の管理に関する事項（水質検査、衛生上の措置、給水の緊急停止等）

4.2.2 情報収集・広報連絡系統図



5. 資料・様式

資料・様式 目次

(共 通)

様式A 1 資機材の備蓄及び整備状況調査表	II-76
-----------------------	-------

(応急給水用)

様式B 1 応急給水応援体制報告書	II-77
様式B 2 応急給水作業指示・報告書	II-78

(緊急措置用)

様式C 1 水質汚染事故受付シート	II-79
様式C 2 水質汚染事故情報の記録表	II-80
資料C 1 水源流域情報マップ	II-81
資料C 2 水源流域情報	II-82
資料C 3 広域水源水質監視体制 1	II-83
資料C 4 広域水源水質監視体制 2	II-84
資料C 5 事故対策基本チャート	II-85
資料C 6 事故発生時の緊急措置	II-87
資料C 7 取水停止・制限、給水停止の判断基準等	II-88
資料C 8 河川流下到達時間早見図表	II-92
資料C 9 河川流下到達時間早見図表	II-93
資料C 10 河川流下到達時間早見図表	II-94
資料C 11 河川流下到達時間早見図表	II-95
資料C 12 水道施設(取・浄水施設)流下時間早見図表	II-96
資料C 13 水道施設(送水管路)流下時間早見図表	II-97

(参考資料)

参考資料 1 飲料水健康危機管理実施要領について	II-98
(平成 25 年 10 月 25 日 健水発第 1025 第 1 号)	
参考資料 2 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の	II-116
一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」	
(一部抜粋)(平成 15 年 10 月 10 日 健水発第 1010001 号)	
参考資料 3 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針	II-118
参考資料 4 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方に	II-140
について(平成 28 年 3 月 31 日 生食水発 0331 号)	

様式 A 1 資機材の備蓄及び整備状況調査表

(平成 年度現在)

水道局

項目	内容	保有数量	初期応援可能数	備考
車 両	給水車 (m ³)			
	給水車 (m ³)			
	ト ラ ッ ク			
	ク レ ー ン 車			
	そ の 他			
給 水 容 器	仮設水槽 (m ³)			
	仮設水槽 (m ³)			
	給水タンク (L)			
	給水タンク (L)			
	給水タンク (L)			
	ポリ容器 (L)			
	ポリ容器 (L)			
	そ の 他			
機 材	応 急 給 水 装 置			
	ろ 過 機			
	発 電 機			
	投 光 器			
	鉄 管 切 断 機			
	電 動 ネ ジ 切 機			
	そ の 他			
管 類	直管 (mm)			
	直管 (mm)			
	直管 (mm)			
	継 手 類			
缶 詰	水 の 缶 詰			
	食 料			
そ の 他				

注) その他の欄には、特殊管、緊急用資機材等の状況を記入してください。
また、管類については継手種類についても明記してください。

様式 B 1 応急給水応援体制報告書

年 月 日

事業 者 名	
--------	--

人員	可能給水方法	車両台数 (タンク容量)	作業可能時間
人	タンク給水	(台 m ³)	～
人	タンク補給	(台 m ³)	～
人	容器配付	台	～
人	給水補助	台	～
合 計		合 計	
人		台	

様式 B 2 応急給水作業指示・報告書

年 月 日

事業者名	人員	車両	給水方法	作業時間
				～
注 意 点				

		A	B	C
給水場所				
作業時間 と 給水量	1	～ m ³	～ m ³	～ m ³
	2	～ m ³	～ m ³	～ m ³
	3	～ m ³	～ m ³	～ m ³
	4	～ m ³	～ m ³	～ m ³
	5	～ m ³	～ m ³	～ m ³
作業従事者			給水方法	タンク給水 容器配付 タンク補給 給水補助
作業時間		～		
給水人数		人	給水量合計	m ³
補給場所と 補給回数		浄水場・配水場 貯留槽・給水船 _____ 回		
特記事項				

様式C1 水質汚染事故受付シート

受付時刻：平成 年 月 日 () 時 分									
通報者 氏名					⇒受信者：				
住所									
電話番号									
事故発見時刻 平成 年 月 日 時 分頃									
汚染等の状況									
事故の種類：魚浮上、油流出、濁り、着色、着臭、発泡、その他 ()、不明									
魚類の異常	異常な魚の数								
	異常な魚の大きさ								
	異常な魚の状態								
	その他気付いたこと								
油類等	油（重油、軽油、灯油、ガソリン、エンジンオイル、その他）								
	その他の有害物質 ()								
	流出量		リットル		河川への流出量		リットル		
流出状況 () 河川へはまだ流出していない									
() 河川への流出が続いている。									
() 河川への流出は終わった。									
濁り									
着色									
異臭									
発泡									
その他特記事項									
水質汚染事故連絡部所確認欄									

資料C 1 水源流域情報マップ(例)



図 1-4 情報マップ

資料C 2 水源流域情報（例）

利水者施設一覧表

河口からの距離 (km)	右岸	左岸	整理番号	施設名称	管理者	住所 連絡先 (TEL)	図面 No.
	○		1	○○地区利水組合			
		○	2	△△発電所	○○電力		
			3	**町水道			
			4	□□地区利水組合			
			5				
			・				
			・				

オイルフェンス保有場所

河口からの距離 (km)	整理番号	保有者連絡先	保有場所 連絡先 (TEL)	オイルフェンス 規 格	保有数	
					オイルフェンス	吸着マット
	101	☆☆ダム管理事務所				
	102					
	103					
	104					
	105					
	・					
	・					

化学物質取り扱い事業者

河口からの距離 (km)	右岸	左岸	整理番号	事業者名	住所 連絡先 (TEL) 1、連絡先 (TEL) 2	取り扱い 品 目	図面 No.
	○		201	△△ゴルフ場		農薬等	
			202	○○商店△△油槽所		油脂類	
			203	**簡易水道		塩素	
			204	☆☆下水処理場		塩素	
			・				

養魚場、農場等

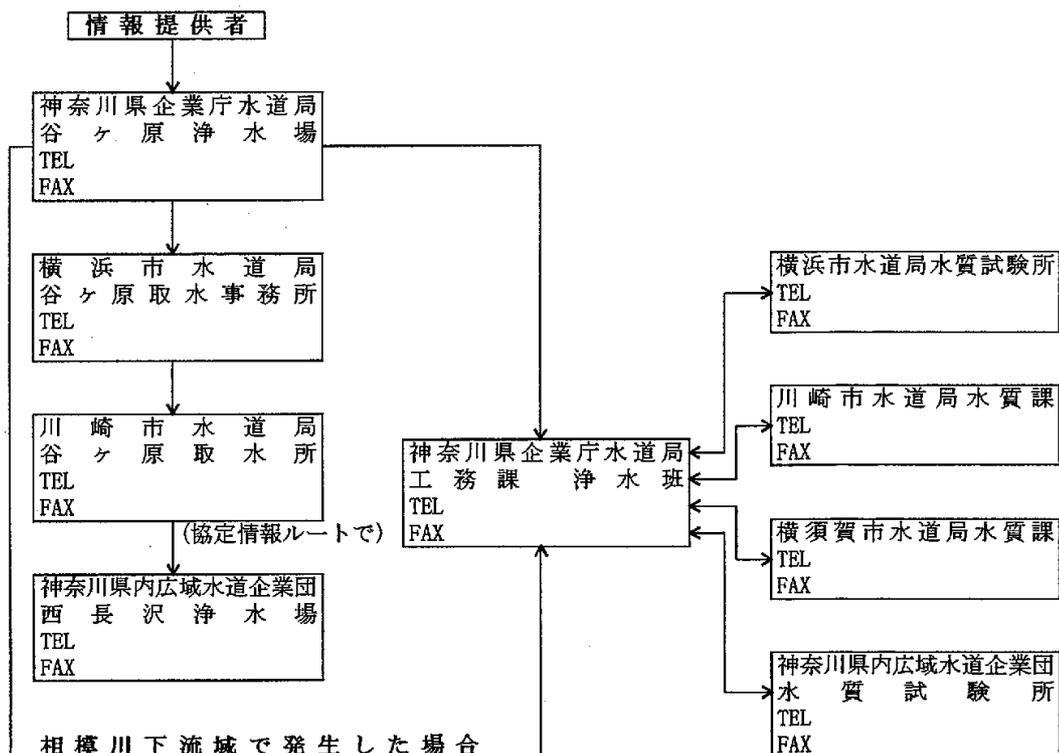
河口からの距離 (km)	右岸	左岸	整理番号	事業者名	住所 連絡先 (TEL) 1、連絡先 (TEL) 2	取り扱い 品 目	図面 No.
	○		301	○○釣り堀			
			302	△△養魚場			
			303	□□農場			
			304				
			・				

資料C 3 広域水源水質監視体制1 (例)

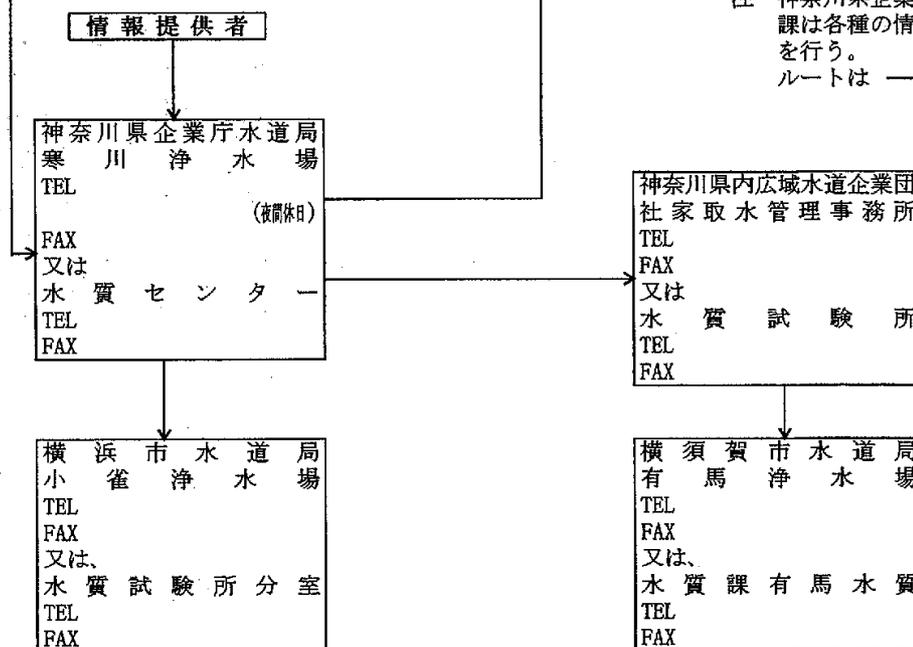
出典：水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル
(平成11年2月 財団法人 水道技術研究センター)

相模川・酒匂川水質協議会緊急連絡体制

相模川上流域で発生した場合



相模川下流域で発生した場合

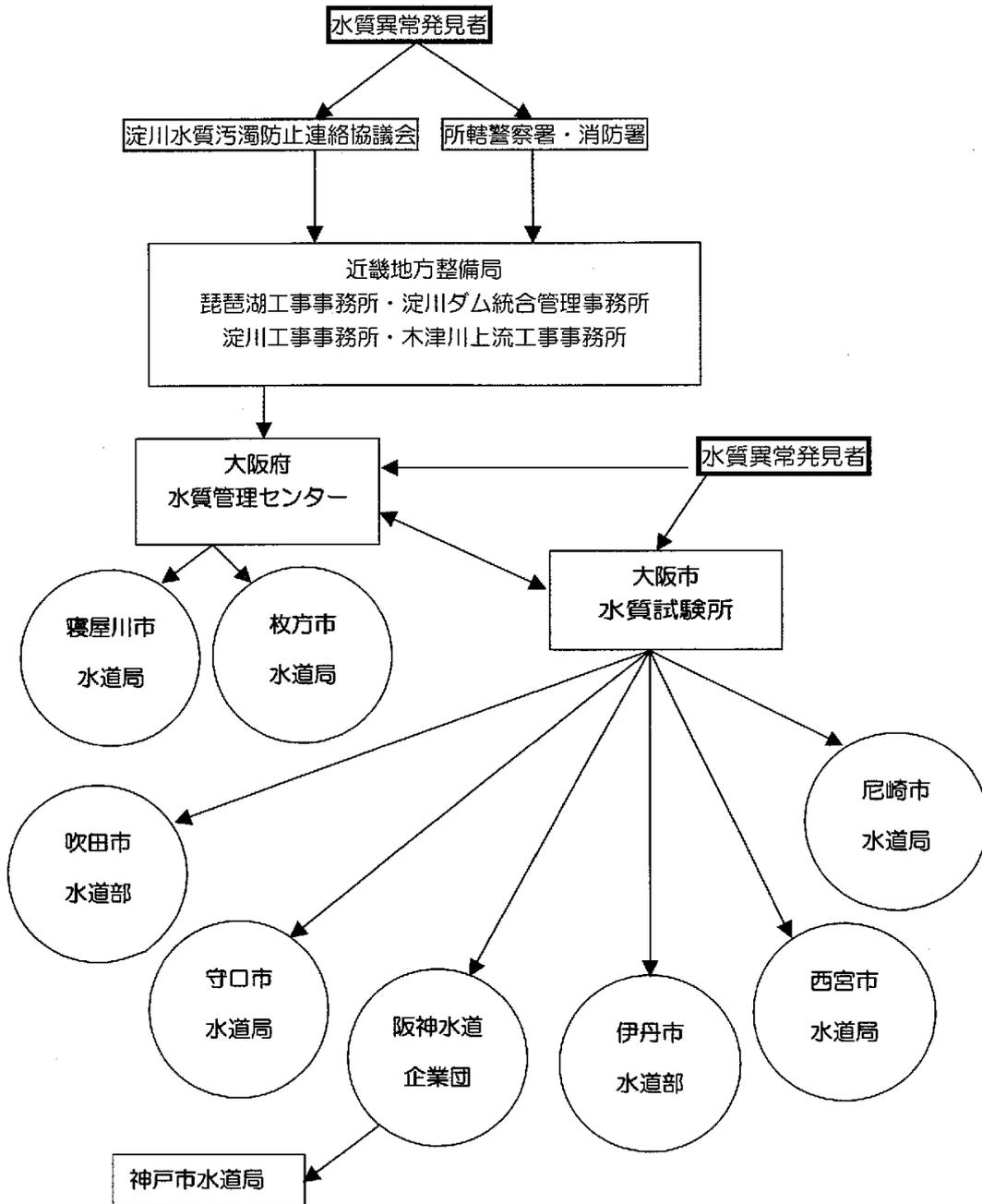


注 神奈川県企業庁水道局工務課は各種の情報収集、伝達を行う。
ルートは _____

資料C 4 広域水源水質監視体制 2 (例)

出典：突発水質汚染の監視対策指針 2002 (社団法人 日本水道協会)

淀川水系水質異常発生時緊急連絡体制

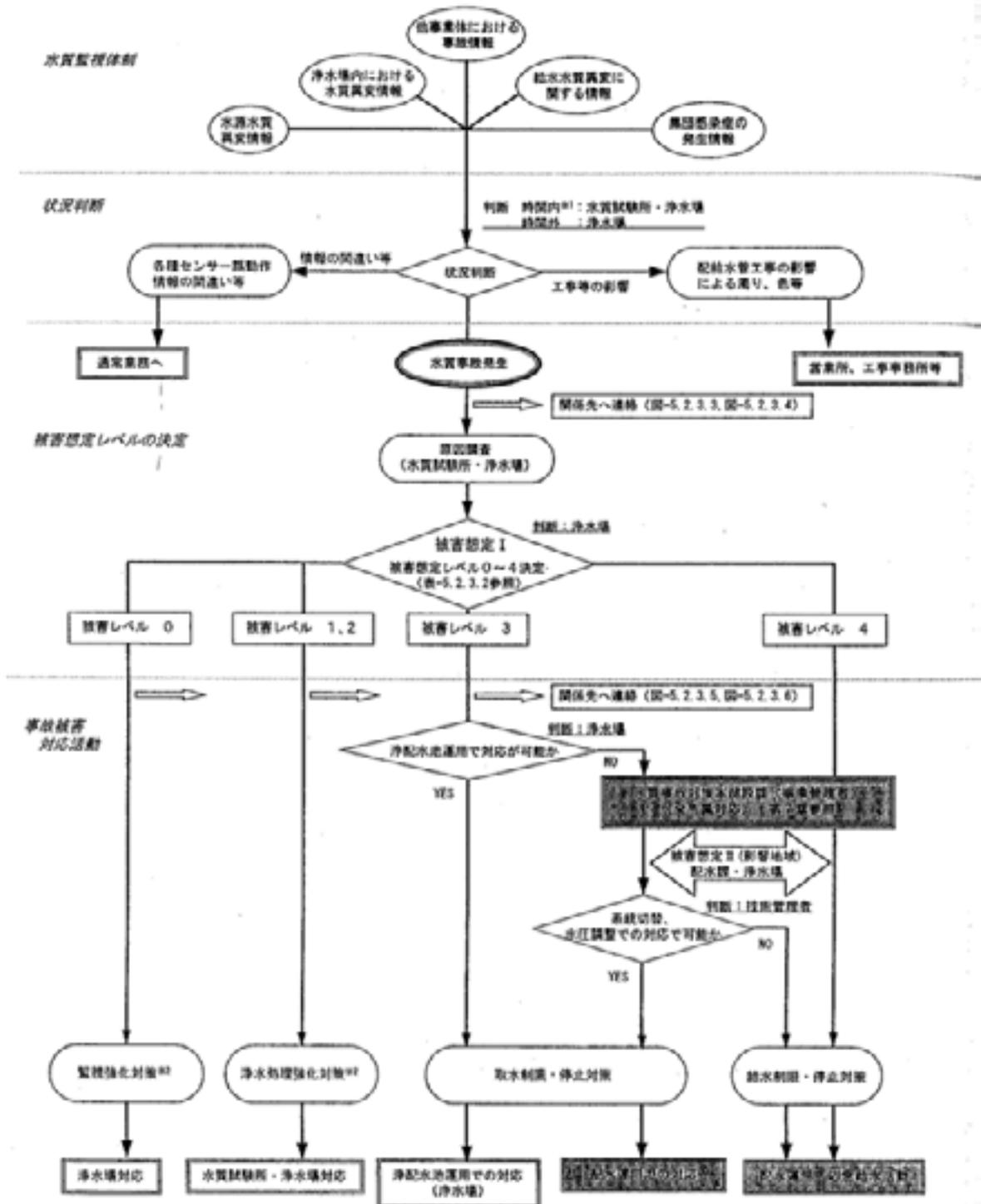


(参照) 淀川水質汚濁防止連絡協議会「淀川異常水質時通報連絡体制」
淀川水質協議会「淀川水系水質異常発生時緊急連絡体制」

資料C 5 事故対策基本チャート(例)

出典：水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル
(平成11年2月 財団法人 水道技術研究センター)

※大阪市災害対策本部水道部業務実施基本計画書(風水害対策編)、大阪市水道局



注1：時間内とは自動車の動機時間を言う
注2：時間外での監視強化対策、浄水場強化対策については、時間内移行後速やかに関係先へ連絡を行うこととする

出典：水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル
 (平成11年2月 財団法人 水道技術研究センター)

※大阪市災害対策本部水道部業務実施基本計画書(風水害対策編)、大阪市水道局

被害の想定

レベル	被害の想定	事故事例	対策
小  大	0 通常の浄水処理に著しい影響を及ぼさないと考えられる場合	小規模な油流出事故等の軽微な事故	監視強化 原水・浄水水質の監視強化
	1 通常の浄水処理では、水道水の性状を損なう可能性があるものの、浄水処理の強化により対応が可能なる場合	色、濁り、臭気等の水質異変で人体に影響がないもの	浄水処理強化 凝集処理強化 PAC注入 オイルキャッチャー、オイルマットの投入
	2 通常の浄水処理では、健康に関する項目が基準値を超える可能性があるものの、浄水処理の強化により対応が可能なる場合	有機溶剤などの有害化学物質の流出事故	取水制限 停止
	3 浄水処理の強化によっても、健康に関する項目が基準値を長期間にわたり継続的に超過することが見込まれ、取水停止等の対応が必要な場合		取水の制限及びび停止 浄配水池運用 配水運用
	4 浄水処理の強化によっても、水道水の飲用により、直ちに人の生命に危険を生じ、または身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合		給水制限 停止 配水運用 給水の制限、停止 応急給水

資料C7 取水停止・制限、給水停止の判断基準等（例）

表Ⅲ-17 水道事業者における水質汚染事故対応マニュアル

1	事業体名	札幌市水道局	東京都水道局
2	マニュアルの名称	○水道局事故対策マニュアル（工務部編）：大規模で事故対策本部を設置する場合 ○水源水質汚染事故処理対応：対策本部設置なし	○水源水質事故対応マニュアル （注）水質監視、情報収集を目的としたもの
3	水質汚染事故の定義	○水源水質が有害物、油等に汚染され、調査及び対応のため出動したもの	○水源流域の工場、事業場等から有害物質や油類等の汚染物質を含む排水の放流や、廃棄物等の不法投棄による汚染物質により、水源が汚染されて、当局浄水場の取水に影響のおそれがあるものをいう
4	対象物質(現象)	○着色、濁り、有害物質、油、臭気、魚へい死等	○魚浮上（シアン、酸・アルカリ剤、酸欠、異臭等）、油類、フェノール臭、臭気、発泡、着色、懸濁物等投棄（原油、廃油、アルカリ、建築残土）、排水等
5	通報連絡体制	○内部：緊急連絡網有り ○外部：建設局河川課（窓口となり連絡リストの関係部署へ連絡）環境局、下水道局等	○所内：監視課長→水質センター所長 ○局内：監視課長→水源河川別の局内連絡部署連絡網 ○局外：水質センター→局外関係部署連絡網
6	事故対策体制（出動体制）	○対策本部を設置する場合は、事故の影響の程度により1号から3号の動員体制（初動体制）として、原因調査と影響調査並に出動させる	○第1次：事故情報のみ：2～3名 ○第2次：現地出動、水質調査：連絡2名、調査2～3名、水質試験1～2名 ○第3次：第2次の結果警戒体制：車両3台で職員11～12名体制 ○第4次：取水に影響あり：車両4台で職員19～20名体制 ○第5次：相当規模の水質汚染事故に、他の事故が重複：車両7で職員25名体制
7	水質汚染事故の検知手段（緊急措置時の判断材料）	○内部：水質計器、魚類水情、臭気監視、水源パトロール ○外部：住民情報、業者通報	○内部：魚類生育層、人による臭気検出装置 ○外部：情報、水質巡回見公団情報（pH、フェノール、臭気）
8	影響調査の方法	○減下時間の予測	○コンピュータによる減下時間の予測
9	取水場・浄水場での対策	○オイルマット、オイルフェンス、活性炭注入、取水量減少、取水停止	○オイルフェンス等による流入防止や浄水処理の強化（粉末活性炭の使用、濾過強化等）
10	取水停止の判断基準	○毒物等が流入して処理が困難な場合	○取水停止の判断基準等は定めていないが、水質汚染事故等の経過の中で影響を受ける度や被害の重大性から、原水切替え、水運用のパックアップ体制等、諸般の状況を判断して決める。
11	取水制限の判断基準	○毒物ではないが汚染物質が流入して、水量を減ずることにより処理が可能な場合	○取水停止と同様に判断基準の定めはないが、取水停止を判断するに至らない状況において、取水量を制限しても浄水処理の強化等によって、安全性が確保される場合
12	給水停止の判断基準		
13	その他	①事前調査及び準備 ②水源の探水地 ③調査の留意点 ④試験項目 ⑤無線通信の習熟	①現地調査 出動決定・出動範囲・取水地点に近い上流の場合の特別・目的と内容 ②情報の収集 ③水質汚染事故対応の経過の表示と情報の分析、判断
14	参考資料	①札幌市水道局水質管理指針 ②過去の事故例（データベース） ③国水質観測等	

表Ⅲ-17 水道事業体における水質汚染事故対応マニュアル(続き)

1	事業体名	神奈川県内広域水道企業団	横浜市水道局
2	マニュアルの名称	○水処理指針	○水質汚染に対する緊急措置要綱 現地対策部の行動マニュアル
3	水質事の定義	○毒物・油類・臭味原因物質等の汚染物質の流入により水源の水質が汚染された場合及びそのおそれがある場合	○取水河川及び取水施設から浄水施設に至る間の原水に毒物等が混入して汚染された場合及びそのおそれがある場合
4	対象物(現象)	○濁度、総アルカリ度、pH値、電気伝導率、油類、臭気異常、魚類への死、毒物混入	○急性毒性物質(有機リン剤、青酸化合物、有機水銀等)、臭気物質(フェノール、その他)、廃油等油脂類、微量有機化合物(農薬、環境ホルモン)、病原性微生物(クリプトスポリジウム、ジアルジア等)
5	通報連絡体制	○内部:項目に応じた連絡先 ○外部:警察、消防、環境部、関連水道事業者(水質異常連絡網)、相水協	○内部:浄水場ごとに執務時間と執務時間外別に設定 ○外部:S川水系水道事業者水質連絡協議会の連絡網による
6	事故対策体制(出勤体制)	○各事故内容について取水管理事務所、水質試験所、浄水場の役割連絡、処理、調査、派遣等の指示	○緊急対策本部 渉外対策部 配水対策部 給水対策部 浄水対策部 ○現地対策部 現地調査班 水処理対策班 水処理作業班
7	水質汚染事故の検知手段(緊急措置時の判断材料)	○内部:定期水質調査、水源巡視、取水堰巡視、水質計器、魚類監視、臭気監視 ○外部:情報、水源監視モニター、県環境部情報(シアン計、D.O計)	○内部:浄水場ごとに執務時間と執務時間外別に設定 ○外部:相模川・匂川水質協議会緊急連絡体制による連絡網
8	影響調査の方法	○流下時間早見表による予測	○流下時間の予測
9	取水所・浄水場の対策	○取水所:オイルフェンス、取水調整浄水場:各項目について対応を指示(塩素増量、凝集剤増量、活性炭注入)	○塩素増量、オイルフェンス、活性炭注入、取水量減量、取水停止
10	取水停止の判断基準	○取水所に於ける取水制限及び取水停止操作の検討を行う場合の目安 ①濁度:浄水場の処理能力を超えるおそれがあるとき又は高濁度ピークカット等経済的効果が大きいと判断されるとき ②総アルカリ度:20mg/L以下又は80mg/L以上で、重大な汚染が予想されるとき ③pH値:6.8以下又は8.6以上で、浄水場での処理が困難であると判断されるとき ④電気伝導率:250 μ S/cm以上で重大な汚染が予想されるとき ⑤油:多量な油の流入を確認したとき又は強い油様臭が確認され、調整池水量にゆとりがあるとき又はジャーテストにより活性炭注入能力での除去が不可能と確認されたとき ⑥臭気:薬品、油様、芳香、かび等の臭気が10倍希釈で臭い、調整池水量にゆとりがあるとき又はジャーテストにより活性炭での除去が不可能と確認されたとき ⑦魚類のへい死:魚監視水槽及び取水堰周辺で、魚のへい死が多数確認されたとき ⑧毒物混入:毒物混入が確認されたとき又はそのおそれがあるとき	①取水河川に毒物等が投入された事実があり、それが既に取水口から流入している場合 ②水槽中の魚類や取水口、沈砂池等の魚類が異常を示して、毒物等の流入の疑いが非常に濃厚な場合 ③毒物ではないが、浄水処理では完全に除去できないような汚染物質で、塩素注入の強化や粉末活性炭投入でも除去できず、給水に支障をきたす場合
11	取水制限の判断基準		
12	給水停止の判断基準		
13	その他	①水源流域と企業団各施設の概要図 ②水質及び水量到達時間	○監視場所の設定
14	参考資料	①取水停止可能時間の簡易計算方法、②水質簡易測定器の使用法例、③監視魚類槽における魚の異常 ④生物検定の方法、⑤病原性原虫類の対策、⑥水のpH値と水処理⑦生物によるろ過障害・臭気障害 ⑧農薬の流入について、⑨水質異常水のサンプリング、⑩水源調査等に必要の用具一覧、⑪飲料水の苦情の内容と推定される原因と対策	①魚による生物検定法 ②原水の採取方法 ③臭気の種類

表Ⅲ-17 水道事業体における水質汚染事故対応マニュアル(続き)

1	事業体名	大阪市水道局	大阪府水道部
2	マニュアルの名称	○大阪市災害対策本部水道部業務実施基本計画書 [風水害等対策編]	○水質汚染事故対策手引書「事故対策手引書」の水質事故編 改訂中
3	水質汚染事故の定義	○水源域、水道原水で生じる水質異変 ○水道システムの浄水処理工程で生じる水質異変	○水源、浄水場内、送配水施設でいろいろの原因による水質汚染及び施設の破損、器材及び装置の故障等によって発生した水質悪化に伴う突発事故
4	対象物質(現象)	○毒物等: 人の健康に影響を与える物質 ○油類等: 水道水の性状を損なう物質	○病原生物、毒物(シアン、六価クロム、重金属、農薬等)、不明の原因による色・濁り、異臭味、魚が死に多数浮上
5	通報連絡体制	○内部: 局内基本連絡体制 ○外部: Y川水質汚濁防止連絡協議会、Y川水質協議会の連絡網	○内部: 影響の程度により分類 ○外部: 受水市町村、企業 Y川水質汚濁防止連絡協議会 Y川水質協議会の連絡網
6	事故対策体制(出勤体制)	○事故内容に応じた被害想定レベルに基づき事故対応体制を設定する ○被害想定レベルが最も高い場合は、水質事故対策本部を設置し、全局的に対応する	○事故対策本部 総務班 連絡広報班 送配水対策班 資材調達班 被害調査班 復旧班 水質調査班 ○現地対策本部 同上
7	水質汚染事故の検知手段(緊急措置時の判断材料)	○内部: 定期水質調査、水源巡視、バイオセンサー、魚類監視、水質監視装置、水質遠隔監視装置 ○外部: 情報	○内部: 魚監視水槽、コイセンサー、水質計器、塩素要求量計、ゆうきセンサー、臭気(毎時) ○外部: 情報
8	影響調査の方法	○水源水質調査(状況調査及び原因物質、汚染源の特定等) ○事故原因物質の特性、除去性等の調査・流下時間早見表による予測	○流下時間早見表による予測
9	取水所・浄水場での対策	○凝集処理強化、活性炭投入、オイルキャッチャー、オイルマット、	○パーライト、粉末活性炭投入、塩素増量、凝集剤増量、pH調整、構内水排除方法、高度浄水処理(生物・オゾン・GAC処理)
10	取水停止の判断基準	○浄水処理の強化によっても、健康に関する項目が基準値を長期間にわたり継続的に超過することが見込まれ、取水停止等の対応が必要なとき	
11	取水制限の判断基準	○同上	○魚の浮上が見られるが毒物流入の可能性が少ない場合
12	給水停止の判断基準	○浄水処理の強化によっても、水道水の飲用により、直ちに人の生命に危険を生じ、又は身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合	①浄水場以降の過程にある水が病原生物、もしくは人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質で汚染されているか、又はその疑いがあるとき ②消毒が不可能になったとき ③工業用水道の水道管等に誤接合されていることが判明したとき ④不明の原因により原水の色及び濁りに著しい変化が生じたとき
13	その他	①水質汚染事故による影響 ②基本対応フロー ③水質汚染事故対策初期活動 ④対策本部体制 ⑤災害対策活動	①水質試験分担 ②水質汚染事故の未然防止策 ③教育・訓練の実施 ④復旧用資材の備蓄、復旧請負工事 ⑤業者の動員 ⑥復旧の方法 ⑦広報・通報(警察・マスコミ・受水団体)
14	参考資料	①水質汚染事故発生時における対応資材の保有状況 ②各浄水場取水点への流量到達時間 ③毒物等による魚の浮上限界濃度 ④水質汚染事故の発生原因と処理方法 ⑤原水中の各物質の処理性 ⑥取水量別の最大薬品注入率 ⑦浄水場からの事故原因物質の排除に要する時間 ⑧取水停止・再開手順 ⑨浄、配水場配水ポンプ停止時におけるバルブ操作と減・断水の影響 ⑩修繕工具の保有状況 ⑪行政関係機関リスト ⑫報道関係機関リスト ⑬拡声器付き自動車	①過去の事故例 ②粉末活性炭による有機物の除去性 ③有機物質の毒性等 ④浄水場平面図と施設別滞留時間 ⑤コイセンサーによる有害物質の検知濃度 ⑥排水機場の放流覚え書き ⑦整備の基本的考え方 ⑧魚観察水槽の魚における異常行動の判別表 ⑨流下時間早見表 ⑩浄化薬剤とアルカリ度との関係 ⑪水質モニターによる有害物質の検知可能性

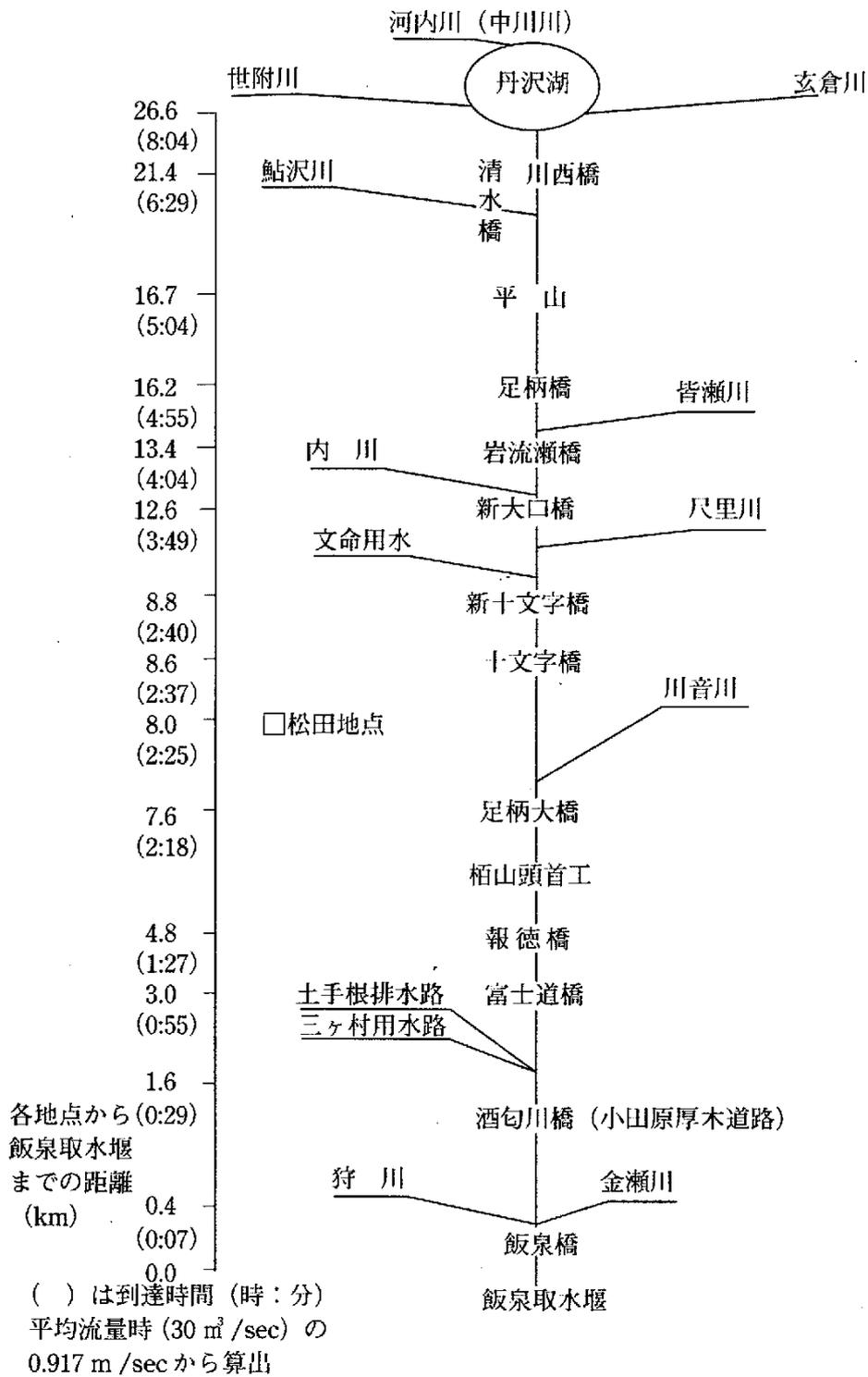
表Ⅲ-17 水道事業体における水質汚染事故対応マニュアル(続き)

1	事業体名	広島市水道局	岡山市水道局
2	マニュアルの名称	○水質汚濁事故対策マニュアル (注)○川水質汚濁防止連絡協議会のもの	○水質異常事態における対応マニュアル
3	水質汚染事故の定義	○公共用水域において、色、濁り、臭気の異常、有害化学物質による汚染、油類等による利水障害、魚類のへい死があった場合	○毒物等汚染の情報を受けたとき、又は水質に異常を認めたととき ○魚類監視装置の魚類に異常を認めたととき
4	対象物質(現象)	○着色、濁り、臭気、シアン等の有害物質、魚浮上、油	○人の健康を害するおそれのある物質 (濁り・色・臭気・味の異常、油類、魚の多数鼻上又はへい死)
5	通報連絡体制	○内部：水質管理課 → 各浄水場等 ○外部：第一発見者 → 水濁協メンバー、河川管理者、環境保全部局	○内部：対応マニュアルによる連絡 ○外部：Y川・A川・T川の三川水質汚濁防止連絡協議会の連絡系統図
6	事故対策体制(出動体制)	○役割分担：原因調査、水質分析、事故処理等・重大事故時には、○川水濁協事務局に○川水質事故対策本部を設置 情報収集・分析 対策の調整 広報	○水質汚染対策本部 浄水対策部 水質対策部 給水対策部 総務部
7	水質汚染事故の検知手段(緊急措置時の判断材料)	○内部：シアン分析装置、魚類自動監視装置 油膜検知器、I T V (工業用カメラ) ○外部：情報	○内部：施設点検、水質計器、水質試験、魚類監視装置 ○外部：情報
8	影響調査の方法	①事故の範囲の状況把握 ②流下の予測 ③下流影響の把握	
9	取水所・浄水場での対策	○オイルフェンス、オイルマット設置、取水量調整操作、粉末活性炭注入、	○連続監視、場内への流入防止(オイルフェンス等)
10	取水停止の判断基準	①多数の魚がへい死して、河川が明らかに異常と判断される場合 ②全自動シアン分析装置のシアン異常の警報が2回継続して出た場合 ③全自動シアン分析装置のシアン異常の警報が1回出て、かつ水質試験でシアンが0.01mg/Lを超えた場合 ④魚類監視装置から警報が出て、かつ水質試験で異常ありの場合 ⑤油膜検知器から警報が出て、かつ当直者が油膜ありと確認した場合	○取水、導水の過程にある水が次の状態にある場合 ①人の健康を害するおそれのある物質により汚染されているか、又はそのおそれがある場合 ②フェノール等水の臭気・味を著しく悪化させる物質の混入による場合 ④原因不明により濁り、色、臭気及び味に著しい変化を生じた場合 ⑤魚が多数鼻上げ又はへい死した場合 ⑥油類の流れ込みにより浄水処理が不可能になると判断した場合 ⑥残留塩素がなく、消毒が不可能になったとき
11	取水制限の判断基準		
12	給水停止の判断基準		○浄水、送水、配水及び給水の過程にある水が、次の状態にある場合 ①取水停止の項目が該当する場合 ②残留塩素が検出されず、かつその水に大腸菌群が存在する等、人の健康を害するおそれのある場合
13	その他	①水質汚染事故時の役割分担 ⑦事故処理 ③事故情報の通知・連絡 ④事故状況の把握・事故原因の調査	①水質汚染事故調査表 ②各浄水場における運用の手引き ③現場調査用機材 ④魚類監視装置運用マニュアル
14	参考資料	①資材・機材・薬品類の保有状況、②有害物質の処理手法一覧、③油類の処理対策、④油類以外の処理対策、⑤有害物質の取り扱い事業所、⑥有害物質の性状、⑦油の原因調査方法、⑧油以外の原因調査方法、⑨油の影響調査方法、⑩油以外の影響調査方法、⑪水質汚染事故対策費用の請求、⑫啓発普及活動、⑬関係法規、⑭取水実態一覧、⑮漁業協同組合一覧、⑯有害物質の分析機関一覧、⑰有害物質の分析方法と分析時間	①岡山市水道局緊急対策本部設置要綱 ②クリプトスポリジウム対策マニュアル(毒物等を含む) ③岡山三川水質事故対策マニュアル及び水質事故初動調査手帳

資料C 8 河川流下到達時間早見図表（例）

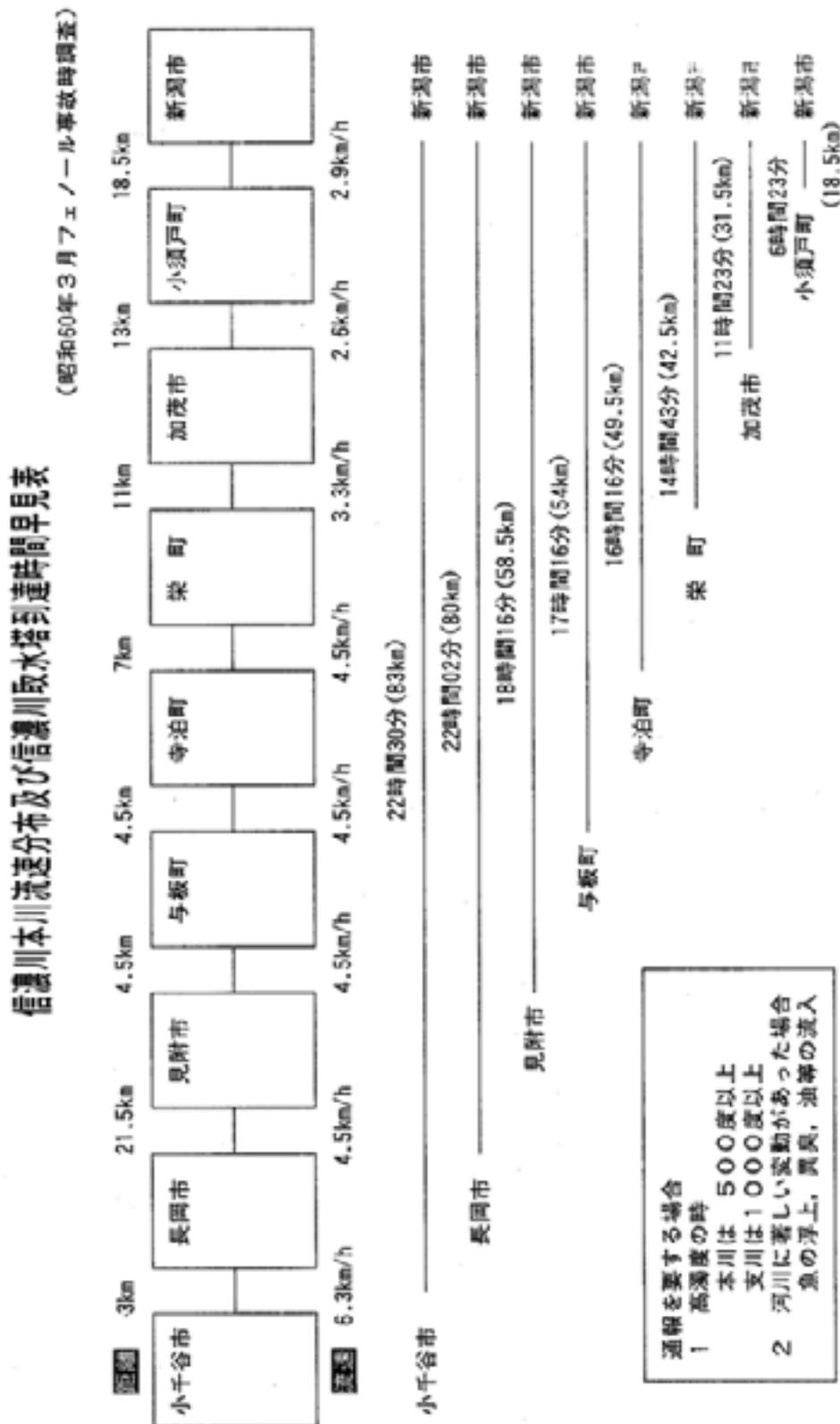
出典：突発水質汚染の監視対策指針 2002（社団法人 日本水道協会）

（神奈川県内広域水道業団）



資料 C 9 河川流下到達時間早見図表 (例)

出典：水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル
(平成 11 年 2 月 財団法人 水道技術研究センター)

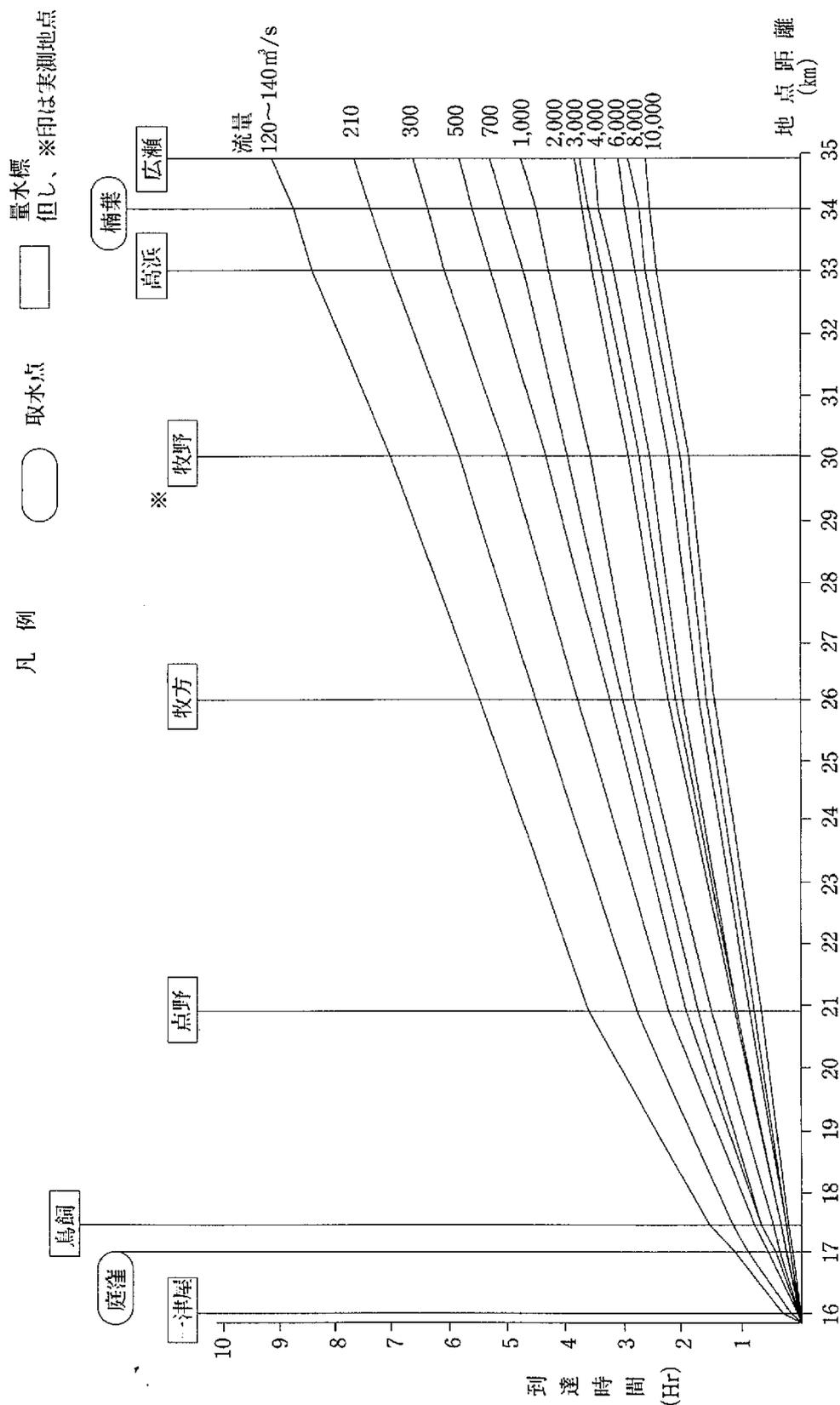


資料-15 流速・流下時間早見図表 1-1) 河川A
出典：水質事故対応マニュアル(案)
信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会、平成 5 年 4 月

資料C 10 河川流下到達時間早見図表(例)

出典：突発水質汚染の監視対策指針 2002 (社団法人 日本水道協会)

流量と到達時間図の例 (ただし、平均流速：淀川水系)



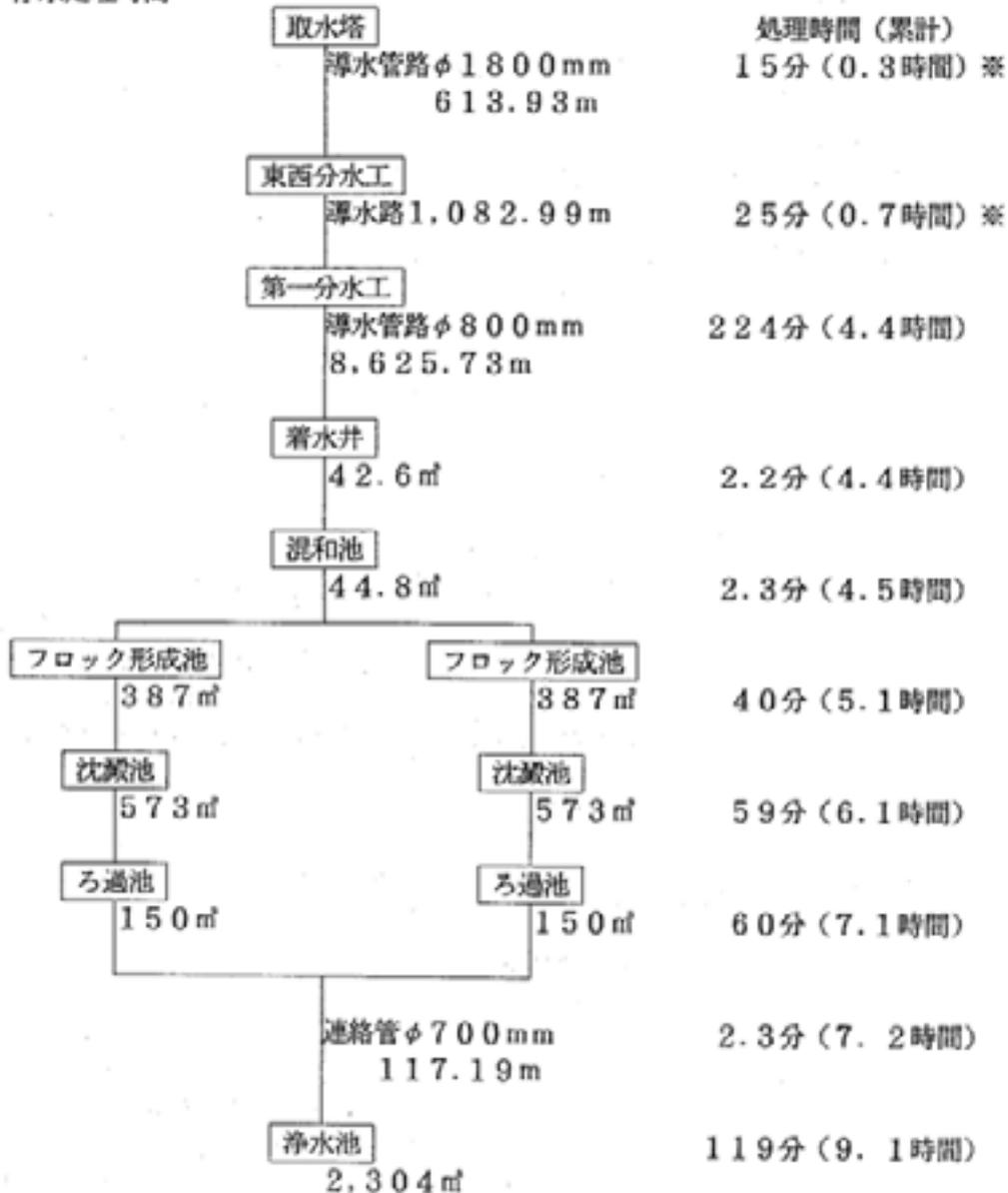
資料C 1 2 水道施設(取・浄水施設)流下時間早見図表(例)

出典：水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル

(平成11年2月 財団法人 水道技術研究センター)

水質異常発生時対応マニュアル、山形県企業局、平成5年度

浄水処理時間



(留意事項)

- 1 上記の処理時間は、取水量が1,160m³/hの条件時のおおよその時間である。
- 2 ※記号の部分は、農業用水路との共用部分であり、農業用水の取水量により短縮されるので注意すること。
- 3 水質測定値が変化するまでには、各採水地点から水質計器までの時間を考慮する必要がある。おおむね5分の時間の遅れがある。

資料C 1 3 水道施設(送水管路)流下時間早見図表(例)

出典：水質汚染事故に係る危機管理実施要領策定マニュアル

(平成 11 年 2 月 財団法人 水道技術研究センター)

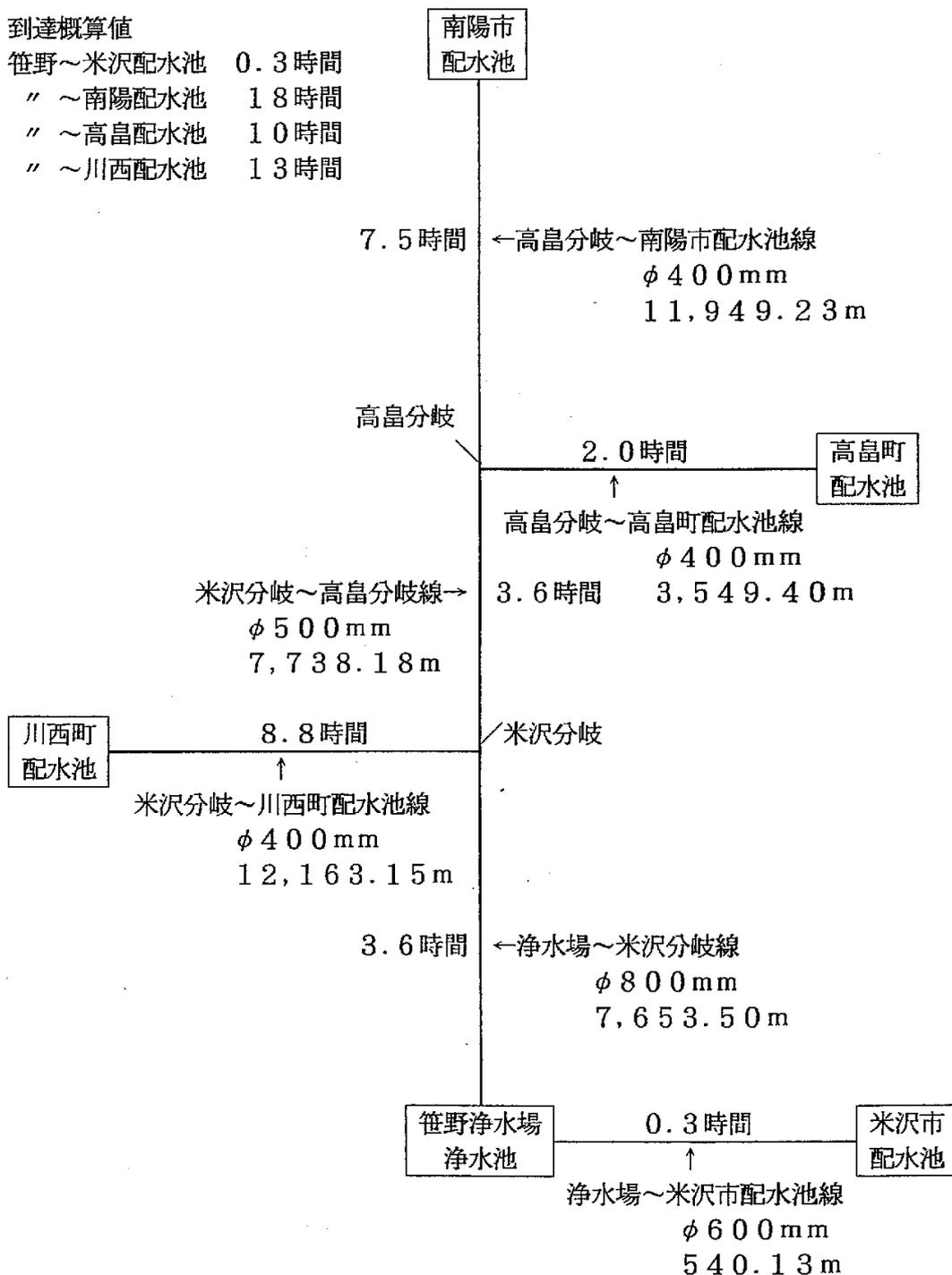
水質異常発生時対応マニュアル、山形県企業庁、平成 5 年度

送水管路到達時間

到達時間は最大給水量を送水している時の最短時間である。

到達概算値

笹野～米沢配水池	0.3時間
〃～南陽配水池	1.8時間
〃～高畠配水池	1.0時間
〃～川西配水池	1.3時間



参考資料 1

健水発 1025 第 1 号
平成 25 年 10 月 25 日
(最終改正令和 2 年 2 月 27 日)

各 { 都道府県 }
 { 市 }
 { 特別区 } } 水道行政担当部 (局) 長 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者 }
 { 水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公印省略)

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

厚生労働省では、かねてより「飲料水健康危機管理実施要領」（以下「実施要領」という。）を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「飲料水健康危機管理実施要領について」（平成 14 年 6 月 28 日健水発第 0628001 号厚生労働省健康局水道課長通知（以下「平成 14 年課長通知」という。)) により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて厚生労働省への報告をお願いしているところです。

また、「水道の断減水状況の報告について」（昭和 54 年 3 月 23 日付け環水第 39 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知（以下「昭和 54 年部長通知」という。)) により、渇水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省へ報告をお願いしているところです。

さらに、上記 2 つの通知等に基づき、「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 19 年 6 月 19 日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡（以下「平成 19 年事務連絡」という。)) により、厚生労働省への報告様式や連絡方法を定めているところです。

今般、実施要領について所要の改正を行いましたので、送付します（別紙）。引き続き、下記 1. のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。また、引き続き厚生労働省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行いますので、下記 2. ～ 6. のとおり情報提供をお願いいたします。

また、貴都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

なお、平成14年課長通知及び平成19年事務連絡は廃止します。

記

1. 飲料水健康危機管理実施要領について

厚生労働省は、厚生労働行政分野全般に係わる国民の健康に係わる危機管理の基本的な枠組みとして、「厚生労働省健康危機管理基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、この基本指針に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省が実施すべき要領を定めております。今般、基本指針の機能強化等を受け、情報伝達に関する手続きの明確化等につき実施要領の改正を行いました。

飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、都道府県、市及び特別区におかれては、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等についても、衛生の確保に万全を期されるようお願いいたします。

2. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

風水害、地震等の自然災害による断減水の状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、風水害、地震等による断減水が発生した場合には、都道府県において、管内の水道事業者等の状況をとりまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いいたします。）。なお、給水区域内の住民にとり日常生活の基盤となっている飲料水供給施設や組合営等の公営以外の水道事業の断水状況についても、被害情報の把握に努め、被害を確認した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度5弱以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いいたします）

- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害が生じた場合

【様式】

- ・別添1のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模な断水被害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（自然災害関係担当）

3. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼

渇水による断減水状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、渇水による断減水が発生した場合には、各都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・渇水による断減水等が生じた場合（可能な限り減断水等が生じる前に連絡をお願いします。）

【様式】

- ・別添2のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携

帯電話メール等も併用してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室（渇水による断減水担当）

4. 事故その他の原因による断減水が発生した場合の情報提供依頼

2. 及び3. に挙げた自然災害及び渇水によるものを除く、事故その他の原因による断減水が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における事故その他の原因による断減水の発生状況を把握する体制整備を図り、断減水の発生を把握した場合には厚生労働省水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

自然災害及び渇水以外の事故その他の原因による断減水等が生じた場合。例えば、以下のような事態が想定される。

- ・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- ・水道施設の障害（例：機器故障、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害
- ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
- ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）

[給水装置に係る重大な事故情報に関しては、各水道事業者については、自ら取得する情報に加え、指定給水装置工事事業者からも情報提供をお願いするなど、積極的な情報収集体制を構築しておくこと。]

【様式】

- ・様式自由（様式例：別添3のとおり）

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に事故等により大規

模な断水被害（広範囲に断水が生じ、復旧まで数日かかるもの）が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室（事故等による断減水担当）

水道課給水装置係（給水装置に関する事故担当）

5. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼

飲料水の水質異常などの情報については、平成14年課長通知に基づき、連絡をお願いしていたところですが、今後は本通知に基づき、引き続き御報告をお願いします。

水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県（市・特別区含む）から、直ちに厚生労働省健康局水道課あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。

なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じている又は生ずるおそれがある場合

- ・水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ・水道施設又は簡易専用水道における事故
- ・飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- ・水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常
- ・水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

なお、次の事象に該当する場合は、漏れなく、厚生労働省健康局水道課あて御連絡をお願いします。

- ①浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合
- ②一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合

- ③水質基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合
- ④その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合（例：水質管理目標設定項目の目標値超過が継続すると見込まれた場合等）

【様式】

- ・別添4のとおり
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水場と検査地点の位置を表した地図、水道システムのフローチャート、報道提供資料等があれば併せて送付をお願いします。

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模・重大な水質事故が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道水質管理室（水質事故関係担当）

6. 断減水及び水質事故発生事態以外で御連絡をお願いしたい場合

(1) 水道に対するテロが発生した場合

水道に対するテロの発生に係る対応については、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（平成18年10月17日事務連絡）により、危機管理の対応についてお願いしているところです。

テロ等により、断減水が発生した場合は上記4. に従って、水質異常が発生した場合は上記5. に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、水道に対するテロ（例：毒物混入未遂、水道施設破壊等）があった場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等におけるテロの発生状況を把握する体制整備を図り、テロの発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・水道に対するテロが発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougi-jutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大なテロ行為が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（テロ関係担当）

（2）水道における情報システム障害等が発生した場合

水道分野における情報セキュリティ対策の実施については、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第3版）の送付について」（平成25年6月3日健水発0603第2号及び同第3号厚生労働省健康局水道課長通知）によりお願いしているところです。

情報システム障害、サイバー攻撃等により、断減水が発生した場合は上記4.に従って、水質異常が発生した場合は上記5.に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、重大な情報システム障害が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いいたします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における情報システム障害の発生状況を把握する体制整備を図り、重大な情報システム障害の発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・ITの機能不全により、断減水、水質異常又は重大な情報システム障害（システム停止に伴う給水への影響が大きい制御システム（浄水場の監視制御システム、ポンプ場の運転システム、水運用システム等）の障害）が発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougi.jutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大な情報システム障害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（情報システム障害関係担当）

飲料水健康危機管理実施要領

平成 9 年 3 月制定

(平成 11 年 12 月一部改定)

(平成 12 年 3 月一部改定)

(平成 13 年 3 月一部改定)

(平成 14 年 6 月一部改定)

(平成 25 年 10 月一部改定)

厚生労働省健康局

I 総則

(1) この実施要領は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省における責任体制及び権限行使の発動要件について定めるものである。

(2) この要領において飲料水とは次の 3 種のことをいう。

- 1) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく種々の規制が適用される水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者（以下、本要領において「水道事業者等」という。）並びに簡易専用水道設置者により供給される水道水（以下、本要領において「水道水」という。）
- 2) 規模が小さいことなどから水道法による規制が適用されない 1) 以外の水道により供給される水（以下、本要領において「小規模水道水」という。）
- 3) 個人が井戸等から汲み上げて飲用する水（以下、本要領において「井戸水等」という。）

なお、ボトルウォーターについては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）により措置が講じられるものであるため、本要領の対象とはしていない。

(3) 水道法の水道水質基準は、小規模水道水を含めて、水道から供給される水全てに適用されるものである。また、小規模水道水や井戸水等については、厚生労働省の示す衛生対策要領を参考に、地方公共団体により地域の実情に応じた規制等が行われている。

そのため、本要領では、水道水のみならず小規模水道水や井戸水等を含めて、健康危険情報を入手した際に厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について定めるものである。

- (4) 本要領においては、我が国の大部分の国民の飲料水となっている水道水について、水道水源から取水した水道原水の水質の異常（放射性物質による水質の異常を含む）又は水道施設において生じた事故等による汚染が原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生ずるおそれがある又は生じているという健康危険情報を入手した際に、厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について、特に詳細かつ具体的に定めるものである。

(参考)

本要領において定めるところとは別に、厚生労働省においては、飲料水を経由して摂取する物質及び微生物による健康危険に関する新しい情報の収集及び調査研究並びに水道原水水質保全対策の強化及び高度な浄水施設の整備などの、飲料水に係る健康リスクをできるだけ下げるための施策を推進することとする。

- (5) なお、地震、豪雨等の災害や渇水に起因して、飲料水の供給が不足すること等により、国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる厚生労働省における対応については、別途厚生労働省が定める「厚生労働省防災業務計画」及び「厚生労働省水道渇水対策本部設置要綱」において規定する「厚生労働省水道渇水対策本部」の決定等に基づくこととする。

II 健康局水道課等における対応

1. 情報の収集

- (1) 健康局は、飲料水に係る健康危険情報を入手したときは、水道課を情報収集の中心として、さらに詳細な健康危険情報を収集するものとする。

1) 水道水の水道原水に係る水質の異常について

ア 水道課の職員は、都道府県（水道法第 46 条又は第 48 条の 2 に基づき権限を有する市町村及び特別区を含む。以下同じ。）又は水道事業者等から、水道原水水質に異常が生じた旨の情報を入手した場合には、直ちに水道課長まで伝達するものとする。

イ 水道課は、厚生労働省が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「厚生労働省所管水道事業者等」という。）の場合は直接、その他の場合は都道府県を通じて、水質異常の詳細な内容、浄水施設への汚染水流入の有無、都道府県及び水道事業者等が講じた取水停止などの措置の内容について情報を収集するものとする。都道府県を通じて情報を収集する場合において、夜間等のため都道府県に連絡がつかないときは、可能な限り水道事業者等の浄水場等から直接情報収集を行う

ものとする。

ウ 水道課は、水道原水水質に異常が生じた厚生労働省所管水道事業者等と同じ河川等から取水している他の水道事業者等がある場合には、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて関係の水道事業者等に必要な情報を提供するよう指示するものとする。

エ 水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて水道原水水質に異常のあった水道事業者等について、(ア)給水不能になるおそれの有無並びにそれを回避するために必要となる応援給水の期間及び水量、(イ)水道用水供給事業からの新規受水若しくは受水量の増量又は他の水道との間の緊急連絡管の整備等による代替管路給水の可能性、(ウ)地理的条件からみて他の都道府県の水道事業者等からの応援給水を行った方がより合理的である地理的状況であるか、などについて情報を収集するものとする。

オ 水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて、都道府県及び水道事業者等が実施した調査及び措置の内容について継続して情報を収集するものとする。また、都道府県及び水道事業者等による調査等の結果が判明した場合、講ずる措置に追加又は変更があった場合には、遅滞なく連絡がなされるよう措置するものとする。

カ 水道課は、厚生労働省所管水道事業者等から直接収集した情報については、速やかに関係都道府県に連絡し、情報を共有するものとする。

2) 水道施設等において生じた事故について

水道課は、都道府県又は水道事業者等から水道施設又は簡易専用水道において事故が発生した旨の情報を入手した場合には、1) のア、イ、エ、オ及びカに準じて対応するものとする。

3) 水道水を原因とする食中毒等の発生について

水道課は、医薬食品局食品安全部監視安全課等から水道水が原因となり又は水道水が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、1) に準じて対応するものとする。

4) 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生について

ア 水道課は、都道府県又は水道事業者等から、小規模水道水又は井戸水等の水質に異常が生じた旨、又は医薬食品局食品安全部監視安全課等から小規模水道水又は井

戸水等が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、1) に準じて対応するものとする。

イ 水道課は、小規模水道水又は井戸水等に水質異常が生じた地点をその区域に含む地方公共団体が経営する水道事業の給水区域、給水能力等について情報を収集するものとする。

(2) 水道課は、(1) で収集した情報のうち、健康への影響が懸念されるもの、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きいもの若しくは広域にわたると懸念されるものについては、速やかに健康局長まで、生命への危険が強く懸念される場合等で別表に掲げるものは、電子メール等により速やかに厚生労働大臣まで、及び健康危機管理調整会議主査に伝達するものとする。

(3) 水道課は、(1) で入手した情報について、当該情報に伴う対応が想定される関係課に対し、速やかに当該情報を伝達し、必要な情報交換を密接に行うものとする。関係する省内他課は以下のとおり。

食中毒に関すること・・・医薬食品局食品安全部監視安全課

感染症に関すること・・・健康局結核感染症課

保健所・地域衛生研究所に関すること・・・健康局がん対策・健康増進課地域保健室

消費者被害に関する重要事案・・・政策統括官付社会保障担当参事官室

(上記以外の情報であって、当該情報を伝達すべき関係課がある場合は、当該関係課を含む。)

(4) 水道課は、(1) で入手した情報について、健康危険の程度を判断するために必要があれば、国立試験研究機関、研究者、国外の関係機関(世界保健機関、米国環境保護庁等)等から情報を収集するものとする。

ア 飲料水の水質の異常又は食中毒若しくは感染症の原因に関する情報のうち、化学物質については国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部に、微生物については国立感染症研究所寄生動物部、ウイルス第二部又は細菌第一部に、放射性物質については国立保健医療科学院生活環境研究部に、それぞれ情報を求めるとともに、情報源となる研究機関、研究者等について示唆があったときは、当該情報源から情報収集を行うものとする。

(参考)

化学物質について必要な情報としては、毒性、除去方法及び水道原水において検出された濃度レベルにおける当該物質による健康被害のおそれ等を、放射性物質につい

て必要な情報としては、これに加えて拡散の状況を、微生物について必要な情報としては、発生源、水中での動態、経口摂取した場合に引き起こされる症状（下痢等）、除去又は消毒方法等を想定している。

イ 浄水処理技術に関する情報については、国立保健医療科学院生活環境研究部又は同部を通じて国内外の研究者若しくは関係機関から収集するものとする。

(5) 水道課は、情報の的確な把握及び対策の検討に資するため、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所と連携して、また、世界保健機関、米国環境保護庁等を通じて、飲料水の健康危険に関する広範な情報収集に努めるものとする。

(6) 飲料水による重大な健康被害が発生した場合には、水道課は、必要に応じ、関係する地方公共団体との連携の下に、健康局長の了解を得て現地に職員を派遣し、情報の収集に努めるものとする。

(7) 水道課は、水道原水又は飲料水の水質の異常が判明したときは、関係省庁と必要な情報交換を密接に行うものとする。

ア 河川等の水質の異常については国土交通省水管理・国土保全局及び環境省水・大気環境局と、地下水の水質の異常については環境省水・大気環境局と、それぞれが把握している水質調査結果、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。

イ 水道原水又は飲料水の水質の異常の原因物質を排出している事業場、施設等を所管する省庁との間で、原因物質の排出の状況、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。

2. 対策の決定

(1) 水道課は、健康への影響が懸念される、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きい若しくは広域にわたると懸念される、飲料水を原因とする健康危機管理に係る対策の決定は、健康局長の決裁を経て行うものとする（対策を講じない旨の決定を含む。）。また、生命への危険が強く懸念される場合の対策決定等特に重要な決定を行った場合には、速やかに厚生労働大臣まで、及び厚生労働省健康危機管理調整会議主査に伝達するものとする。

(2) 水道法に基づく権限行使等は次により行うものとする。

1) 水道法第 39 条に基づく立入検査について

ア 厚生労働省所管水道事業者等について、給水を停止しなければ水道水に係る健康危険を回避することができないと認めるとき（以下、「給水停止の必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ水道法第 39 条に基づく立入検査を行い、当該厚生労働省所管水道事業者等の水道水、水道施設等について実地に客観的な調査を行うものとする。

イ 都道府県が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「都道府県所管水道事業者等」という。）について、給水停止の必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するために緊急の必要があると認める場合は、都道府県を通じ、当該都道府県所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ、都道府県と連携して立入検査を行い、当該都道府県所管水道事業者等の水道水、水道施設等について実地に客観的な調査を行うものとする。

2) 水道法第 40 条に基づく水道水の緊急応援について

ア 水道水の緊急応援は、原則として都道府県が処理する事務であるが、給水不能となることが避けられない水道事業又は水道用水供給事業（以下、「水道事業等」という。）があり、緊急に水道用水を補給しなければ公共の利益が保護できないと認める場合（以下、「緊急応援の必要な場合」という。）であって、当該水道事業等の管轄都道府県知事と供給する側の水道事業等の管轄都道府県知事が異なる場合は、当該水道事業等に対する水道水の緊急応援の実現を図るよう、供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第 40 条第 5 項に基づく命令を行うものとする。

イ 緊急応援の必要な場合であって、都道府県知事が事務を行うことができないと認める場合は、アと同様に供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第 40 条第 3 項に基づく命令を行うものとする。

ウ 緊急応援の必要な場合であって、ア及びイ以外の場合で、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認める場合は、都道府県に対して、当該水道事業等に対する他の水道事業等からの水道水の緊急応援の実現を図るよう要請する

ものとする。

エ ウの要請から6時間程度が経過してもなお、都道府県による調整の見込みがつかない場合には、当該都道府県に対して、水道法第40条に基づき、応急給水が可能であると考えられる水道事業等について、水道用水の緊急応援の命令を行うよう指示するものとする。

3) 水道法第36条に基づく改善の指示等について

ア 厚生労働省所管水道事業者等について、水道施設の構造又は管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康危険を回避することができると認めるとき（以下、「施設の改善が必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対し、水道施設について必要な改善を指導するとともに、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行い、実地に客観的な調査を行うものとする。

イ 都道府県所管水道事業者等について、施設の改善が必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するために緊急の必要があると認める場合は、当該都道府県所管水道事業者等に対し、水道施設について必要な改善を指導するとともに、都道府県と連携して、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行い、実地に客観的な調査を行うものとする。

ウ ア又はイの調査の結果、水道施設が施設基準に適合しなくなっており、国民の健康を守るため緊急に改善の必要があると認める場合、又は水道技術管理者がその職務を怠っており、その緊急な改善を怠らなければ水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第36条に基づく改善の指示等を行うものとする。

エ 国の設置する専用水道については、ア及びウに準じて対応するものとする。

オ 国の設置する簡易専用水道について、その管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康危険を回避することができると認めるときは、当該簡易専用水道について、実地に客観的な調査を行い、必要な措置を指導するとともに、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行うものとする。

カ オの調査の結果、簡易専用水道の緊急な清掃等を行わなければ水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第36条に基づく措置の指導を行うものとする。

4) 専用水道及び簡易専用水道の健康危険に対する措置について

専用水道又は簡易専用水道（国の設置するものを除く。）の健康危険については、都道府県において水道法に基づく権限の行使等により必要な措置が講じられるものであるが、都道府県から要請があるとき、又は当該施設に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を越えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、必要な技術的助言を行う等の措置を講ずるものとする。

5) 小規模水道水又は井戸水等の健康危険に対する措置について

ア 小規模水道水又は井戸水等の利用を継続することによって健康危険が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県又は水道事業者等に対して、当該飲料水の利用者に対して飲用の停止や使用上の注意などにつき必要な広報が徹底されていること、及び当該者が生活上最小限必要とする代替飲料水を確保できる手段があることを確認するとともに、必要な技術的助言を行うものとする。

イ 都道府県から要請があるとき、又は小規模水道水若しくは井戸水等に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を越えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、他の水道事業等からの水道用水の緊急応援又は応急給水の実施の調整、技術者等の専門家の現地への派遣の斡旋、小規模水道水又は井戸水等に水質異常が生じた地点をその区域に含む地方公共団体が経営する水道事業に対する給水接続の要請などの必要な措置を講ずるものとする。

(3) 水道課は、健康危機管理に係る対策の決定を行った場合には、当該危険が無くなるまでの間、1の(1)1)オに準じて情報収集を行い、速やかに関係都道府県に連絡するとともに、対策決定の諸前提条件の変化に応じて対策を見直し、上記(1)及び(2)に準じてその決定を行うものとする。

(4) 水道課は、適時適切な対策の見直しを継続的に行うため、対策決定の諸前提、判断理由についての資料を適切に管理するものとする。

(5) 水道課は、上記(1)、(2)又は(3)により決定された対策について、速やかに、その内容を公開するとともに、特に不確実な情報の下で当該決定を行った場合には、その前提となった知見及び情報の内容、考慮要因、制約条件等を併せて公表するものとする。

(6) 水道課は、上記(2)による行政機関等に対する指導については、緊急やむを得ない場合を除き、文書によるものとする。緊急やむを得ず文書によらない場合にあつては、おつて文書により指導の内容を明らかにするものとする。

3. 研究班及び審議会での検討

(1) 水道課は、飲料水に由来する重大な健康への被害の発生が疑われる問題については、厚生科学審議会生活環境水道部会を機動的に開催し、必要な対策について専門的見地から意見を聞くこととする。

(2) 水道課は、飲料水に起因する健康被害について専門的かつ学問的な観点からの知見の集積を行うため、学識経験者から構成される研究班を機動的かつ弾力的に設置するものとする。

(3) 水道課は、上記(2)により研究班を設置する場合には、設置要綱等において、検討事項の範囲、責務等を明確にするとともに、対策決定に関わるような研究班については、研究班における検討状況の適時の厚生科学審議会生活環境水道部会への報告等、厚生科学審議会生活環境水道部会との連携強化を図るものとする。

4. 健康危険情報の提供

(1) 飲料水に関する健康危険情報の提供に係る対応の窓口は、水道課水道水質管理官及びその指定する職員とする。

(2) 飲料水に関する健康危険に係る国内外の情報については、適宜、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて広く国民に提供することとする。この場合、(公財)水道技術研究センターが整備している水道データベース、(公社)日本水道協会の連絡網等を活用し、情報提供が迅速に行われるよう措置するものとする。

(3) 飲料水に関する健康危険情報については、関係都道府県及び厚生労働省所管水道事業者等に対し、電子メール等を活用して、迅速かつ直接提供するとともに、必要に応じ、全国水道関係担当者会議等を開催して周知するものとする。

5. その他

(1) 本実施要領の内部処理等の詳細は、水道課長が細目で定める。

(2) 健康局は、必要に応じて、本実施要領を見直すものとする。

別表

次の水道の事故・事件、水道関連施設における事案及びその他の事案に該当するもの。

- 1 水道に係る事故（IT障害を含む。）であって国民生活に重大な影響を与えるもの
- 2 水道に対するテロ・ゲリラ事件（サイバー攻撃によるものを含む。）
- 3 上記に準じた事態の発生
- 4 水道施設において火災等の事故、人質、立てこもり等の犯罪事件の発生等により重大な人的・物的被害（死傷者の発生等）が生じた場合又は周辺住民や利用者の生命・健康・財産に重篤な被害や不安を与える可能性が高い場合
- 5 1から3に準じた事態が発生した場合であって、以下に掲げる場合
 - (1) 事案に対する社会的な関心が高いことが見込まれるもの
 - (2) 事故等の発生の原因が、制度的な不備や管理上の問題等に起因するもの

参考資料 2

○水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（一部抜粋）

（平成 15 年 10 月 10 日 健水発第 1010001 号）

第 2 水質異常時の対応について

- 1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記 2 から 5 に基づき必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。その際、初回及び再検査の結果を双方とも破棄せず保存し、どちらの検査結果を正式な結果として採用したかの記録を残すこと。また、分析操作に不備があったと考えられる等合理的な理由がある場合には、再検査の結果を正式な結果とすることができるが、原則として初回の結果を水質検査の正式な結果とすること。
- 2 一般細菌及び大腸菌については、その水道水中の存在状況は病原微生物による汚染の可能性を直接的に示すものであるため、それらの評価は、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせて行うべきであり、基準を超えている場合には、水質異常時とみて直ちに別添 3 に従い、所要の措置を講ずる必要があること。また、塩化物イオンなど病原微生物の存在を疑わせる指標としての性格も有する項目（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号において省略が可能とされていない項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromokクロロメタン、ブromोजクロロメタン、ブromoホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸及びホルムアルデヒド以外の項目をいう。）についても、その値が大きな変動を示した場合には、上記に準じて対応する必要があること。
- 3 シアン化物イオン及び塩化シアン並びに水銀及びその化合物については、生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準値が設定されているが、従前からの扱いを考慮して、上記 2 に準じて対応をとることが適当であること。
- 4 新基準省令の表中 1 の項から 31 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記 2 及び 3 に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添 3 に従い所要の対応を図るべきであること。
- 5 新基準省令の表中 32 の項から 51 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添 3 に従い所要の対応を図るべきであること。

水質異常時の対応について

水質異常時の対応については、以下によるものとする。

1 新基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じること。具体的には次のような場合が考えられる。

イ 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき

ロ 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき

ハ 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき

ニ 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき

また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止すること。

イ 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合

ロ 臭気及び味に著しい変化が生じた場合

ハ 魚が死んで多数浮上した場合

ニ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

(2) 関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はそのおそれが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは、テレビ、ラジオ、広報車を用いることなどにより緊急事態にふさわしい方法をとること。

(3) 水源の監視

原水における水質異常を早期に把握するため、各水道にあつては水源の監視を強化するとともに、水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入等を図ること。

また、水源の水質異常時に直ちに適切な対策が講じられるよう、平常より関係者との連絡通報体制を整備すること等を図ること。

2 新基準省令の表中32の項から51の項までの上欄に掲げる事項

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、健康に関連する項目に準じて適切に対応すること。

参考資料 3

○ 水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について

(平成 19 年 3 月 30 日)

(健水発第 0330005 号)

(各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部(局)長 あて厚生労働省健康局水道課長通知)

最終改正 令和元年 5 月 29 日薬生水発 0529 第 1～2 号

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、水道におけるクリプトスポリジウム等の対策については、「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」(「水道水中のクリプトスポリジウムに関する対策の実施について」(平成 8 年 10 月 4 日付け衛水第 248 号通知)の別添。以下「暫定指針」という。)を貴管下の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者(政令市及び特別区にあつては専用水道の設置者に限る。以下「水道事業者等」という。)に対し、周知を図り、これに基づき指導されるようお願いするとともに、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号。以下、「施設基準省令」という。)において、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にはろ過等の設備を設置すべきことを規定し、対策の推進を図ってきたところです。

対策を更に充実するため、クリプトスポリジウム等について必要な調査研究を行っていたところですが、今般、最新の科学的知見等を踏まえ、施設基準省令を改正するとともに、新たに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(以下、「指針」という。)を別添のとおりとりまとめ、平成 19 年 4 月 1 日より適用することとしました。

つきましては、改正後の施設基準省令及び指針に基づくクリプトスポリジウム等の対策が的確に講じられるよう、貴管下の水道事業者等に対し、指針について周知を図るとともに、これに基づく対策が徹底されるよう御指導についてよろしく申し上げます。

また、貴職におかれては、水道水からクリプトスポリジウム等が検出された場合等には、迅速に情報を収集するとともに直ちに当該水道事業者等の給水区域を管轄する衛生行政担当部局に情報提供するようお願いいたします。

なお、当省においては、引き続き、指針に基づく対策の実施状況について点検するとともに、新たな知見の集積を行い、適宜指針を見直していくこととしておりますので、貴職の御協力を併せてお願いいたします。

記

第 1 指針設定の趣旨

1. 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設整備、原水等の検査、運転管理、施設整備中の管理等の措置を示した。
2. 新たに導入することとした紫外線処理について、紫外線処理の適用要件、原水の水質変化時の対応、及び、紫外線照射量の常時監視等の運転・維持管理に必要な事項を示した。なお、紫外線処理設備を導入する際の適用要件および運転管理に関する現時点での知見について、参考資料として別途提供す

ることとした。

第2 留意事項

1. 定期的な原水に係る検査の実施について

水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成19年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。

また、平成20年度に実施する検査について水質検査計画を策定する際には、原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて、当該計画に位置付けられたいこと。

2. 定量的な汚染リスクに関する知見の収集について

クリプトスポリジウム等及び指標菌に関しては、水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に関する定量的な知見が必ずしも十分でないことから、今回示した指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法により、汚染リスクに関する定量的なデータの集積に努めるべきであること。また、当省においては、これらの知見を踏まえ、今後、定量的な汚染リスクに基づく予防対策等について検討を進めることとしていること。

3. 水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法については、標準的な検査方法を別途通知により示すこととした。

第3 関係通知の改廃等

平成19年4月1日付けをもって、厚生省生活衛生局水道環境部長通知「水道水中のクリプトスポリジウムに関する対策の実施について」（平成8年10月4日付け衛水第248号）及び「水道水中のクリプトスポリジウムに関する対策の実施について」（平成10年6月19日付け生衛発第1039号）並びに厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウムに関する対策の実施について」（平成13年11月13日付け健水発第100号）は廃止する。

なお、従来、暫定指針の添付資料として示されてきた、クリプトスポリジウム等の生物学的性状等の知見については、参考資料として別途提供することとしていること。

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針

1. 背景及び目的

水道水中のクリプトスポリジウムによる感染症については、米国ウィスコンシン州ミルウォーキー市で40万人以上が感染した事例など、海外でいくつかの事例が報告されている。このような状況を踏まえ、WHOは平成7年12月からクリプトスポリジウムを含む病原生物に係る飲料水水質ガイドラインの検討を開始し、その成果を飲料水水質ガイドライン(第2版)追補版(平成14年)以降、同(第3版)(平成16年)、同(第4版)(平成23年)にとりまとめている。

一方、平成8年6月には、我が国で初めての水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症(クリプトスポリジウム症)が埼玉県越生町で発生した。

このため、厚生労働省では、平成8年に「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」を策定し、さらに平成10年及び平成13年に同指針の改定を行った。

しかしながら、各水道施設における対策の進捗状況は十分とは言えず、平成15年の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、「水道水の安全に万全を期するためには、これら耐塩素性病原微生物に対する対策を一層推進していく必要がある」と提言されたことから更に検討を進め、平成19年3月にレベル4からレベル1までのクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策を実施すべきことやレベル3の施設への対策として紫外線処理設備を位置づけること等を規定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定し、平成19年4月から適用している。

さらに、我が国の厚生労働科学研究の成果や諸外国の報告書等から、地表水への対策として、ろ過設備を導入した上で紫外線処理設備を導入することによって、従来のろ過処理と同等以上の対策を取ることが可能であるとの科学的知見が得られたことを踏まえ、レベル4の施設の予防対策に紫外線処理設備を新たに位置付けるために、令和元年5月、本指針を一部改定した。

なお、本指針は、我が国において特に対策を講ずべき耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジア(以下、「クリプトスポリジウム等」という。)を対象として作成している。

2. 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

(1) レベル4 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い)

地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設

(2) レベル3 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある)

地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設

(3) レベル2 (当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)

地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設

(4) レベル1 (クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)

地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設

○感染経路

クリプトスポリジウムは人間や哺乳動物(ウシ、ブタ、イヌ、ネコ等)の消化管内で増殖し、感染症をもたらす。これらの感染した動物の糞便に混じってクリプトスポリジウムのオーシストが環境中に排出され、オーシストを経口摂取することにより感染症による被害が拡大する。水源がクリプトスポリジウムにより汚染された水道においては、浄水施設でクリプトスポリジウムを十分に除去又は不活化できなければ、水道水を経由して感染症による被害が拡大するおそれがある。また、ジアルジアについても水系を通じた感染症を起こすおそれがあり、基本的にクリプトスポリジウムに対する予防対策を講じることが有効と考えられる。

○指標菌

大腸菌(*E. coli*)及び嫌気性芽胞菌は水道原水の糞便による汚染の指標として有効である。また、その感染経路から、糞便により汚染された水源の水にはクリプトスポリジウム等が混入するおそれがある。このため、原水にいずれかの指標菌が検出された場合には「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」に該当することとなる。

○リスクレベルの判断

(1) レベル4

クリプトスポリジウム等については、し尿、下水、家畜の糞尿等を処理する施設から排出される汚水その他、イノシシ、シカ、サル等の野生生物の糞便も汚染源となることから、地表水である原水から指標菌が検出されている場合は、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高いと判断される。

(2) レベル3

レベル4に該当しない、伏流水、浅井戸等を水源とする施設であっても、原水から指標菌が検出されることがある場合、当該原水は糞便により汚染されていると考えられることから、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあると判断される。

(3) レベル2

原水から指標菌が検出されていない場合は、当該原水は糞便により汚染されていない

いと考えられることから、当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性は低いと判断される。

(4) レベル1

井戸のケーシング等が破損していないこと、ストレーナーが被圧地下水のみを取水できる位置にあること等が確認され、かつ、原水の水質検査結果から地表水が混入していないことが確認できる井戸（例えば、大腸菌、トリクロロエチレン等が検出されていないこと等）から取水した被圧地下水を原水とし、当該原水から指標菌が検出されることがない場合には、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性は低いと判断される。

指標菌の検査には別に定める検査方法を用いることを原則とする。

なお、通常使用されていない水源についても、そのリスクレベルを判断しておくこと。

こうしたリスクレベルの判断フローは図に示すとおりである。

3. 予防対策

水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講ずること。

(1) 施設整備

(ア) レベル4

以下のいずれかの施設を整備すること。

- (a) ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）であって、ろ過池またはろ過膜（以下、「ろ過池等」という。）の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なもの。
- (b) ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備であって、以下の要件を満たすもの。
 - ① クリプトスポリジウム等を99.9%以上不活化できる紫外線処理設備であること。
 - ② 十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。
 - ③ ろ過池等の出口の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること。

(イ) レベル3

以下のいずれかの施設を整備すること。

- (a) ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）であって、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なもの。

(b) 紫外線処理設備であって、以下の要件を満たすもの。

- ① クリプトスポリジウム等を 99.9%以上不活化できる紫外線処理設備であること。
- ② 十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。
- ③ 原水の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること（過去の水質検査結果等から水道の原水の濁度が2度に達しないことが明らかである場合を除く。）。

○紫外線照射量

- ・ WHO 飲料水水質ガイドライン（第3版：平成16年）によれば、低圧紫外線ランプから発せられる紫外線 $10\text{mJ}/\text{cm}^2$ （照射強度 $(\text{mW}/\text{cm}^2) \times$ 照射時間 (s) ）を水に照射することにより、当該水中のクリプトスポリジウムを 99.9%不活化すること（3 log 不活化）ができる。また、紫外線 $5\text{mJ}/\text{cm}^2$ を水に照射することにより、当該水中のジアルジアを 99%不活化すること（2 log 不活化）ができる。
- ・ 紫外線消毒ガイダンスマニュアル（米国 EPA：平成18年）によれば、低圧紫外線ランプから発せられる紫外線 $12\text{mJ}/\text{cm}^2$ を水に照射することにより、当該水中のクリプトスポリジウムを 99.9%不活化することができる。また、紫外線 $11\text{mJ}/\text{cm}^2$ を照射することによりジアルジアを 99.9%不活化することができる。
- ・ WHO 飲料水におけるクリプトスポリジウムのリスク評価（WHO：平成21年）によれば、低圧紫外線ランプから発せられる紫外線 $9\text{mJ}/\text{cm}^2$ を水に照射することにより、当該水中のクリプトスポリジウムを 99.9%不活化することができる。

○クリプトスポリジウム等を 99.9%以上不活化できる紫外線処理設備の具体例

- ・ 処理対象とする水の全量に対して、概ね $10\text{mJ}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線（253.7nm 換算）を照射できる構造のもの。（※1）
- ※1 253.7nm 換算照射量は、光源から発光される 200nm から 300nm の紫外線について、そのクリプトスポリジウム等不活化効果を、253.7nm 付近の紫外線を基準として、他の波長の照射量を換算して算出する。
- ・ 紫外線照射槽は水流の偏りのない、所定の滞留時間が得られる構造のもの。
 - ・ 適正なランプ照射強度を持つ紫外線ランプを選定し、必要な紫外線強度分布を得られるようランプが配置されているもの。
 - ・ ランプスリーブ等を適切に洗浄できるもの。
 - ・ 紫外線ランプの点灯状況を常時確認できるもの。

○紫外線処理設備の整備に関する留意事項

- ・ 水質、水量の計測設備を設置し、効率的な運転、信頼性の向上を図ること。
- ・ 地震時の揺れ対策やランプ本体やランプスリーブ等の破損防止措置をとること。
- ・ 紫外線照射を阻害する物質がランプスリーブ等の表面に付着することによる紫外線照射量低下の影響をできるだけ避けるため、処理対象水中の鉄が $0.1\text{mg}/\text{L}$ 以下、

硬度が 140mg/L 以下及びマンガンが 0.05mg/L 以下であることが望ましいこと。

- ・ 紫外線照射槽を二つ以上の複数基に分けて設置し、一つの設備が故障しても最低限の処理水量が得られる設計とすることが望ましいこと。
- ・ ランプ寿命や流量等について考慮した、紫外線照射量の自動制御が望ましいこと。
- ・ 停電時の対策として非常用電源設備を設けることが望ましいこと。
- ・ 異常時の緊急遮断弁を設置することが望ましいこと。
- ・ 浄水処理の安全性を一層高めるために、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備と紫外線処理設備を併用することとしてもよいこと。

(2) 原水等の検査

(ア) レベル 4 及びレベル 3

- ・ 水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を 3 ヶ月に 1 回以上、指標菌を月 1 回以上検査すること。

(イ) レベル 2

- ・ 3 ヶ月に 1 回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。

(ウ) レベル 1

- ・ 年 1 回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。
- ・ 3 年に 1 回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行うこと。

○留意事項

レベル 4 及びレベル 3 の場合、浄水を毎日 1 回 20L 採水し、ポリタンクに注入した水または採水した水から得られるサンプルを 14 日間保存することが望ましい。そのための採水は浄水施設で行うことが望ましいが、当該浄水場からの給水を受ける配水系統内の給水栓の水でも差し支えない。

なお、採取した水については直射日光や高温となる場所を避けて冷暗所に保存すること、採水した水から得られるサンプルについては、乾燥を避けて冷蔵保存することが望ましい。

クリプトスポリジウム等の検査には別に定める検査方法を用いることを原則とする。

(3) 運転管理

(ア) ろ過

- ① ろ過設備であって、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能

なものを整備することにより対応する場合は、ろ過池等の出口の濁度を常に 0.1 度以下に維持すること。

- ② ろ過設備及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備を整備することにより対応する場合は、ろ過池等の出口の濁度を可能な限り低減させること。(※2)
- ③ ろ過池等の出口の濁度を常時把握すること。
- ④ ろ過方式ごとに適切な浄水管理を行うこと。特に急速ろ過法を用いる場合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。
- ⑤ 凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。

※2

- ・ 地表水は、地下水に比べ、地表や河川中の土砂等が流入するため大量の浮遊物質等を含むものであり、濁度等の水質の変動度合いは大きい。微生物は一般には粒子に付着しており、ろ過による濁度の除去は浄水処理水中の微生物汚染を大幅に除去する。さらに濁度は、生物を保護し、消毒の効果を著しく妨げる可能性があり、多くの浄水処理は消毒の前に懸濁物質の除去をするよう指示されている。これは、塩素やオゾンなどの化学消毒剤の消毒の効率を向上するだけでなく、水中の光の伝播が粒子により弱められるので、紫外線放射等の物理的消毒プロセスの効果を確保する重要な一つの過程でもある。これらのことから、ろ過池等の出口の濁度は可能な限り低減させることが望ましい。
- ・ WHO 飲料水水質ガイドライン（第4版：平成23年）によれば、濁度については、「However, to ensure effectiveness of disinfection, turbidity should be no more than 1 NTU and preferably much lower. Large, well-run municipal supplies should be able to achieve less than 0.5 NTU before disinfection at all times and should be able to average 0.2 NTU or less. (消毒の効果を確保するためには、濁度は1 NTU を超えるべきではなく、もっと低い方が望ましい。良好に運営されている市町村の大規模な供給では、消毒前で常時 0.5 NTU 未満を達成できるはずであり、平均は 0.2NTU 以下にできるはずである。)」とされている。
- ・ 測定法や濃度条件にもよるが、1 NTU はおよそ 0.6~0.8 度と換算できるとの報告がある（参考：クリプトスポリジウム—解説と試験方法—（日本水道協会 平成15年）等）。

○共通の留意事項

- ・ 原水水質の変化を浄水処理操作に即時に反映できるようにすること。なお、その際、目視のみによって浄水処理の効果を判断せず、必ず十分に調整された濁度計を用いること。
- ・ ろ過池等の出口の濁度は各ろ過池等ごとに測定することとするが、不可能な場合の他、各ろ過池等の出口の濁度を把握する合理的な監視方法がある場合には、各処理系統ごとに測定することとし、いずれの場合も測定記録を残すこと。

○急速ろ過法における留意事項

a) 凝集用薬品の注入

- ・ 原水が低濁度であっても急速砂ろ過池でろ過するのみではクリプトスポリジウム等を含めコロイド・懸濁物質の十分な除去は期待できないので、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。
- ・ 原水の濁度、pH、水温、アルカリ度等の検査結果に即応して、凝集剤の適正な注入率が調整できるよう、また、適正な pH に調節できるよう、必要な機器の整備と維持管理を行うこと。
- ・ 凝集剤の注入率は、処理する原水を用いたジャーテストにより決定することが基本であることから、定期的にジャーテストを実施すること。また、注入率及び pH が適正なものになっているかどうかを確認するため、原水の水質、並びに、当該原水に係る凝集沈殿処理水及びろ過水の濁度の相関関係を十分把握し、注入率及び pH の調整にフィードバックすること。
- ・ 原水水質が急変した場合にはジャーテストを行う必要があるが、当該ジャーテストの結果を注入率の調整に用いるまでの間タイムラグがある。そのため、あらかじめ、原水に濁度成分（上流の河床底泥等）を添加した人工高濁度水を用いた実験の結果や過去の実績値に基づいて、高濁度時の注入率を設定しておくこと。なお、水源に汚染源が新たに立地された場合には、必ず設定注入率を見直すこと。
- ・ 凝集剤、アルカリ剤等の浄水用薬品は、その使用期限を遵守して用い、注入量等の記録を残すこと。

b) 凝集操作

- ・ 凝集剤を注入した直後に攪拌し、原水全体に一様に凝集剤を拡散させること。
- ・ 凝集用薬品の注入率を変えたときには、必ず、フロック形成池及び沈殿池での処理結果を確認すること。

c) 沈殿操作等

- ・ 沈殿池の滞留時間、池内の流速に留意し、十分な沈殿処理を行うこと。
- ・ 沈殿効果を高める必要がある場合は、傾斜板等を設置すること。

d) 急速ろ過操作

- ・ ろ過池のろ過速度を急激に変更してはならないこと。
- ・ ろ過池は、目詰まりの発生が少ない場合であっても、適切な間隔で洗浄を行うこと。
- ・ ろ過池の洗浄は適正な逆流洗浄速度で行うこと。
- ・ ろ過池の洗浄は、通常、洗浄排水の最終濁度が 2 度以下となることを目標として行うこと。可能であれば 1 度以下を目標とすることが望ましいこと。また、洗浄の終了時には逆流洗浄速度を段階的に減少すること。
- ・ ろ過池の洗浄等の直後はろ過機能が発現していないため、ろ過開始後のろ過速度を設定流量まで段階的に増加することや捨て水を行うこと等により、ろ過池出口の濁度を維持できるようにすること。

e) ろ過池洗浄排水等の原水への返送管理

- ・ 水道原水水質に急激な変化が生じないよう返送に係る運転・管理に留意すること。
- ・ ろ過池で捕捉されたクリプトスポリジウム等が再び浄水施設内で循環しないように、可能な限り排水池等に濁質の低減機能を持たせること。

○緩速ろ過法における留意事項

- ・ 生物ろ過膜の損傷を防ぐため、ろ過速度はおおむね5m/日を超えないように、また、ろ過速度の急激な変化が発生しないようにすること。
- ・ かき取ったろ過砂を再利用する場合には、洗浄水の濁度が2度以下になる程度まで洗浄し、洗浄水は水道原水として利用しないこと。
- ・ かき取り後、ろ過水を排水しながら、生物膜が再び形成されるろ過池出口の濁度が十分低くなるまで、低いろ過速度から徐々に速度を上げるようにすること。

○膜ろ過法における留意事項

- ・ 膜の損傷による事故を防止するため、異常の有無を適切に検知又は検査するとともに、異常が発見された場合には、直ちに該当する膜ろ過設備の運転を停止すること。

(イ) 紫外線処理

- ① 紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、十分に紫外線が照射されていることを確認すること。(※3)
- ② 紫外線処理の対象となる水が以下の水質を満たさなくなった場合は通水を停止すること。
 - ・ 濁度 2度以下であること
 - ・ 色度 5度以下であること
 - ・ 紫外線(253.7nm付近)の透過率が75%を超えること(紫外線吸光度が0.125abs./10mm未満であること)
- ③ 常に設計性能が得られるように維持管理(運転状態の点検、保守部品の交換、センサー類の校正)を適正な頻度と方法で実施し、記録すること。

※3 例えば、処理対象とする水の全量に対して紫外線(253.7nm換算)の照射量が概ね10mJ/cm²以上得られていることを確認する。

○留意事項

- ・ 紫外線処理の対象となる水の水質が要件を満たさなくなった場合は、不活化に必要な紫外線照射量が得られないおそれがあるため、直ちに通水を停止すること。特に濁度に関しては、常時監視が可能な濁度計により濁度変動に常時注意を払う必要があること。
- ・ 紫外線強度計の受光部の曇り及び汚れの有無、使用時間を確認し、定期的に洗浄、校正、交換を行うこと。

- ・ 紫外線照射槽内の流量について、設計値、ユニットごとの設定流量からの乖離がないか確認すること。
- ・ 紫外線ランプの点灯状況、運転時間及び出力を把握し、消灯あるいは、ランプまたは紫外線照射施設の状況に応じ必要な出力以下に低下した場合は交換すること。
- ・ ランプスリーブ等を定期的に洗浄すること。紫外線照射の有無にかかわらず紫外線照射槽内に水がある場合はランプスリーブ等の汚れの原因となるため、紫外線照射停止中であってもランプスリーブ等を定期的に洗浄すること。なお、自動洗浄装置を備えておくことが望ましいこと。
- ・ 紫外線照射槽内の流量、水温を定期的に監視し、異常が発生した場合には速やかに運転を停止し、設備を点検すること。
- ・ 紫外線が人体に直接照射されることがないように、ランプ交換等の作業時はランプを消灯し、やむを得ずランプ点灯時に作業する必要がある場合には手袋や紫外線保護マスク等を着用すること。
- ・ 適切な日常点検及び記録（ランプの点灯状況、紫外線強度・照射量、ランプ交換日及び点灯積算時間等）を行うとともに、必要な予備部品を保管しておくこと。使用済み紫外線ランプは適切に処分すること。

（ウ）施設整備中の管理

①レベル4

クリプトスポリジウム等対策のために必要な施設整備を早急に完了する必要があるが、整備中の期間においては、原水の濁度を常時計測して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、濁水等により原水の濁度レベルが通常よりも高くなった場合には、原則として原水の濁度が通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。

ただし、上流の河川工事等が水道原水の濁度を上昇させている場合、底泥をまき上げない工事等のように必ずしもクリプトスポリジウム等による汚染を生じさせないものもあるため、当該工事の種類、場所その他を勘案して取水停止の必要性を判断すること。

②レベル3

クリプトスポリジウム等対策のために必要な施設整備に時間を要する場合には、以下のいずれかの措置をとること。

- ・ 過去の水質検査結果等から濁水等により原水の濁度レベルが高くなることが明らかである場合には、原水の濁度を常時計測して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、原水の濁度レベルが通常よりも高くなった場合には、原則として原水の濁度が通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。
- ・ その他の場合には、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査の結果、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高くなったと判断される場合には、取水停止等の対策を講じること。

○留意事項

クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間におい

ては、原水の水質監視を徹底し、クリプトスポリジウム等が混入するおそれが高まったと判断される場合には、取水を停止する等の対策を講じる必要があること。

(4) 水源対策

地表水若しくは伏流水の取水施設の近傍上流域又は浅井戸の周辺にクリプトスポリジウム等を排出する可能性のある污水处理施設等の排水口がある場合には、当該排水口を取水口等より下流に移設し、又は、当該排水口より上流への取水口等の移設が恒久対策として重要であるので、関係機関と協議のうえ、その実施を図ること。

また、レベル3又はレベル4の施設においてクリプトスポリジウム対策に必要な施設を整備することが困難な場合には、クリプトスポリジウム等によって汚染される可能性の低い原水を取水できる水源に変更する必要があること。

○水源対策の実施に関する留意事項

一般に、污水处理施設等の排水口下流に近接して、水道原水の取水口が設けられている場合は少ないが、特にクリプトスポリジウム等による汚染の可能性のある污水处理施設等の場合は、より一層の注意が必要であること。

また、水道の取水口の上流近傍に污水处理施設が設けられる場合が考えられるが、この場合には、当該施設の排水口を水道の取水口の下流に位置させる等、水道事業者等は関係機関と十分協議する必要があること。

レベル3又はレベル4に該当する施設であってクリプトスポリジウム等対策に必要な施設を整備することが困難な場合には、水源を変更することにより、レベル1又はレベル2に移行する必要があること。

○水源対策実施後のリスクレベルの判定

水源対策実施後は、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査結果に基づきリスクレベルを改めて判断することができること。

4. クリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応

クリプトスポリジウム症等が発生し、水道水がその原因であるおそれがある場合には、関係者は次の対応措置を講ずること。

(1) 応急対応の実施

水道事業者等をはじめ、都道府県の関係部局は連携して応急対応を実施すること。

○連絡体制の整備

感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県（水道行政担当部局、感染症担当部局、食中毒担当部局、保健所等）、水道事業者、

水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこと。感染症が発生した場合、予め策定したマニュアルに基づき水道事業者等は都道府県へ、都道府県は国へそれぞれ報告し、連絡を密にすること。また、水道用水供給事業者等とその受水事業者との間の連携を密にし、水道利用者への対応と水道施設における対応を協調して実施すること。

(2) 水道事業者等における応急対応

①水道利用者への広報・飲用指導等

下痢患者等の便からクリプトスポリジウム等が検出される等、水道が感染源であるおそれが否定できない場合には、直ちに、水道利用者への広報・飲用指導等を行うこと。

○広報の実施

クリプトスポリジウム等による感染症の発生状況から見て、水道が感染源であるおそれが否定できないと判断される場合には、水道事業者等は都道府県と協力して直ちに、水道利用者に対する広報・飲用指導を行う必要があること。なお、レベル3またはレベル4の浄水施設において、浄水処理の異常等によって、運転管理の要件を確保できなくなった場合においても、当該水道水が感染源となるおそれがあることに留意して、必要に応じた広報等を行うこと。

○広報の手段

クリプトスポリジウム等による感染症の拡大を防止するため、また、水道の利用者の混乱を招くことがないように、各種手段（広報車、ビラ、新聞、テレビ、インターネット等）を活用して、迅速かつ確実に広報を行うこと。

○広報の内容

飲用時の注意事項（例：煮沸して飲用すること）や、二次感染の予防方法（例：手洗いを十分行うこと、手拭きを共用しないこと）について周知するとともに、クリプトスポリジウム症等の症状や感染予防策、水道事業者の対応等について、わかりやすくかつ詳細に伝えること。広報の具体例を別添1、2に示す。

②水道施設における応急対応

水道水がクリプトスポリジウム等に汚染されたおそれのある場合には、浄水場からの送水を停止する等の措置を講じた上で、浄水処理の強化を行うか、または、汚染されているおそれのある原水の取水停止・水源の切り替え等を実施すること。

その後、配水管等の洗浄を十分に行った上で、クリプトスポリジウム等の有無の検査により、飲用水としての利用に支障がないと判断された場合に給水を再開すること。

○給水停止等の実施

水道水がクリプトスポリジウム等に汚染されたおそれのある場合には、汚染の疑われる浄水場からの送水を停止する等の措置を迅速かつ確実に行うこと。このために通常時より、必要なバルブ等の作動状態を点検しておくこと。

○ろ過等の強化

ろ過については、浄水用薬品の注入率、ろ過速度等の調整を行い、浄水処理条件を適正化し、ろ過池出口の濁度の低減を徹底すること。また、紫外線処理については、必要な紫外線照射量が常時照射されていることを確認すること。

○取水停止／水源の変更

浄水処理が適切に実施できない場合には、クリプトスポリジウム等に汚染されているおそれのある原水の取水を停止し、可能な場合は糞便による汚染のない他の水源に切り替えること。

○水道利用者への広報の徹底等

クリプトスポリジウム等による感染症の拡大を防止するため、また、水道の利用者の混乱を招くことがないように、水道水を飲用することによりクリプトスポリジウム等に感染する危険があることについて、各種手段（広報車、ビラ、新聞、テレビ、インターネット等）を活用して、迅速かつ確実に広報を行うこと。

○給水の確保

断水等による生活への重大な影響や、洗浄を行うための清浄な水の不足が生ずることも想定されることから、あらかじめ、緊急時には汚染されていない水源を活用し、又は、水道用水供給事業による給水量を増加させること等により対処できるよう施設の整備をしておくこと。

なお、給水を停止した場合、代替水源への切り替えや受水量の増加、送配水系統の切り替え等の措置を行っても断水等が生じ、水道利用者の生活に重大な影響を及ぼしたり、洗浄を行うための清浄な水が不足したりする場合に限り、応急的措置として、水道利用者が飲用時の注意事項や二次感染の予防方法等について十分周知、徹底したと判断できる場合において、ろ過等の強化を行った上で、経口感染のおそれのない用途において使用することとすることができる。

○汚染された施設の洗浄

汚染された配水系統内の水道水の排水を行うとともに、汚染されていない水道水で配水管や配水池等の施設の洗浄を十分行うこと。この場合、配水管からの排水が速やかに実施できるよう、ドレンの適切な設置、配水管網の点検を行うこと。

○水質検査の実施

感染症の発生の原因や影響の規模を特定するため、浄水サンプルを保存している場合には、必要に応じ、それらについてクリプトスポリジウム等の検査を行うこと。

また、給水の再開にあたっては、給水栓水、配水池水及び浄水池水についてクリプトスポリジウム等に係る水質検査を行い、給水栓、配水池及び浄水池のそれぞれにおいて検水 20L についてクリプトスポリジウム等が検出されないことを確認すること（水質検

査は、確実性を高めるため、各3試料について40L（給水栓、配水池及び浄水池の各々の水について40Lを3回、一箇所につき合計120L）ずつ採水し行うこと。

なお、紫外線処理を用いる施設においては、給水栓までの配水系統内の水道水が、必要な量の紫外線を照射されている水に十分に入れ替わったことを確認すること。

また、水源を切り替えることにより給水を再開する場合については、新規の水道原水についても併せて水質検査を行うこと。

水質検査方法については、別に定める方法を用いること。

（3）都道府県等の水道行政担当部局における対応

関係の水道事業者等、都道府県の感染症担当部局、試験研究機関等と連携を密にして、水道事業者等における対応の円滑な実施を支援するほか、関係都府県とも連絡を密にし、自らも住民への広報に努める等、対策の早期実施に努めること。

○水道利用者への広報・指示

水道事業者等と連携し、都道府県の感染症担当部局等や保健所を通じて、病院、老人保健施設、社会福祉施設、学校等をはじめとし、利用者に広報・指示を行うとともに、患者等の問い合わせ等に適切に対応すること。

○受水槽の管理

受水槽の設置者に対し、給水の停止及び水槽内の清掃を行うよう指導すること。また、給水の再開は、汚染されていない水に入れ替えたのちに行うよう指導すること。

○近傍の水道事業者等への連絡等

近傍の地表水又は地表水の影響を受ける地下水（伏流水、浅井戸）を水源とする水道事業者等に対し、クリプトスポリジウム症等の発生について速やかに情報提供を行うとともに、浄水処理の徹底を指導すること。

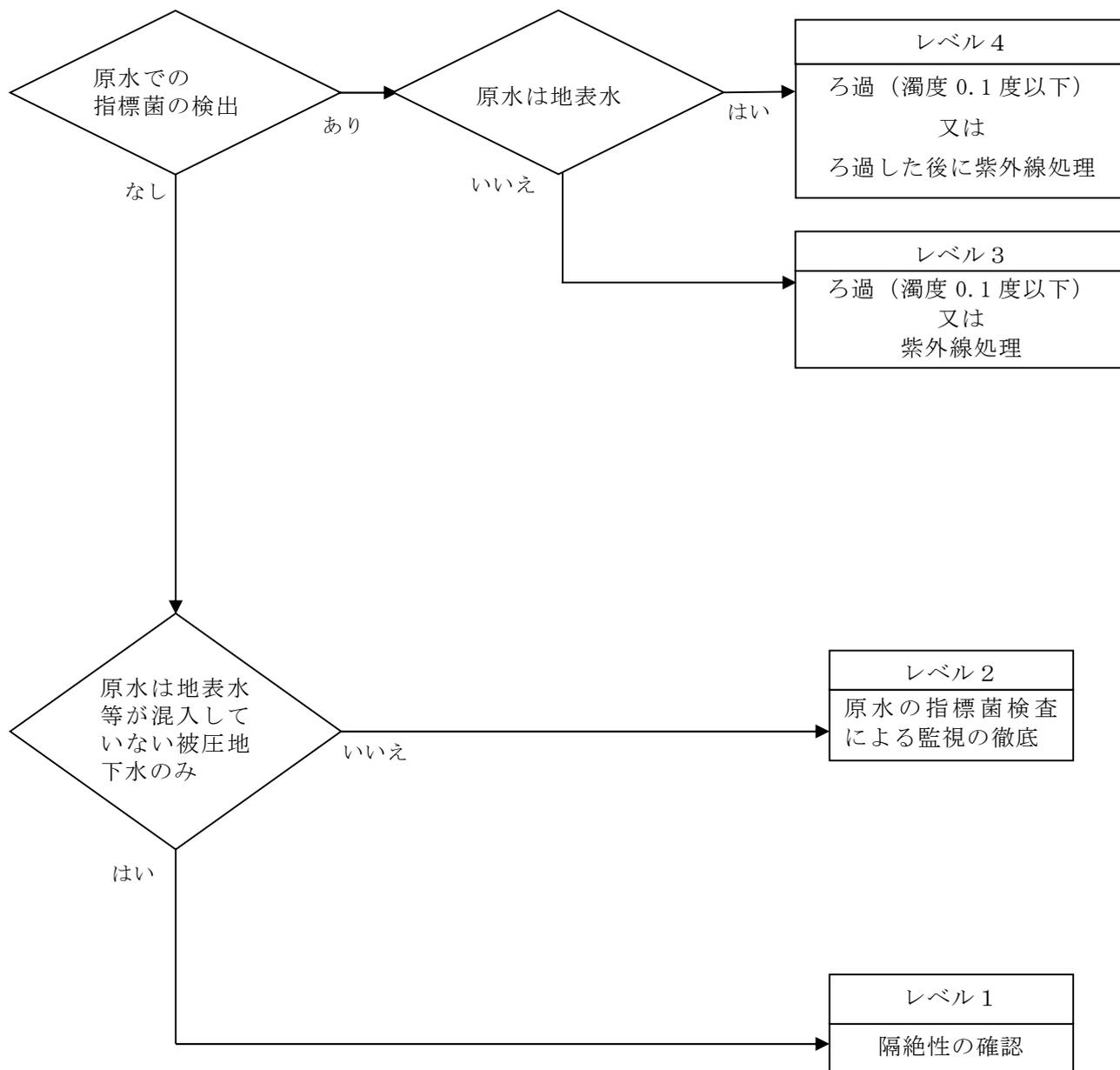


図 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断の流れ

【別添1】

水道がクリプトスポリジウムの感染源であるおそれが否定できない場合の広報の具体例

1 クリプトスポリジウムに関する情報の提供

水道利用者等に混乱を生じないように、クリプトスポリジウム症の特徴などを十分説明する。

●クリプトスポリジウムは人間や牛などの小腸に寄生する原虫です。

クリプトスポリジウムは人の他に牛、豚、犬、猫などのほ乳動物の腸に寄生する、大きさは4～6 μm (1 μm は1mmの千分の1)の原虫です。感染した人や動物の糞便と一緒にオーシストと呼ばれる形で体の外へ排出され、感染源となります。排出量は、1日当たり、人では約10億個、ウシでは約100億個といわれています。

湿った環境の中では、クリプトスポリジウムは2～6ヶ月間、感染力を持っています。

●クリプトスポリジウムは食べ物や水を介して口から感染します。

クリプトスポリジウムのオーシストを、食べ物や水を介して口から摂取すると、クリプトスポリジウムは小腸の組織に入り込み増殖を始めます。

●クリプトスポリジウムに感染した場合の症状は下痢や腹痛です。

クリプトスポリジウムが人に感染症を引き起こす原因として知られ始めたのは、1976年からです。

クリプトスポリジウムに感染すると、2～5日後に、下痢、腹痛、吐き気や嘔吐、軽い発熱などの症状が始まります。下痢はさらさらの泥水の様で、血液が混じることはありません。感染しても症状が出ない人もいます。

健康な方で免疫が正常に働いていれば、クリプトスポリジウム症の症状は4、5日～約1週間程度でなくなります。長い場合は2週間ほど続く場合もありますが、生命に関わる病気ではありません。

一方、免疫不全の方やガンの治療で免疫抑制療法を受けている方などの場合、病気が長びき、深刻な症状になるおそれがあります。

●感染症にかかったら水分の補給に心がけてください。

クリプトスポリジウムによる下痢は、免疫の作用で自然に治りますが、脱水症状にならないよう、水分の補給に気をつけてください。水やお茶よりもスポーツドリンクの方が吸収されやすく、脱水を防ぐのに有効です。

また、症状がひどくて心配な場合は、医師に相談してください。

2 感染症の予防

感染症の流行時に心掛けるべきことを説明する。

●手をきちんと洗ってください。

おむつの交換のあと、患者の糞便にさわったあと、また、料理など食べ物を扱う前には、アルコール綿等でふき取り、石けんで手を良く洗い紙タオル等で良く拭いて乾かしてください。

〔参考〕

クリプトスポリジウムに感染した場合、症状が治った後、あるいは症状が出なくてもオーストは便から排出されることから、2次感染を防止するため、便に触れた場合や飲食物を扱うときにはアルコール綿等でふき取り、石けん等で十分手を洗って良く拭いて乾かしてください。

●水は煮沸して飲んでください。

クリプトスポリジウムは熱に弱いので、水は1分以上煮沸して飲んでください。氷も湯冷ましを使って作ってください。プールの水、湖や川の水からも感染することがありますから、再生水を口にすることがないように注意してください。

この他、生ものは避け、加熱して調理してください。食器も良く拭き乾燥させてください。

〔参考〕

クリプトスポリジウムは加熱、冷凍、乾燥に弱く、60℃以上又は-20℃以下で30分間、又は、常温の場合で1～4日間乾燥状態におかれると、感染力を失います。飲用水の場合は、1分間沸騰させれば十分不活化できます。

●浄水器の使用にも注意してください。

家庭用等の浄水器については、全ての機種がクリプトスポリジウムの除去に有効であるわけではなく、1μmより大きい粒子が確実に除去できるもの以外は効果がありません。

また、クリプトスポリジウムを除去できる浄水器でも、継続した使用に伴ってカートリッジにクリプトスポリジウムが蓄積されるので、使用の手引きに従ってカートリッジの交換を適宜行ってください。なお、カートリッジの交換時には、手にクリプトスポリジウムが付着しないよう気をつけるようにし、交換後には手をよく洗ってください。

●その他

家族で下痢をしている人がいる場合、家族内感染を防ぐため、患者の方の入浴を最後にしてください。また、クリプトスポリジウムは熱湯に弱いので、患者のふん便で汚れた下着やおむつは熱湯をかけてから洗濯してください。

3 水道局での対応

水道事業者等の対応状況を広報し、住民の理解と協力を得ること。

●配水管の洗浄などに伴う断水に関する広報事項(例)

- ・目的 : 配水管内のクリプトスポリジウムを除去するため、管の洗浄を実施する
- ・断水の影響のある世帯、地域等
- ・断水の開始予定時刻及び終了予定時刻
- ・洗浄後の安全確認結果
- ・水道水の利用再開時の注意

しばらく水道水を放水し、給水管内のクリプトスポリジウムを流し出す。

【別添2】

水道がジアルジアの感染源であるおそれが否定できない場合の広報の具体例

1 ジアルジアに関する情報の提供

水道利用者等に混乱を生じないように、ジアルジア症の特徴などを十分説明する。

●ジアルジアは人間を含む多くの哺乳動物の小腸に寄生する原虫です。

ジアルジアは人やほ乳動物の腸に寄生する、大きさは長径8～12 μm 、短径5～8 μm (1 μm は1mmの千分の1)程度の大きさの原虫です。感染した人や動物の糞便と一緒にシストと呼ばれる形で体の外へ排出され、感染源となります。ジアルジアのシストは下痢の治まった後の有形便の中に多量に排出されます。排出されるシストの量は変動するようで、糞便1gあたり $10^6\sim 10^8$ 個、一人当たり1日10億個以上となりますが、感染しても検出限界以下のごくわずかのシストしか排出しない人も多く見られます。

湿った環境の中では、ジアルジアは少なくとも2ヶ月間、感染力を持っています。

●ジアルジアは食べ物や水を介して口から感染します。

ジアルジアのシストを、食べ物や水を介して口から摂取すると、ジアルジアは十二指腸や小腸の上皮細胞表面に吸着して増殖を始めますが、細胞や組織の中に侵入することはありません。一方、輸胆管やさらに上流部まで感染が広がることもあります。

●ジアルジアに感染した場合の症状は下痢や腹痛です。

ジアルジアが人に感染症を引き起こすことは、古くから知られていました。

ジアルジアに感染してから下痢、腹痛などの症状が出るまでの期間は一定しませんが、一般的には6～15日後とされています。下痢は水溶性の激しいものから泥状便まで様々ですが、血液が混じることはありません。また、感染しても症状が出ない人も多く見られます。

健康な方が感染しても2～4週間あるいはそれ以上と比較的長く症状が続きますが、生命に関わる病気ではありません。また、本症には治療薬が知られていることから、正しく診断されれば免疫不全患者においても深刻な症状に発展することはありません。

●感染症にかかったら水分の補給に心がけてください。

ジアルジアによる下痢は、免疫の作用で自然に治りますが、脱水症状にならないよう、水分の補給に気をつけてください。水やお茶よりもスポーツドリンクの方が吸収されやすく、脱水を防ぐのに有効です。

2 感染症の予防

感染症の流行時に心掛けるべきことを説明する。

●手をきちんと洗ってください。

おむつの交換のあと、患者の糞便にさわったあと、また、料理など食べ物を扱う前には、アルコール綿等でふき取り、石けんで手を良く洗い紙タオル等で良く拭いて乾かしてください。

[参考]

先にも触れましたが、ジアルジアのシストは下痢の治まった後の有形便の中に多量に排出されます。ジアルジアに感染した場合、症状が治った後、あるいは症状が出なくてもシストは便から排出されることから、2次感染を防止するため、便に触れた場合や飲食物を扱うときにはアルコール綿等でふき取り、石けん等で十分手を洗って良く拭いて乾かしてください。

●水は煮沸して飲んでください。

ジアルジアは熱に弱いので、水は1分間以上煮沸して飲んでください。氷も湯冷ましを使って作ってください。プールの水、湖や川の水からも感染することがありますから、再生水を口にすることがないように注意してください。

この他、生ものは避け、加熱して調理してください。食器も良く拭き乾燥させてください。

●浄水器の使用にも注意してください。

家庭用等の浄水器については、全ての機種がジアルジアの除去に有効であるわけではなく、1 μ mより大きい粒子が確実に除去できるもの以外は効果がありません。

また、ジアルジアを除去できる浄水器でも、継続した使用に伴ってカートリッジにジアルジアが蓄積されるので、使用の手引きに従ってカートリッジの交換を適宜行ってください。なお、カートリッジの交換時には、手にジアルジアが付着しないよう気をつけるようにし、交換後には手をよく洗ってください。

●その他

家族で下痢をしている人がいる場合、家族内感染を防ぐため、患者の方の入浴を最後にしてください。また、ジアルジアは熱湯に弱いので、患者のふん便で汚れた下着やおむつは熱湯をかけてから洗濯してください。

[参考]

便で汚れた下着などは比較的小さな容器(盥(たらい)やバケツなど)に入れて、熱湯をかけると効果的に消毒ができます。

3 水道局での対応

水道事業者等の対応状況を広報し、住民の理解と協力を得ること。

●配水管の洗浄などに伴う断水に関する広報事項(例)

- ・目的 : 配水管内のジアルジアを除去するため、管の洗浄を実施する
 - ・断水の影響のある世帯、地域等
 - ・断水の開始予定時刻及び終了予定時刻
 - ・洗浄後の安全確認結果
 - ・水道水の利用再開時の注意
- しばらく水道水を放水し、給水管内のジアルジアを流し出す。

参考資料 4

○水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

(平成 28 年 3 月 31 日 生食水発 0331 第 2～4 号)

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

厚生労働省では、水質異常時の対応について、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知)の第 2「水質異常時の対応について」により示していますが、平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応や平成 24 年 5 月の利根川水系のホルムアルデヒド前駆物質による水質事故等の経験を踏まえ、水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について「水質基準逐次改正検討会」及び「厚生科学審議会生活環境水道部会」の検討を経て、下記のとおり取りまとめました。

つきましては、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して周知いただくようお願いいたします。なお、本通知は「水質異常時の対応について」を補完するものであり、これを変更するものではないことに御留意ください。

また、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成 25 年 10 月 25 日付け健水発 1025 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知)により、水質事故等に関する情報の提供をお願いしているところですが、摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、当該通知に基づき情報提供をお願いしているケースに該当することから、直ちに厚生労働省水道課あて御報告をお願いします。御報告を受け、厚生労働省では同通知で示している「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき、飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正に努めてまいります。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 法律第 67 号)に規定する技術的助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者等及び国設置専用水道の設置者には別途通知していることを申し添えます。

記

1. 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の基本的な考え方

水質事故等により、浄水中の有害物質の濃度が一時的に基準値を一定程度超過する水質異常が生じた場合においても、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについては、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）の判断により、水道利用者に対して水道水の摂取を控えるよう広報しつつ、給水を継続（摂取制限を伴う給水継続）することが可能である。摂取制限を伴う給水継続の実施に当たっては、汚染状況（原因物質の特性、濃度、汚染の範囲等）、復旧までに要する時間、給水区域の規模や地域性に応じた摂取制限・給水停止による地域住民に対する影響、応急給水等代替手段確保の実現性、広報体制等を踏まえて、総合的に判断し、より社会的影響の小さい対応として選択する必要がある。

2. 摂取制限を伴う給水継続を行う対象となる物質等について

摂取制限を伴う給水の継続は、一般細菌や大腸菌、シアン、水銀のように基準値超過の継続時に給水停止が求められているものを対象に行うものではなく、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについて、一時的に基準値超過が見込まれる場合に行うことが可能となるものである。このため、水質基準項目のうち、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されている物質（表1）が対象となる。

摂取制限を伴う給水継続を行う際の個別の物質濃度や期間については、その原因や復旧に要する時間、当該事業者における処理方式や配水池の容量等の水道システムの対応能力等が様々であるため、一律の基準を設けることは困難であり、各水道事業者等が原因、影響等を踏まえて総合的に判断することが必要である。

表1 長期的な健康影響を考慮して基準が設定されている物質

3	カドミウム及びその化合物	20	ベンゼン
5	セレン及びその化合物	21	塩素酸
6	鉛及びその化合物	22	クロロ酢酸
7	ヒ素及びその化合物	23	クロロホルム
8	六価クロム化合物	24	ジクロロ酢酸
12	フッ素及びその化合物	25	ジブロモクロロメタン
13	ホウ素及びその化合物	26	臭素酸
14	四塩化炭素	27	総トリハロメタン
15	1,4-ジオキサン	28	トリクロロ酢酸
16	シス・トランス-1,2-ジクロロエチレン	29	ブロモジクロロメタン
17	ジクロロメタン	30	ブロモホルム
18	テトラクロロエチレン	31	ホルムアルデヒド
19	トリクロロエチレン		

3. 水質異常時の対応体制の整備について

水質異常が生じた際の対策について、予めその意思決定や実施体制、行政や他水道事業者等関係者との連携体制を検討、整備しておくことが必要である。

特に、水道用水供給事業者が水道事業に水道水を供給している場合や、水道事業者等が水道施設の運転管理を委託している場合等は、予め意思決定等に関する取り決めをしておくことが重要である。

水質異常時の対策に係る意思決定の参考とするため、専門家の意見を聴取できるような体制の整備が有効である。

また、摂取制限を伴う給水継続を実施する際の飲用水の応急給水に対応するためには、水源を別とする他の水道事業者等との連携体制を構築しておくことも有効である。

4. 摂取制限を伴う給水継続を実施する際の対応について

水質異常時には、水道事業者等は、直ちにその実態把握を行うとともに、その原因を究明し、所要の低減化対策を実施する必要がある。

また、摂取制限を伴う給水継続を実施する際は、水道利用者に対し応急給水により飲用水を確保することが必要である。飲用水の配布に関しては水道事業者等と行政との連携が必要であり、また、応急給水により飲用水を入手することが困難な者についての配慮が必要である。

5. 水道利用者に対する周知について

摂取制限を伴う給水継続を行う際は、水道事業者等は水道利用者に対し、水質に異常が生じていること又はそのおそれがあること、給水を継続しているが飲用は避けることについて速やかにかつ適切に周知する必要がある、解除に当たっても速やかに周知することが必要である。

周知の方法としては、近年用いられている新たな手法の導入の検討も有効であり、子どもやお年寄り等情報弱者対策を含めて複数の方法を用いて確実に行うとともに、水道利用者からの問い合わせに対応することも重要である。

(例) ビラ、エリアメール・緊急速報メール、ウェブ、連絡網、テレビ（データ放送）、ラジオ、広報車、防災無線 等

また、日頃から水道水が飲用できないことがあり得ることや、その際に水道事業者等が講じる対策及び周知の方法について、貯水槽水道の設置者を含め水道利用者と共有しておくことが有効である。

6. 摂取制限の解除について

摂取制限を解除するに当たっては、水道事業者等は、末端の給水栓において実施する水質検査により、基準値超過のあった物質について水質基準に適合していることを確認することが求められる。

検査を行う給水栓については、通常の水質検査における採水場所（配水管の末端等水が停滞しやすい場所）を参考に決定することとなるが、配水に要する時間等を踏まえて解除の方法を予め検討しておくことが重要である。